

平 成 2 5 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

平成25年 9 月 3 日 開会

平成25年 9 月18日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成25年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月3日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
同意第3号から認定第7号まで11件一括提案説明	4
散 会	9

9月5日（木曜日）第2号

議事日程	1 1
会議に付した事件	1 1
会議に出欠席した議員	1 1
説明のため出席した者の職、氏名	1 1
職務のため出席した者の職、氏名	1 1
開議の宣告	1 1
町政に対する一般質問	1 2
○2番 中川博夫君	1 2

1 町学校給食センターでの食物アレルギー事故対策は。

- (1) 除去対象食品は何種類か。
- (2) 除去食を提供する児童と、提供しない児童は何人いるのか。
- (3) 病院とのホットラインは結んでいるのか。

2 町女性職員の幹部登用を増やす。

- (1) 町の活性化のためにも今以上に登用しては。
- (2) 女性職員で作る会の設立計画はあるのか。
- (3) 3町と話し合う機会を増やす計画は。

3 愛知県交通刑務所の誘致について。

- (1) 町として交通刑務所を誘致する考えを持っているのか。その活動を行ったことがあるのか。
- (2) ないならば、なぜ活動しないのか。しない理由は何かあるのか。
- (3) 人口は増え交付税の収入も多くなり、町の財政も潤うのになぜ活動しないのか。

○8番 森川元晴君	1 8
-----------------	-----

1 本町の将来像について問う。

(1) 山下町長が希望を描く本町の将来像とは。	
(2) 少子・高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけるため今一番力を入れ具体的に取り 組まれている政策・対策は何か。またその効果はいつごろ実感できると考えているか。	
(3) 「住んでよかった」と実感でき、人口減少を抑える為にも、町民・住民の皆様に今、 何をお願いしていきたいと考えているか。	
2 本町で11月17日に県共催で開催される「津波・地震防災訓練」について、具体的内容に ついて問う。	
○5番 山本辰見君	26
1 給食センターの運営に関し、具体的に町長の考え方を問う。	
(1) 給食センターを民間委託の検討対象から外されたい。町長の基本方針を問う。	
(2) 安全な食材の確保、検査体制並びに地元産の農産物類の活用は進められているか。	
(3) 給食費の無償化を具体的に検討しないか。	
(4) 児童生徒への食育の推進の上で、給食センターの自立が大切であるが、一方で他市町 との広域統合が噂されるが町長の見解はいかがか。	
2 生活保護制度が改悪され、生活保護受給者を始めとした町民への影響はどうか。	
(1) 生活保護基準が8月から大幅に引き下げられたが、その主な内容と、今後の計画され ている見直しをどのようにとらえているか。	
(2) 町内における生活保護受給世帯のこの間の動向（相談数、申請数、保護開始等）と、 今後の生活保護基準の引き下げでどの程度影響を受けるのか。	
(3) 生活保護の引き下げが影響を与えるとされる最低賃金制度、年金制度、住民税の非課 税限度額などはどのようなになるか。	
(4) 国民健康保険制度、介護保険制度、就学援助制度などはどのような影響を与えると らえているか。	
(5) 国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下 げが起こらないように、どのような措置を講じているか。	
散 会	36
9月6日（金曜日）第3号	
議事日程	37
会議に付した事件	37
会議に出欠席した議員	37
説明のため出席した者の職、氏名	37
職務のため出席した者の職、氏名	37
開議の宣告	37
町政に対する一般質問	38
○6番 鈴木美代子君	38
1 地元養鶏事業所の臭いを減らす対策の指導について。	
2 保育料の引き下げについて。	

3 教職員の時間外労働に制限を。

- (1) 教育委員会として、今のこの実態をどのようにとらえているか。
- (2) 時間外労働（残業）を制限しているのか。
- (3) 部活など、顧問である教師の責任が重く、帰りが遅くなる原因ではないか。教育委員会としては今後どのように対処するつもりか。
- (4) 教師の仕事量が増えて、忙しくて子どもたちに目が届かない実態があるのではないかと懸念している。教育委員会の考えを伺う。

○10番 山本和久君 4 7

1 美浜町公共下水道事業に対する考えは。

- (1) 美浜町は下水道事業を実施することを何時決定したのか。
- (2) 低コスト化できる手法があると聞くが、どのような内容か。
- (3) 低コスト型下水とはいえ多額の事業費が必要となる。財源的に実現可能と考えるか。
- (4) 事業実施には住民の理解が必要不可欠である。今後、どのように説明、周知等していくのか。

2 美浜町が所有するパソコンの基本ソフト（OS）について。

- (1) 役場・町施設・小中学校にあるパソコンの業務及び学習施設の現状の環境は。また、今後の対応は。
- (2) 知多地域の各自治体の対応は。
- (3) 生涯学習センターのパソコン講座は、人気の学習講座で、基本ソフト変更を含む今後のパソコン講座のあり方は。

散 会 5 5

9月10日（火曜日）第4号

議事日程	5 7
会議に付した事件	5 7
会議に出欠席した議員	5 7
説明のため出席した者の職、氏名	5 7
職務のため出席した者の職、氏名	5 8
開議の宣告	5 8
同意第3号（質疑・討論・採決）	5 8
議案第39号（質疑・委員会付託）	5 9
議案第40号（質疑・委員会付託）	6 9
議案第41号（質疑・委員会付託）	6 9
認定第1号から認定第7号まで7件一括（質疑・委員会付託）	6 9
議案第42号（提案説明・質疑・討論・採決）	9 3
発議第5号から発議第7号まで3件一括（提案説明・質疑）	9 4
請願第1号（提案説明・質疑・委員会付託）	9 6
散 会	9 7

9月18日（水曜日）第5号

議事日程	9 9
会議に付した事件	9 9
会議に出欠席した議員	9 9
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 0
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 0
開議の宣告	1 0 0
議案第39号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 1
議案第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 3
議案第41号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 4
認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 5
認定第2号から認定第4号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 2
認定第5号から認定第7号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 5
発議第5号（討論・採決）	1 1 7
発議第6号（討論・採決）	1 1 7
発議第7号（討論・採決）	1 1 7
請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 8
議員派遣の件について	1 1 9
議会閉会中の継続調査事件について	1 1 9
閉 会	1 2 0

平成25年 9 月 3 日（火曜日）

第 3 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第 1 号）

平成25年 9 月 3 日（火曜日） 午前 9 時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について

議案第39号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議案第40号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

議案第41号 平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成24年度美浜町水道事業会計決算認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大 崎 卓 夫 君	2番	中 川 博 夫 君
3番	石 田 秀 夫 君	4番	千 賀 荘之助 君
5番	山 本 辰 見 君	6番	鈴 木 美代子 君
7番	野 田 増 男 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	杉 浦 剛 君	10番	山 本 和 久 君
11番	丸 田 博 雅 君	12番	島 田 昭 夫 君
13番	磯 部 輝 次 君	14番	家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	神 谷 信 行 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	粂 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	久 野 元 嗣 君
建 設 部 長	片 岡 勝 君	教 育 部 長	山 森 隆 君
総 務 課 長	牧 守 君	防 災 安 全 課 長	本 多 孝 行 君
税 務 課 長	大 岩 哲 治 君	企 画 政 策 課 長	大 井 徳 男 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 福 祉 課 長	沼 田 治 義 君

生涯学習課長 坂 本 順 一 君

学 校 給 食
センター所長 森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会議務局長 岩 本 修 自 君

局長補佐兼
議 会 係 長 夏 目 明 房 君

〔午前 9 時 00 分 開会〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

平成25年第3回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、ことしの夏は猛暑、激雨という暑い日が続きました。特に、8月12日、高知県の四万十市では気温41度という記録をし、岐阜県多治見市と埼玉県熊谷市で2007年に観測されました国内最高気温40.9度を更新したというニュースがありました。まだまだ残暑厳しい日が続くと思いますが、皆様におかれましては健康に御留意を願いたいと思います。

なお、美浜町議会はこの9月も、クールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

なお、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

今日は、平成25年第3回美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、大変御多忙のところ御出席賜りまして、まことにありがとうございました。

9月に入りましてもお、厳しい残暑が続いております。来る9月23日には秋分の日を迎えますが、この日を境に、季節は徐々に秋へと移り変わってまいります。爽やかな季節が到来するまで、いましばらくの間、議員の皆様におかれましては自身の体調管理に努めていただき、この厳しい季節を乗り切っていただきたいと思いますと考えております。

今定例会におきましては、平成24年度一般会計を初め7会計の決算認定をしていただくこととなっております。決算審査におけます監査委員さんの御意見はもとより、議員の皆様方からいただきました御指導、御提言につきましても、今後の予算執行あるいは新年度予算に反映させてまいりたいと考えておりますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成25年5月、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写しを、並びに本定例会に説明員として出席の報告のあった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告してください。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

諸般の報告をさせていただきます。

初めに、当初予算でお認めいただきましたマイクロバス購入についてでございますが、去る8月29日、町内業者5者を含む7者によりまして入札を執行し、同日付をもちまして落札業者と仮契約を締結させていただきました。

この案件につきましては、本契約の締結に当たりまして議会の議決が必要となりますので、来る本会議4日目の質疑・委員会付託の日に契約議案を追加上程させていただき予定をしておりますので、議決に向けまして御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

諸般の報告につきましては、以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（磯部輝次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において7番 野田増男君、10番 山本和久君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（磯部輝次君）

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 16 日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 16 日間と決しました。

日程第 3 同意第 3 号 美浜町教育委員会委員の任命についてから

認定第 7 号 平成 24 年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで 11 件一括提案説明

○議長（磯部輝次君）

日程第 3、同意第 3 号、美浜町教育委員会委員の任命についてから認定第 7 号、平成 24 年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上 11 件を一括議題とします。

以上 11 件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、同意第 3 号、美浜町教育委員会委員の任命についてを初め 11 件でございます。全議案お認めいただきますようお願い申し上げ、早速、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、同意第 3 号、美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、現教育委員石田さへ子氏が 9 月 30 日をもって任意満了となりますので、その後任として河和南部学区在住の中野俊夫氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、平成 25 年 10 月 1 日より 4 年間でございます。

中野俊夫氏におかれましては、大学を卒業後、株式会社トーエネックに入社、退職され、現在、日本年金機構愛知事務センターに勤められてみえます。地元の人望も厚く、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第 39 号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、河和南保育所を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

施行日につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 40 号、平成 25 年度美浜町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございますが、第 1 条におきまして歳入歳出それぞれ 1 億 8,778 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 71 億 6,772 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 条、地方債におきましては、臨時財政対策債の額の確定による変更でございます。

歳出内容の予算でございますが、2 款総務費、総務管理費におきまして、町有地の確定測量及び登記等に係る委託費を計上させていただくとともに、前年度繰越金を地方財政法の規定に基づき基金へ積み立てさせていただきました。

6 款農林水産業費におきましては、農業費において、ハウスみかん部会の省エネルギー化を推進するため、農業生産総合推進事業補助金を計上させていただきました。

7 款商工費におきましては、河和港観光総合センター本館ホールの空調設備故障に伴う取りかえ工事費を計上

させていただきました。

8款土木費におきましては、都市計画費において、河和南部地区の用途地域変更、美浜町都市計画マスタープラン見直しのための委託費を計上させていただきました。

10款教育費におきましては、小学校費において奥田小学校職員室空調設備故障に伴う取りかえ工事費を、中学校費におきましても野間中学校空調設備故障に伴う取りかえ工事費を計上させていただきました。

また、社会教育費におきましては、公民館に係る修繕料の増額計上させていただきました。

なお、保健体育費におきまして、本年度実施させていただく予定でございました美浜町総合公園体育館整備工事につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示額が当初の見込みを大幅に下回ったため、空調設備更新工事につきましては、改めて来年度、国の補助事業として申請の上、実施させていただくこととし、本補正において減額させていただきましたのでよろしくお願いします。

12款公債費におきましては、平成24年度債の借入額及び借入利率の確定並びに平成25年度借入見込みに基づく不足額を計上させていただきました。

次に、歳入予算の内容について御説明申し上げます。

9款地方特例交付金におきましては、交付額の確定による増を計上させていただきました。

10款地方交付税におきましても、交付額の確定による増を計上させていただきました。

14款国庫支出金におきまして、社会資本整備総合交付金を減額させていただきました。

15款県支出金におきましては、衛生費補助金として、妊婦健康診査支援基金事業費補助金を計上させていただき、財源振替をさせていただきました。

また、農林水産業費補助金として、省エネルギー化推進産地整備事業補助金を計上させていただきました。

18款繰入金におきましては、24年度介護保険特別会計の精算に伴います繰入金の増及び財政調整基金繰入金の減を計上させていただきました。

19款繰越金におきましては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上させていただきました。

21款町債におきましては、臨時財政対策債を増額計上させていただきました。

次に、議案第41号、平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,048万6,000円を追加し、補正後の予算総額を15億9,106万3,000円とするものでございます。

予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、5款諸支出金におきまして、過年度国庫・県支出金等償還金及び一般会計繰出金を計上いたしました。これらにつきましては、平成24年度における介護給付費等の精算に伴い、国・県、社会保険診療報酬支払基金、町一般会計及び町保険料のそれぞれの負担割合に応じて戻すものでございます。

歳入につきましては、歳出と同じく平成24年度における介護給付費等の精算により、介護保険給付費準備基金繰入金並びに前年度繰越金を計上いたしました。

次に、認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額74億8,603万6,000円、歳出総額71億7,482万9,000円となり、前年度と比較しますと、歳入につきましては、1億782万6,000円、1.5%の増、歳出につきましても、6,827万2,000円、1%の増となりました。

収支につきましては、形式収支は3億1,120万7,000円、単年度収支は7,134万4,000円、実質単年度収支についても1億4,408万8,000円と、全て黒字となりました。

昨年度は赤字であった単年度収支、実質単年度収支が一転として黒字となった主な要因は、歳入における地方

交付税及び臨時財政対策債の増によるものであり、自動車取得税交付金等一部の交付金を除きましてほぼ全ての費目において減収となっており、厳しい状況に変わりはありません。

歳入の主な増減は、地方交付税が13億6,429万7,000円で、2億319万1,000円、17.5%の増、町債が6億4,130万円で、1億7,460万円、37.4%の増、自動車取得税交付金が5,929万7,000円で、1,500万8,000円、33.9%の増となったのに対し、繰越金が2億7,165万3,000円で、1億5,691万7,000円、36.6%の減、国庫支出金が4億6,938万3,000円で、5,849万9,000円、11.1%の減、地方特例交付金が1,016万9,000円で、3912万1,000円、79.4%の減、町税が31億8,133万9,000円で、2,218万1,000円、0.7%の減となりました。

地方交付税が増となったのは、平成23年度において法人税収が大幅に落ち込み、平成24年度の基準財政収入額を引き下げたことによるものでございます。

町債につきましては、臨時財政対策債の増及び、庁舎及び保健センター非常用発電機及び受変電設備更新事業のための緊急防災・減災事業債の発行によるものであり、自動車取得税交付金については、エコカー減税の特例見直し等による増でございます。

一方、減収となりました国庫支出金につきましては、平成23年度限りで実施された地域活性化交付金事業及び子ども手当から児童手当への制度改正による減がその大きな要因であり、地方特例交付金については、児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車取得税特例交付金の措置廃止による減であります。

地方税につきましては、年少扶養控除等扶養控除の見直し、法人税収の持ち直しによる増以上に地価の下落に伴う固定資産税の減が大きく、全体として減となりました。

歳出の主な増減は、目的別では、教育費が9億2,387万9,000円で、2億2,755万円、32.7%、民生費が22億1,108万3,000円で、7,298万円、3.4%、土木費が4億4,984万6,000円で、3,263万7,000円、7.8%の増となったのに対し、衛生費が7億9,393万1,000円で、1億1,066万1,000円、12.2%、公債費が7億740万円で、7,230万5,000円、9.3%、消防費が4億2,556万7,000円で、4,225万4,000円、9.0%の減となりました。

教育費は河和中学校柔剣道場兼木工工教室建設事業による増、民生費は子ども医療費の無料化の通年実施及び新たに開始した放課後児童クラブの整備、運営による増、土木費については奥田山王橋歩道橋を初めとする道路新設改良工事の増が主な要因であり、衛生費及び公債費については知多南部衛生組合及び町の起債残高の減、消防費については同報無線戸別受信機整備費等の減が主な要因であります。

性質別の主な増減につきましては、普通建設事業費が、3億4,102万8,000円、67.7%、繰出金が、4,020万7,000円、6.9%の増となった一方、補助費等が、1億7,977万7,000円、13.5%、公債費が、7,230万4,000円、9.3%、物件費が、3,275万円、3.4%の減となりました。

普通建設事業費の増は、河和中学校柔剣道場兼木工工教室建設事業、道路新設改良工事の増等によるもので、繰出金につきましては、国民健康保険、介護保険等特別会計に対する繰出金の増によるものであります。

また、減額となりました補助費につきましては、知多南部衛生組合分担金の減に加えまして、平成23年度に比べ町税過誤納還付金及び還付加算金が大幅に減となったことによるものであり、物件費につきましては、同報無線戸別受信機の整備進捗に伴う減及び小・中学校遊具等の整備進捗に伴う減であります。

地方交付税及び臨時財政対策債が大きく伸びたことにより必要な財源は確保されましたが、地方税を初めとする自主財源は減収となっております。平成23年度において大きく落ち込みました法人税収の回復が見られたものの、いまだ本格的な回復とは言えず、中でも下落傾向に歯どめがかからない地価は、これまで安定的とされてきた固定資産税の減収につながり、将来的にも憂慮すべき問題でもあります。

一方、これまで本町の経常収支比率を押し上げてきました補助費等のうち、知多南部衛生組合分担金及び町公

債費がともに起債残高の減少により大幅に減となったことに伴いまして、昨年度90.5まで悪化した経常収支比率は83.0まで好転しました。

また、積立金につきましては、財政調整基金を取り崩すことなく、さらに積み立てを行うことができた結果、教育施設整備基金を大幅に取り崩してもなお前年並みの残高を確保することができました。

さらに、小・中学校のトイレ改修事業など、平成25年度への繰越事業となりましたが、国の補正予算を活用することにより、町の負担を最小限に抑えつつ必要な事業を着実に予算計上することができ、これにより、平成25年度には地域の元気臨時交付金も交付されます。

これらの歳出削減、歳入確保策により平成24年度は好決算となり、短期的には健全な財政状況が期待できます。しかし、交付税制度は国の施策により大きく変動する上、地価の下落、人口の減少といった一朝一夕には解決できない問題を抱える本町は、短期的な好決算に気を緩めることなく、常に現状の見直しと改善に努め、長期的な財政見通しに基づく事業の厳選と有利な財政制度の活用にも努めていく必要があるものと考えております。

次に、認定第2号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額24億3,016万7,000円、歳出総額23億5,134万円で、歳入歳出差し引き額7,882万7,000円の黒字となりました。

決算の主な内容でございますが、歳入におきましては、国民健康保険税5億9,878万円、国庫支出金4億3,794万6,000円、療養給付費等交付金2億342万7,000円、前期高齢者交付金5億7,218万3,000円、県支出金1億3,308万2,000円、共同事業交付金2億1,889万1,000円、繰越金1億3,128万6,000円となりました。

歳出におきましては、療養給付費16億198万2,000円、後期高齢者支援金等3億664万6,000円、介護納付金1億3,258万1,000円、共同事業拠出金2億4,807万円を支出いたしました。今後とも、医療費の動向を見きわめながら、国保事業の健全な運営をすべく努力してまいります。

次に、認定第3号、平成24年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、後期高齢者医療制度に加入されました75歳以上の高齢者及び、65歳以上で一定の障害を有し、加入を希望した方に対しまして、必要な医療の給付が受けられるよう、各種手続の受理、保険料の徴収等を行ったものでございます。

歳入総額2億2,754万1,000円、歳出総額2億2,607万8,000円で、歳入歳出差し引き額146万3,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、保険者から納付されました後期高齢者医療保険料1億7,776万6,000円、一般会計からの繰入金4,842万1,000円でございます。

歳出におきましては、納付されました保険料等を広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金2億1,663万5,000円が主なものでございます。

次に、認定第4号、平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、満65歳以上の1号被保険者及び満40歳以上65歳未満で特定疾病により介護の状態にある方に対しまして、介護の給付を行ったものでございます。

歳入総額14億4,731万2,000円、歳出総額14億4,098万8,000円で、歳入歳出差し引き額632万4,000円の黒字となりました。この黒字額につきましては、国・県からの負担金及び一般会計からの繰入金の超過分で、平成25年度に精算いたします。

歳入の主なものは、第1号被保険者から納付されました介護保険料3億431万9,000円、国庫支出金3億1,355万7,000円、社会保険診療報酬支払基金からの交付金4億166万7,000円、県支出金2億2,499万4,000円、一般会計からの繰入金2億77万1,000円でございます。

歳出につきましては、保険給付費13億7,724万8,000円、地域支援事業費2,504万1,000円が主なものでございます。

次に、認定第5号、平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,280万5,000円となりました。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、基金運用収入5万4,000円、土地売り払い収入1件で1,085万2,000円、用地購入のため基金からの借入金189万9,000円でございます。

歳出におきましては、公有財産購入費3件で189万9,000円、土地開発基金繰出金5万4,000円、土地開発基金償還金1,085万2,000円を支出いたしました。

次に、認定第6号、平成24年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに2,595万2,000円となりました。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、加入戸数92戸分の集落排水施設使用料307万8,000円、一般会計繰入金2,142万8,000円、諸収入144万5,000円でございます。

歳出につきましては、一般管理費617万3,000円、施設維持管理費794万7,000円、公債費に1,183万2,000円を支出いたしました。

次に、認定第7号、平成24年度美浜町水道事業会計決算認定についてでございますが、業務量におきましては、給水人口2万3,170人、給水戸数8,479戸、年間の総受水量308万373トンで、前年度対比4万6,470トンの減となりました。

年間の総有収水量は290万9,819トンで、前年度より4万3,624トンの減、有収率は前年度と変わらず94.5%でありました。1日の最大受水量につきましては、1万173トンでありました。

収益的収支の収入におきましては決算額4億8,874万4,000円、支出におきましては4億7,452万4,000円となり、消費税精算後の当年度純利益は1,203万7,000円となりました。

資本的収支の収入におきましては455万2,000円、支出におきましては8,722万7,000円となり、収支の不足額8,267万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

なお、主な事業といたしましては、町内3カ所の配水管整備工事、配水池計器等更新工事などがございます。

以上11件につきまして、よろしく御審議いただき、全議案お認めいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす9月4日は休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、あす9月4日は休会することに決しました。

来る9月5日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

〔午前 9 時40分 散会〕

平成25年 9 月 5 日（木曜日）

第 3 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第 2 号）

平成25年 9 月 5 日（木曜日） 午前 9 時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1 番	大 崎 卓 夫 君	2 番	中 川 博 夫 君
3 番	石 田 秀 夫 君	4 番	千 賀 莊之助 君
5 番	山 本 辰 見 君	6 番	鈴 木 美代子 君
7 番	野 田 増 男 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	杉 浦 剛 君	10番	山 本 和 久 君
11番	丸 田 博 雅 君	12番	島 田 昭 夫 君
13番	磯 部 輝 次 君	14番	家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	神 谷 信 行 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	榎 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	久 野 元 嗣 君
建 設 部 長	片 岡 勝 君	教 育 部 長	山 森 隆 君
総 務 課 長	牧 守 君	防 災 安 全 課 長	本 多 孝 行 君
税 務 課 長	大 岩 哲 治 君	企 画 政 策 課 長	大 井 徳 男 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 福 祉 課 長	沼 田 治 義 君
保 険 課 長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	飯 味 拓 次 君
農業水産課長	永 田 哲 弥 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環境保全課長	齋 藤 博 君	土 木 課 長	廣 澤 辰 雄 君
都市計画課長	齋 藤 功 君	水 道 課 長	伊 藤 昭 一 君
生涯学習課長	坂 本 順 一 君	学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	局長補佐兼 議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

9月2日から昨日にかけ、竜巻や竜巻による突風、猛烈な雨、風による被害が各地で発生しております。まだまだ不安定な天候状況が続くと思われます。

私ごとで申しわけございませんが、私のけさの散歩で見える限り、稲穂の倒れておるところがなく、被害も少ないように見えました。ことしも米の収穫が豊作であるとのことであります。

また、傍聴席の皆様、本日は議会傍聴にお出かけくださいまして、御苦労さんでございます。皆さんは質問者を育てていただく一面もあります。よろしくお願いいたします。

なお、美浜町議会はこの9月も、クールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。御理解と御協力をお願いいたします。

また、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力、お願いを申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には5名の諸君より質問の通告をいただいております。本来なら1日目で5人の質問を終了するところですが、町長より、本日午後6時30分から東京の帝国ホテルにて開催されますシンガポール共和国独立記念式典に御招待をいただいております、出席したい旨の相談がありました。よって、8月29日の議会運営委員会に協議した結果、申し出のとおり、結論に至りました。よって、本日はそのうち3名の一般質問を行うことになります。よろしくお願いいたします。

通告の順に質問を許可いたします。質問時間は、答弁等含めて、全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。

また、執行部の職員におかれましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

それでは、中川君、質問の準備をしてください。

2番 中川博夫君、質問を許可します。

〔2番 中川博夫君 登席〕

○2番（中川博夫君）

一般質問通告書に基づきまして、議長の許可をいただきましたので、3項目を述べさせていただきます。

1番目、町、学校給食センター、食物アレルギー事故、対策としてはでございますけど、その（１）、除去対象食品は何種類あるのか。

2番目、本町でも、除去食を提供する児童と、提供しない児童は何名いるのか。

3番目、病院とのホットラインは結んでいるのか。

大きい2番目、女性職員の幹部登用をふやすと。

小括弧のほう、1番目、町の活性化のために今まで以上に登用しては。

2番目、女性職員でつくる会の設立計画はあるのか。

3番目、3町と話し合う機会をふやす計画を設けてはどうかということです。

3番目、愛知県交通刑務所の誘致。

上記の件、収容人数が多いと聞きますが、町として交通刑務所を誘致する考えを持っているのか、その活動を行ったことがありますかどうか。

2番、ないならば、なぜ活動をしないのか、しない理由は何かあるのかどうか。

3番目、人口はふえ、交付税の収入も多くなります。また、雇用の面にもつながります。町の財政も潤うのになぜ活動しないのか。

その3項目を、町執行部の簡明なる御回答をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○教育部長（山森 隆君）

それでは、中川議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、学校給食センターにおける食物アレルギー事故の対策についての御質問の1点目、除去対象食品は何種類かについてでございますが、食物アレルギー品目を全国ベースで見ますと、小麦、牛乳、卵、魚類等の25品目でございます。本町におきましては、主な品目として5品目でございますが、それらの成分が入った加工食品も除去食となりますので、食品としてはかなりの数が除去対象となっております。

2点目の除去食を提供している児童・生徒と提供していない児童・生徒は何人かについてでございますが、今年度5月に実施しております調査結果によりますと、児童・生徒全部で1,990名のうち41名が食物アレルギーを持っております、27名は自分で除去もしくは学級で除去となっております。給食センターで除去している児童・生徒については、現在14名でございます。

3点目の病院とのホットラインは結んでいるかについてでございますが、毎年保護者との3者面談により相談をしている中で、医師の証明に基づく学校生活管理指導表を提出してもらっておりまして、緊急時医療機関連絡先の記載もあります。直ちにアレルギー専門医師との情報交換、連絡がとれる体制となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○企画部長（靱山博資君）

次に、町女性職員の幹部登用をふやすについての御質問の1点目、町の活性化のためにも今以上に登用してはについてでございますが、従来より、部長、課長などの幹部職員の登用につきましては、その職員の適性、勤務成績、職務経歴などを参考に決定しておりまして、性別による差別は行っておりません。

今後におきましても、適材適所の人事配置を行うとともに、幹部職員への登用は今までどおり、職員の適性、勤務成績、勤務経歴などを参考に行っていきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

2点目の女性職員でつくる会の設立計画はあるかについてでございますが、行政目的以外での職員で組織する会につきましては、設立、運営とも、町としましては関与しているものではございません。

職員による会でございますが、全職員が加入しております職員互助会、任意の会といたしましては、同年会、同期会、道路や町民の森などの草刈りを行っていただいておりますグラス会等については承知をしておりますが、その他の会につきましては、先ほど述べましたように関与はしておりません。

御質問の女性職員でつくる会についてでございますが、現在、存在あるいはその動きがあるかどうかについても承知をしておりません。

今後におきましても、町主導による設立や職員に設立するように働きかけを行うことは予定はございませんので、よろしくお願いをいたします。

3点目の3町で話し合う機会をふやす計画についてでございますが、知多5市5町で構成しております知多市町会の会議が年2回、知多郡の5町で構成しております郡町村会の会議がその年によって違いますが年8回から9回開催され、諸問題について協議をしております。また、知多市町会におきましては、年2回の副市町長会議も開催をしております。そのほかといたしまして、知多市町会の企画担当の課長による幹事会を年5回、秘書担当課長による幹事会を年2回、また、郡町村会担当課長会議を年3回のほか、5市5町、あるいは5町で構成する事務研究会を設けている部署もあり、常にほかの市町との情報交換を行っておりますので、今以上にふやす計画は今のところございませんのでよろしくお願いをいたします。

次に、愛知県交通刑務所の誘致についての御質問の1点目、町として交通刑務所を誘致する考えを持っているかについての御質問でございますが、誘致する考えを持っているのか、その活動を行ったことがあるのかについてでございますが、交通刑務所とは主として、交通事故を起こしたり、悪質な道路交通法違反など、交通犯罪を犯し、懲役刑ないし禁錮刑などの判決を受けた受刑者が収容される矯正施設の通称で、法律上交通刑務所としては定義されておられません。現在は、交通事犯の受刑者を専門に受け入れている千葉県の市原刑務所、交通事犯を含む短期ないし犯罪傾向の低い受刑者を収容している兵庫県の加古川刑務所の2カ所があります。

また、愛知県には豊橋に名古屋刑務所豊橋刑務支所がありますが、初犯刑務所として位置づけされ、交通事犯の受刑者も収容されておりますが、ほかの犯罪性の進んでいない受刑者とともに差別なく拘禁されております。

そうしたことから、交通刑務所を誘致するのではなく、刑務所として位置づけされるため、周辺地域に与える景観及び社会的不安や治安の影響などが想定され、地域住民の理解を得ることが難しいと思われるなどの理由で、誘致活動を行ったことはございません。

また、現在のところ、今後につきましても刑務所の誘致の考えはございませんので、よろしくお願いをいたします。

2点目の活動を行ったことがないならばなぜ活動しないか、しない理由はあるのかについてでございますが、刑務所を誘致するために、国が基本方針で示す敷地面積で、500人収容規模の施設で5万平方メートル、1,000人収容規模の施設で10万平方メートルの用地が確保できることなどがあり、本町では確保する有効な土地が見当たらないことや、地域住民の理解が得がたいと思われるための理由で、誘致活動は行ってきませんでした。

また、法務省名古屋矯正管区総務課に確認したところ、現在は交通事犯を収容する刑務所の新設や移転の計画は予定していないとのことでございましたので、あわせて御報告をさせていただきます。

3点目の、人口はふえ交付税の収入も多くなり、町の財政も潤うのになぜ活動しないかについてでございますが、交通事犯の受刑者などのような禁錮刑受刑者や初犯者の刑期のほとんどが数年で、このような場合は家族が居住している場所に住所を設定しているのが一般的でございます。受刑者での住民基本台帳上での人口増は見込

めませんが、交付税の対象となる国勢調査人口は受刑者をカウントするため、交付税の対象となります。

しかし、先ほども申し上げましたように、敷地の確保、地域住民の理解を得ることが難しいと思われること、法務省名古屋矯正管区総務課に確認の結果の刑務所の新設・移転予定がないことなどから、誘致活動は検討しておりませんので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありませんか。

○2番（中川博夫君）

1番目の学校給食センター等の件ですけど、現在、いろいろ今御回答をいただきましたんですけど、東京都では一応小学校のほうでアレルギー事故で死亡したということが報告があります。

こういった中で、食物アレルギーを持つ児童がどうしても事故防止を、再発を、こちらのほうもしないといけないではないかと思えますね。そういったことも踏まえまして、検討委員会を、また、再発防止や何か、そういったものを、もしあったらということで、事前対応の検討委員会をどうしたらいいかということをもた検討していただければと思います。

それと、小児ぜんそく、牛乳、それと乳製品、ピーナツ等の食物アレルギーの対応、ここに、先ほど人数も言っていたいただきましたんですけど、思ったよりも人数があるなと思っておるわけなんですけど、そういったことも踏まえまして、今から除去対策の食品を、何種類まで、超えるものか超えないものを学校給食センターのほうで、栄養士さんも管理士さんもみえると思えますんですけど、それを個々に対応をまたお願いできればと思っています。

そういった中で、対応カードのチェック等もしておられるのかどうかを、給食センターのほうで、また事故が起きてからでは遅いものですから、そういう対応カードをやっておるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、学校での給食室の声のかけ合い運動で、それを皆さんのほうで、また先生方もそうなんですけど、同じようにやっていただくことが必要じゃないかなと思います。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○学校給食センター所長（森川幸二君）

ただいまの中川議員の御質問でございますが、アレルギー事故、少し前、東京の調布市のほうで死亡事故がございました。その事故につきましてはアナフィラキシーショックということで、特別なそういう食物アレルギーを持つ児童がおかわりしたときに食べて、それを学校のほうでちょっと見逃したということでそういう事故になったということでございます。

幸いにも、うちの小・中学校のほうにおきましては、アナフィラキシーの方はございません。食物アレルギーで各食物が食べられない方はかなり、先ほど除去は14人で41の方がアレルギーを持っているということを申し上げましたけれども、そういった対応でございますが、検討委員会をつくってはどうかという話でございます。

現在、学校給食センターの運営委員会、これは、学校の校長先生、それから母親代表の方、それから、教育委員さんも含めた、私どもも含めた、そういう委員会がございます。もしそういった対応が特別に必要な場合はこういった場での検討も考えておりますし、あと、1カ月置きに各学校の給食主任者の先生を集めた主任者会議というのを行って、そういったアレルギー対策についても随時話し合っておりますので、特別これに対する検討委員会というのは今考えておりませんが、そういったいろいろな場で検討はしておりますのでよろしくお願い

いします。

それから、対応カードということですが、アレルギーを持った子供さんについては、先ほども部長のほうから答弁しましたとおり、学校生活の生活管理指導表というのが医師の診断のもとに出てまいります。年度初めに出てきます。

それをもとに、うちのほうは、各対象の保護者、それから学校、私どもを含めて3者面談を行いまして、内容をよく相談の上、申し出をしていただいております。それを学校経由で給食センターのほうへ上げていただきまして、給食センターのほうできちっとチェックをしながら、また、学校との確認もしながら除去に対応しております。ただ、除去の生徒・児童さんがふえてまいりますと、給食センターだけで賄うという、全てを網羅するということは難しいことも考えられますので、今後につきましては、その辺の方向性、こういった対応でしていくのかということをもた検討していきたいと思っております。

現在、多少はアレルギーの方は、全国的に見ても愛知県内を見ても減っている傾向にはありますけれども、その辺も踏まえながら今後の対応を考えていきたいと思いますし、調理員と栄養士、全ての方の意思疎通の中で事故のないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

きょうの知多版にも載っておりましたんですけど、半田消防署武豊支署の給食、アレルギーの対応関係ですけど、重要なアレルギーに対応した給食は不可解ではないと考えているということなんですけど、半田市と武豊町は阿久比町と広域化を検討していると。本町の場合はそういったことはされるかどうか、その点をちょっとお伺い申し上げます。

○企画部長（靱山博資君）

給食センターの広域化につきましては昨年度、半田、常滑以南、阿久比を含めまして2市4町で検討しておりました。その中で、給食の配達時間といいますか、調理してから学校までに届く時間の問題で、この枠組みは無理やという結論に至っております。その中で、その後につきましては、今現在ですけれども、南知多町との2町での協議を進めておりまして、その結果は今年度中に報告できると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

中川君に申し上げます。今の質問、通告外になりますからよろしく。注意してください。

○2番（中川博夫君）

どうもありがとうございました。

じゃ、2点目、よろしくお願い申し上げます。

2点目、女性職員の幹部登用をふやすということでちょっと御質問させていただきましたんですけど、現在、町の幹部職員としては1名だと思えますんですけど、一般町民のほうからなぜ少ないのかという声も聞かれますんですけど、先ほども執行部のほうから回答がありました。

男女格差、男女平等の世の中なんですけど、まだまだ遠慮して眠っている力を出し切っていない人が多いんじゃないかなと思いますんですね。そういった面も全国的に、女性が活躍していくと、そういう場面がちらほら声が聞こえます。町としても、女性が動けば何かが変わるという、そういった意識を今まで以上に持っていただき

たいと思います。

それから、女性職員の中にもやる気のある方が多くいると思いますんですね。まして、何ができるのか、大丈夫かなという関係の方もおられるかと思いますが、そういった中で、今ちょうどことしの役場職員の採用から10年目の方を1つの案として、それから、11年目から20年目の職員の方、それからあと20年目以降、こういった3段階に分けて、いろいろ会議等、女性職員の方として持っていていい案が出れば、町の活性化にもまたいい答えが出てくるんじゃないかなと思いますんですけど、その点をよろしく願いしたいと思いますが、お願い申し上げます。

○企画部長（靱山博資君）

中川議員がおっしゃられますように、当然この世の中は男と女が半々ということで、女性の力というのは非常に大切なものと考えております。

そういった中で、たまたま本町が、先ほどここに座っている女性が1人じゃないかというようなお話がございましたけれども、女性職員に占める課長補佐以上の管理職率につきましては14%強でございます。男性が44%ですので3分の1ぐらいの率になるわけでございますけれども、これは、いわゆる管理職対象年齢といいますか、課長補佐以上の対象年齢になりますおおむね50歳以上の女性職員の割合が非常に女性の場合低いということで、40歳以上は結構女性職員も多いんですけども、そのぐらいの年代の方はまだまだ、結婚、出産という形でやめられたということがございまして、こういった結果になっております。

そういった中で、当然幹部職員につきましても女性職員をどんどん登用していくという考え方は持っておりますし、美浜町といたしましても、男女の区別なく社会で対等に認められ、自分の考え方で社会のあらゆる分野で活動し活躍する男女共同参画の社会を目指しておりますので、そういった意味で、今後女性職員の育成等に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。そういった面も見まして、女性職員のやる気を掘り起こしていただきますように町執行部のほうにもお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

最後に、愛知県交通刑務所の誘致ということなんですけど、先ほど説明を受けましたんですけど、こういった施設はいろんな見解があるかと思いますが、誘致する方向、そういった場所とか面積とか、いろいろあるかと思いますが、そういった考えが、法務省、それと県のほうでまたそういった話があれば早急に対応をお願いすることをお願いいたしまして、今後はそういった面があれば、雇用等にも関係もつながりますものですから、その辺をまた、執行部の方々もよくよく、県、また国とも連動しながら見守っていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席に戻ってください。

〔2番 中川博夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、森川君は質問をする準備をしてください。

8番 森川元晴君の質問を許可します。

〔８番 森川元晴君 登席〕

○８番（森川元晴君）

皆様おはようございます。

連日の低気圧や前線の影響で、各地で、猛烈な雨、また、竜巻等で大変な被害がありました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、改めて自然の脅威を感じています。

それでは、議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

１、本町の将来像について問う。

山下町長が希望を描く本町の将来像とは。

次に、本町の人口は平成17年をピークに減少傾向にあるが、少子・高齢化が進む中、人口減少に歯どめをかけるため、今一番力を入れ、具体的に取り組まれている行政機関の政策、対策は何か、また、その効果はいつごろ実感できると考えているか。

次に、住んでよかったと実感でき、人口減少を抑えるためにも、行政側の努力だけではもちろん難題であります。町民、住民の皆様は今何をお願いしていきたいと考えているか。

次に、大きな２番、本年11月17日に県共催で開催される津波・地震防災訓練について、具体的な内容について問います。

以上で、壇上の質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

森川元晴議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本町の将来像について問うの御質問の１点目、山下町長が希望を描く本町の将来像とはにつきましては私から御答弁をさせていただきます。

本年３月の定例議会では、第５次美浜町総合計画基本構想についてお認めいただきありがとうございました。その基本構想の最初のページに、町の将来像として、「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」と位置づけをいたしております。

その内容を御説明いたしますと、美浜町にある豊かな自然は住む人や訪れる人の心に温かさや安らぎを与え、美浜町に住むことの魅力につながります。第５次総合計画を策定している中で、住民の方へのアンケートや地域で行った会議の結果からも、里山や海に囲まれた豊かな自然が最も誇れる町の資源という声が多くありました。また、祭りなどの伝統文化が引き継がれ、近所づき合いや触れ合いの風土もしっかり根づいていることから、文化と風土を支える人も町の大切な資源と思っております。

これからのまちづくりでは、超高齢化社会を迎える中で、人がいつまでも元気で生き生きと暮らしていくこと、そして、知恵とわざと思いを持って自然を守り育てていくこと、さらに、にぎわいがあふれ、住んでよかったと実感できるまちをつくっていくことが重要で、それら全てが健康であることが大切と考えています。

これからのまちづくりは、行政だけではうまく機能しないと考えています。行政は行政としての役割を担いながら、住民みずからが中心になって、お互いの役割と責任を確認しながら、支え合いと活気に満ちた協働による持続可能なまちづくりを進めていくことが大切だと思います。

美浜町に住み、働き、学ぶ全ての人が、自分からまちづくりに積極的に参加する意欲にあふれ、お互いに協力し合いながら、安心・安全で元気な町をつくってまいりたいと思います。

以上、私が考えております美浜町の将来像でございますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたし

ます。

〔降壇〕

○企画部長（靱山博資君）

2点目の、少子・高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけるため、今一番力を入れ、具体的に取り組まれている行政機関の政策、対策は何か、また、その効果についてはいつごろ実感できると考えているかについてでございますが、少子・高齢化が進む原因は、生まれる子供の数が減ると同時に、平均寿命が延び、高齢者の割合が高まることでございますが、それらの理由の中で、人口減少に歯止めをかける行政機関の施策、対策につきましては、国の関係各省庁や愛知県で多岐にわたって取り組んでおります。

例えば、厚生労働省では保育サービス等の充実や不妊治療費の補助、経済産業省では、若者のために地域の実情に合った能力の向上及び就業促進を図るため、雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターの整備を進め、若者がみずからの適性に合った職につくことを支援する施策などでございます。

議員が言われますように、美浜町は平成17年度の国勢調査を境に人口が減少しております。

理由といたしましては、町内繊維関連の企業が会社更生法の適用の申請をしたことなどによる社会減を初めといたしまして、未婚化、晩婚化による出生率の低下による自然減、生産年齢人口層の町外転出によるものでございます。

そうした中で、美浜町として今一番力を入れて取り組んでいる施策、対策でございますが、町の魅力を高めることが人口減少の対策につながると考えており、それぞれの担当課におきまして取り組んでおります事業の全てが人口減少の対策としての施策、対策のため甲乙つけることができませんので、御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

また、その効果はいつごろ実感できるかについてでございますが、その点につきましては、時代の変化や社会情勢も影響しますので、少しでも早く効果があらわれるよう、鋭意努力してまいりますので、議員におかれましては御協力いただけるよう、よろしくお願いをいたします。

3点目の、住んでよかったと実感でき、人口減少を抑えるために、町民、住民の皆様に今何をお願いしていきたいかについてでございますが、町長が初めにお答えさせていただきましたように、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めていくためには、本町に住み、働き、学ぶ全ての人がみずから中心となり、また、まちづくりに参画する意欲にあふれ、互いに協力し合いながら安心・安全で元気な町を育んでいくとともに、祭礼や地域の運動会などの行事に積極的に参加し、自分たちの役割と責任を確認しながら、支え合いと活気に満ちた協働による持続可能なまちづくりをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○総務部長（森田 篤君）

次に、2点目の、愛知県と共催で開催される津波・地震防災訓練について、具体的な内容を問うについての御質問でございますが、この訓練は、東日本大震災の発生を受け、愛知県と訓練開催場所の市町村との共催という形で平成23年度に南知多町において初めて開催され、また、昨年度は田原市において開催されたものでございます。

南海トラフ巨大地震の発生及びそれに伴う大津波を想定し、同報無線などによる情報の伝達により住民が高台への避難を行うことで、津波発生時において迅速な行動ができるよう意識づけを行うとともに、県、町及び自主防災会等が合同で訓練を行うことにより、総合防災体制の確立及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として実施するものでございます。

このような大規模な訓練を本町で開催することは住民の防災意識向上にこの上ない好機と考え、単に場所を提供するのではなく、各地区の自主防災会や小・中学校も巻き込み、町挙げての有意義な訓練とすべく、地域の皆様や小・中学校関係者、日本福祉大学を初めとする町内外各種団体の協力をいただきながら準備を進めてまいりました。

実施日時は平成25年11月17日日曜日の午前9時から正午までで、美浜町全域で実施し、当日は町内の全ての小・中学校も出校日とし、児童・生徒も全員が訓練に参加いたします。

場所は、日本福祉大学をメイン会場とし、河和小学校をサブ会場とするほか、布土、河和南部、野間及び上野間の各小学校の計6カ所を会場として訓練を実施いたします。

参加機関は、国、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関や、N T T、日赤などの指定公共機関、知多厚生病院、名古屋鉄道等、多くの組織、団体を予定しております。

訓練の内容は、まず、地震の揺れから身を守るシェイクアウト訓練を想定地震発生時に町内全域で実施いたします。

なお、このシェイクアウト訓練とは、地震が発生したら、1、姿勢を低くし、2、頭を守る、3、揺れがおさまるまでじっとしているという3つの動作を行うものでございます。

その後、避難場所への避難訓練を初め、各会場では、訓練展示、情報伝達訓練、現地災害対策本部設置訓練、建物耐震無料診断や家具転倒防止等防災事業の紹介、防災アンケートの調査、自主防災会による諸訓練、消防団による樋門操作訓練等を行う計画でございます。

具体的に申し上げますと、メイン会場の日本福祉大学では、自衛隊、警察、消防による救出訓練、ヘリコプターによる物資搬送訓練、被害状況調査訓練、輸送機による救援物資の模擬投下、ボランティアセンター設置訓練、中学生による図上訓練等を予定しております。

サブ会場の河和小学校では、ヘリコプターによる津波遭難者の救助と物資の搬送訓練、消防署による煙体験、応急手当訓練、自主防災会による非常食を使用した料理紹介コーナーの設置、医師会によるトリアージ、患者搬送訓練等を予定しております。

そのほか、布土小学校では、ヘリコプターによる物資搬送訓練及び高齢者支援講習を、河和南部小学校では、起震車なまず号による地震体験、防災倉庫備蓄資材の展示、炊き出し、応急処置訓練、倒壊家屋からの救助訓練、小学生に対する防災教室を予定しております。

野間小学校では、なまず号による地震体験、防災倉庫備蓄資材の展示、応急処置訓練、東日本大震災における自衛隊の活動講話を、上野間小学校では、避難所開設訓練、防災資機材の展示、高齢者支援講習、中学生による防災ゲーム等をそれぞれ予定しております。

なお、当日は大村愛知県知事もヘリコプターによる物資搬送訓練等に参加されますが、町長もヘリコプターに同乗し、河和小学校、布土小学校を訪れる予定でございます。

以上が訓練内容の概要でございます。

いずれの会場におきましても、自主防災組織、地域住民の皆様方の参加と御協力が必要であります。防災意識の向上に寄与するものと期待しております。

全ての町民の皆様方に積極的に訓練に参加していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございました。

まず、第1点の第5次総合計画に基づきまして、行政のいろいろな構想があると、また、理想の将来像であるなどということは感じました。

ただ、現実私が思うには、今後さまざまな計画の中で大きな壁があると思います。それは世代の格差ではないかなと自分は思っています。世代により、生まれ育った時代背景も、考え方も、また、価値観も異なります。

焼け跡世代、昭和10年から昭和20年ごろ生まれた、終戦、大変苦労された皆様の考え、第1次ベビーブームで団塊の世代、昭和22年から昭和24年ごろ生まれ、そのころは、日本の経済成長率が年平均10%を超える、いわゆる高度成長期時代に育ち、安保闘争、全共闘という時代背景を経験してきた皆様の考え、その後は、オイルショックが起きて高度経済成長時代が終わり、学生運動が急速に衰え、昭和20年代後半から昭和30年代後半に生まれた、ちょうど山下町長や私たち世代が生まれ育った、俗に言うしらけ世代と言われる時代背景もありました。

その後は、新人類と言われたバブル世代、団塊ジュニアと言われた氷河期世代、そして、新人類ジュニアと言われるゆとり世代と続くわけですが、通告外と言われるかもしれませんが、特に今、将来を不安視されている平成生まれの世代の皆様に対して、本町の将来はどの世代の皆様とも互いに尊重し、共同して安心して生活を送ることができますよという安心感というか、そのような心強いメッセージをいま一度、先ほど町長からいろいろなお話がありましたが、平成生まれの人たちに対して、簡明でよろしいので、いま一度町長のほうから一言メッセージを送っていただきたいと思いますのですが、よろしく願いいたします。

○町長（山下治夫君）

森川議員、壁とおっしゃいましたけれども、それはそれぞれの、それは今の時代ではなく、過去もこれからも続く問題だろうというふうに思っております。その中で、今、平成生まれの人、対象ということでもありますけれども、実は私の子供も平成生まれの子供がおります。その子はその子として精いっぱい学び、日々を生活しています。

そうしたもののメッセージとして、私が思うには、その年代だけではなく、私はやはり、人、町、自然、健康に輝くまち、人間は人間として生まれながら、学ぶべきものは学び、働きながら生活を営んでいくものだと思っております。

そうした中で、やはり人が住む町、また、自然、また、私にとっては健康という言葉も非常に重要ではないかなというふうに思っております。

自分が病んだとき、本当に健康のありがたさを感じるものでありますので、森川議員の質問に答えている形になるかどうか分かりませんが、私は町の将来像として掲げている「ひと・まち・自然、健康に輝くまちみはま」というのはどの世代にも通じるものだと思っておりますし、今後その目標に向かって精いっぱい努力をしまいたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、2点目の、まず、美浜町の政策、対策を聞く前に、少子・高齢化、また、人口減少により、今後若い世代にどのような負担がかかると考えるか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○企画部長（靱山博資君）

若い世代に負担というお話でございますけれども、御承知のように人口減少、少子化による人口減少ということで、国レベルでのそういった人口減少状況は始まっております。

そういった中で非常に、介護だとか、税の問題だとか、いろんな面で若い人に負担がかかるのかなというふうな感じはしております。

以上でございます。

○8番（森川元晴君）

これは本当に国レベルのお話でありまして、この美浜町だけではありませんので、全国的な問題であります。今、部長が言われるように確かにそういうものが、本当に今の若い人たちが一番不安視されている問題であるとは思っています。

さて、次に、景気も雇用環境もなかなか改善されない中、長年にわたり積み重ねてきた国債の残高が、今、1,000兆円を突破した現在で、今言われたように今後さらなる若者世代の負担は大きくなると言われています。

国レベルの質問ではありますが、現在まだ団塊の世代の人たちが政治の中心であります。今後世代交代が進むにつれて若者の負担というものを少しでも軽減するにはどのような政策が考えられるか、これは国レベルのお答えでも構いませんので、よろしくお願いいたします。

○企画部長（靱山博資君）

非常に難しい問題でございます。実はこういった少子化という問題につきましては、町といたしましてもことし、若手職員によりますプロジェクトを立ち上げております。そういった中で、来年度予算に1つでも反映できないかなということで、今、ちょっと一生懸命で、若い世代、35以下だったですかね、そういった職員がいろいろアイデアを練っておる最中でございまして、いろんな対策が必要だと思います。当然今取り組んでおります婚活のことも含め、それから、あと、先ほども人口減少対策につきましては質問の中で答えさせていただきましたように、町の全ての施策において町の魅力を高めて美浜町に住んでいただくという方向を考えていかないかというふうに考えておりますので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございました。町の施策が全て関連しているというようなお答えでありました。

それでは、美浜町の施策、具体的に対策について質問させていただきます。

まず、6月議会で同じ会派の同僚議員も質問されました。その答弁からお伺いしたいと思います。

まず、子供を安心して産み、健やかに育てられる環境整備が重要だと考えられるというようなお答えがありました。その中には、医療費の無料化、保育料の引き下げ、総合計画に基づく施策、サービス等取り組まれているというような説明がありました。

そこで、このような総合的な子育て支援等、いろいろ計画されているこの施策を、では、今の子供たちの世代の方や町内外の若者、また、これから結婚を考えられている方々にどのような方法で、この町の施策、計画を周知、PRしていこうと考えていますか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

安心して子供を産み、育てられる環境づくりということでございます。厚生部といたしましては、子育てがしやすいということで、保育所の多様な保育、延長保育、それから、早朝、あるいは乳児、いろんな多様な保育のほうに手を広げてまいっております。そのために人件費のほうも少し多くいただいておって、合理化もせなあかんというところに今おるわけでございます。

そういった中で、子育て支援センターも実は布土に開設をいたしておりまして、長らくといたしますか、しばら

く布土だけで開催をいたしておりましたですけど、その中でお母さんたちから、野間のほうからは非常に遠いと、布土へなかなか行けないと、車に乗っておる途中でお子さんが寝てしまって途中で引き返したというような御意見も頂戴いたしまして、本年度より野間の保育園の中で開所をいたしまして、子育て支援センター野間分室というものも開設をいたしております。

そのほかの施策につきましても順次検討いたしていくわけでございますけれども、今年度、子ども・子育て計画を立てて、長期的に見ていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（森川元晴君）

先ほど僕がちょっと聞こうとしたことは、やはり町のそういう総合計画に基づいてとか、今、実際にいろいろな子育て支援とかいろいろなサービス等を行っていることに対して、今、子育てをしている人、また、町内外の若者また、今後結婚を考えられている方にどのような方法で周知、PRをしていくのかという質問ですので、いま一度よろしくお願いいたします。

○企画部長（靱山博資君）

周知方法についてでございますけれども、今やっております広報だとかインターネット、そういったことはもちろんですけれども、新しいスマートフォンを使った伝達方法だとか、そういった新しいものを取り入れながら、みんながわかりやすい、そういった周知を努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○町長（山下治夫君）

本当にただまいい質問をしていただきました。我々が今悩んでいることを質問していただいたというふうに私は理解をいたしております。

例えて申しますと、それぞれの方々が情報を得るツールといいますか、年代によっては新聞が一番大きな情報を得るツールの年代の方もいらっしゃいます。

今の質問は若い世代の方であります。若い世代の方は今文字離れといいまして、新聞から離れております。我々、広報にも一生懸命掲載しておりますけれども、なかなかお読みいただいていないのが現実であります。じゃ、その方たちが、何で情報を得ておられるかという、担当部長が答えましたように、やはりスマートフォンであり、携帯であり、コンピューターだと。ですから、我々としましても、今、ホームページの充実、スマートフォン対策、それからいろいろなICT、そういったものを使っていかないといけないというふうに感じております。

1つ例を申し上げますと、今、愛知県が、スマートフォンでよくはやってますラインというツールを使った情報を開始されました。私も情報を得ましたので、担当部署のほうには研究するようにと伝えてありますけれども、まだまだ職員のレベルもありますし技術的な問題もありますが、やっぱりいろんな意味で広報しますので、我々は頑張りますが、どうか議員の皆様におかれましてその節には情報の発信者になっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございます。

本当に、今の若い人たち、情報伝達というのはどういうふうな形というのは今言ったのが若い人には受けると思うんですけど、やはり美浜町もそれだけのことを考えている、やっぱりそういう人、これから美浜に特に住んでいただくためにも、やはりこういうことは積極的に情報を出して若い人に知ってもらいたいというのがこの質問の趣旨であります。

では、次に、また前回6月の議会の続きになりますけど、知多奥田駅及び野間駅周辺の拠点整備に関しても、

これも人口減少に歯どめをかけるための必要な都市計画事業と考えています。

前回答弁では確実に事業化に結びつけていくという答弁がありました。

その後何か進捗はあったかということと、また、この地区は、学生、若者のまちでもあります。私の勝手な想像であるかもしれませんが、やはり、海や里山環境を利用して若者が集える、おしゃれで明るい町並みをつくっていただきたいな、そんなことを希望していますが、いかがでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

今、森川議員が言われましたような、そんなまちづくりが望ましく、また、そういうふうな方向で向かっていきたいのも事実でございます。

進捗状況でよろしいでございますか。

まず、奥田駅、野間駅につきましては、2年、3年目に入りますが、計画、検討を進めております。そうした中で、今年度も引き続いて、地元町民の方、それから準備委員会の皆様とともに、奥田駅前のほうについて、まず、今年度、課題を整理させていただいております。

整備計画案を作成する予定で委託業務も発注して、業者とともに、今、内部的には進めておるのが奥田駅前でございますが、課題の対策を立案した中で、事業実施に向けてのリスク調査や採算性の調査、それから災害対策調査なども踏まえて事業計画の素案をまとめて、何とか3年後をめどに、例えば土地区画整備事業であれば権利者による準備委員会の発足を図るような進みになろうかと、このように考えております。

それと、野間駅ですか。野間駅前は、ここの立地につきましては、公共施設の立地を含める形で進めていく予定でございます。公共施設、保育園、児童館、いろいろございますが、そこらを網羅した中での計画を進めております。

平成30年の前半、ここをめどに土地の整備工事が着手できるような、そういった形での検討を今進めておりますし、その中で、そういった町としても、少子・高齢化の歯どめになるような、地域の方々とともに考えていって進めておるのが現状でございます。

以上でございます。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございます。

前回のあれでついでお聞きしますが、空き家バンク制度に関しても積極的にPRしていくというような答弁がありました。

前回6月から3カ月たちましたが、何かその後、変化のほうはありましたか。

○建設部長（片岡 勝君）

空き家バンクにつきましては、当然定住の促進につなげるというもとに昨年の12月に発足させていただいております。実績といたしましてはまだまだ、利用者の登録者が13件、それから、空き家の物件登録者が3件ということで、成約が現在至っておるのが1件でございます。

今年度、そうしたまだまだでございますので、利用増進を図るために、愛知県において市町とともに、空き家のワーキンググループを実施させていただいております。広域的な空き家バンクなどによる流通に向けた取り組みを検討しておるところでございます。

空き家の情報を全国に発信できるような形を、今、市町のほうで、そういった構築をしていただけるように県へ要望しておりますので、その辺もあわせて御報告させていただきます。

それから、PRのほうは、前回もお話しさせていただきましたですけど、ホームページ、広報はもちろんでご

ざいますが、積極的なPRを行って、この事業の進捗を向上させたいと、こんなふうに思っております。

空き家の所有者に対しては直接通知をする方向も検討したいと考えておりますし、また、さらなる促進を図るということで、補助制度も有効じゃないかということで検討しております。

例えば、登録物件の改修費に対する補助、それから、家賃相当分を一定期間補助するとか、そういうことも考えており、効果が出るという見きわめができれば対応していくことも考えていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（森川元晴君）

これも本当に大切な、やはりこの美浜町の人口に歯どめをかける大切な事業だと思いますので、やはり確実に前進していただきたいなと、そのように思っています。

次に、住民、町民の皆様は何をお願いしていくかという質問であります。やはりこの件に関しては、先ほども言いましたが、世代の格差と言おうか、お互いが尊重できる、また、世代同士が尊重できる、そんな人間関係が一番大切ではないかなとは思っています。

具体的にはどうやったらということをいいますと、やはり住まわれている住民の皆様が宣伝マンになっていただきまして、本当にこの美浜町のよさを町内外に伝えていただくというのが一番の得策であるとは思いますが、まず、そのためには行政として、さまざまな町の情報を瞬時に、また正確に伝え、早く関心を持っていただくことが行政の責務ではないかなと考えます。

また、私は特に、町の情報、サービス、イベント等についても、若い世代の方々に早く公開し、関心を持っていただき、また、先ほどもありましたが、婚活事業等も本当にいいと思います、それこそ、このような事業をやっています、また、美浜町というのはこんなすばらしいところなんだよということを、もっとやはり大々的に町内外にPRしていただきたいと思っていますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（磯部輝次君）

森川君に伝えます。残り時間あと5分ほどと思いますが、答弁、要りますか。先ほど答弁されましたよね。

○8番（森川元晴君）

簡単をお願いします。

○企画部長（靱山博資君）

当然、行政のPRというのは非常に大事なことで思っております。そういった中で、現在行っております広報、インターネット等のサービスをより充実させまして、また、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、新しい伝達方法といいますか、そういった方法も、スマホだとかという、そういった伝達方法も取り入れながら、今後より一層の充実を図ってまいりたいと思いますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○8番（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、防災のほうに入らせていただきます。

先ほどの内容で、本当に詳しく説明していただきまして、おおむね理解したつもりであります。

ところで、最初にちょっと失礼な言い方になるのかもしれませんが、今この時期になり心配なのが、11月17日に県共催の津波・地震防災訓練があることすら知らない住民の方が多いと感じます。

やはり各行政区の周知が足らないのか、また、美浜町自体の周知が足らないのか、それか、そもそも住民が無関心なのか、いろいろ考えられるわけなんですけど、やはり、これはせつかくの機会でありますので、できるだけ多くの周知をしていただきたいなというようなことを感じています。

ちょっと時間がないですから続けていきますので。

先ほども具体的な内容等がありました。最近どこの市町でも訓練を行っているシェイクアウト訓練、この訓練も、唯一町民の人たちが参加というのか、訓練ができる唯一の訓練だと、そういうふうに思っていますが、ホームページとか、そういうのでちょっと見たんですけど、というか、問い合わせも来たんですけど、このシェイクアウト訓練に、結局、訓練の参加登録ということがありました。その意味がいまいちちょっとわかりませんので、その辺の説明をよろしくお願いいたします。

○総務部長（森田 篤君）

今、議員のほうから、周知、PRが不足しておるんじゃないかというような御指摘をいただきました。

私ども、今年度が始まるぐらいから、いろんな会議とか広報とかで周知を一生懸命してきたつもりですが、まだまだ不足だという御指摘でございますので、これからもっと頑張って皆さんに知っていただくような方策を考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○防災安全課長（本多孝行君）

シェイクアウト訓練の登録についてでございますけれども、2つの考え方が実はあるかと思います。

先日操法大会でも、シェイクアウト訓練、県のほうがやりますので御協力いただきたいという放送をさせていただいております。あるいは、登録された方というのは逆に言うと、美浜町の消防団というふうで、全部でまとめて1つで登録している部分もあります。そういった意味では、登録をしなければ訓練できないという考え方ではないと思います。ただ、登録をしていただくことによって意識づけということも高まります。また、主催者のほうもどれだけの人が参加していただいたのかということも把握できるということもございますので、訓練そのものに参加していただくのに、もちろん登録していただくほうがありがたいんですけども、絶対必要なものではないと、まず、自分の身を守るということを身につける、そういう動機づけとして御利用いただければいいというふうに、今の時点では言えるんじゃないかと思っております。そんなふうに御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、森川元晴君の質問を終わります。森川君、自席に戻ってください。

〔8番 森川元晴君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで、休憩といたします。再開は10時45分とします。よろしくお願いいたします。

〔午前10時24分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山本辰見君は質問をする準備をしてください。

山本辰見君の質問を許可します。山本君、質問してください。

〔5番 山本辰見君 登席〕

○5番（山本辰見君）

5番、山本です。傍聴に御参加の皆さん、お疲れさまでございます。冒頭に議長のほうからもありました、傍聴者の皆さんの感想なんかが私たち議員の励ましにもなるし、あそこはちょっといただけんなどということが議員あるいは議会そのものが高まっていくことになると思いますので、ぜひ感想文なんかも後で頂戴できたらと思

いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出してあります一般質問通告書に基づき、順次質問をいたします。町長初め、町当局の皆さんの明快なる答弁を求めるものであります。

1点目は、給食センターに関する課題です。

児童・生徒の健康増進のために学校給食センターの果たしている役割は本当に大切なものと認識しております。私たちは、本来の給食センターのあり方は、それぞれの学校ごとにきめ細やかな対応ができることと温かい給食を提供できる、いわゆる今の保育所のように自校方式が最善であると考えているところですが、しかし、この間、美浜町の学校の規模、先ほど同僚議員が人口減少のこともありましたけれども、学校規模、いわゆる児童・生徒なんかもどんどん減っているというような状況も少し関連はあるかと思っていますところ。食育推進、給食センターの運営に関し、さらに積極的な取り組みを望むところでありますので、具体的に、以下、町長の考えを問います。

1点目は、給食センターを民間に委託する、このことが行財政改革プランの大きな流れの中の1項目としてなっておりますけれども、ぜひこの民間委託の検討対象から外していただきたい。町長の基本方針を伺います。

2点目は、安全な食材の確保と検査体制の充実を求めるものであります。地産池消がいろいろなところで推奨されておりますけれども、学校給食においても地元産の食材の積極的な活用が求められます。地元産の農産物類、もちろん海産物や果物等も含みますけれども、活用のぐあいはどうに進められているのかをお尋ねします。

3点目は、給食の無償化、あるいは補助が待たれております。県内で幾つかの自治体で実施している、あるいは検討されておりますけれども、美浜町としても具体的に検討しませんか。

4点目は、食物アレルギー対策などとともに、きめ細やかな児童・生徒への食育推進の上で、町独自の給食センターの自立が大切であると思っていますところ。一方で、先ほど同僚議員の発言の中にも少し触れていたようですけれども、他市町との給食センターを広域統合するような話も、あるいはうわさも出ていますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

大きな2点目でございますけれども、社会保障と税の一体改革、あるいは社会保障制度改革といいながら、実質的には生活保護制度が改悪されて、生活扶助、医療費扶助等の給付水準が引き下げられ始めました。生活保護基準などに関連して、さまざまな分野にも影響が心配されております。生活保護受給者を初めとした町民への影響などについて具体的に質問させていただきます。

1点目は、生活保護基準が先月8月から大幅に引き下げられました。その主な内容を説明いただきたいのと、今後計画されている、私たちは3年間で最大10%になるのではないかと受けとめておりますけれども、その見直しの内容について、どのような内容でどう受けとめているのかお伺いします。

2点目は、町内における生活保護受給世帯のこの間の動向、具体的には、相談件数が少しふえているとか、申請件数、それから、それに関して保護が開始された数がわかるとうれしいです。それから、先ほど1項目めで指摘した生活保護基準の引き下げ、今後予定される分も含めて、どういう影響を受けるのか、答弁を願いたいと思います。

3点目は、この生活保護基準の引き下げがいろんな分野に影響を与えるとされておりますけれども、最低賃金制度、年金制度、あるいは住民税の非課税限度額などにはどのような影響を与えるのでしょうか。

同様に、国民健康保険制度とか介護保険制度、就学援助制度などへは、同じようにどのような影響が出てくるのかお尋ねします。

最後に、生活保護は美浜町の場合は県の施策になるわけですがけれども、国による生活保護のこの引き下げに対

して、生活保護と連動するさまざまな施策の基準引き下げが起こらないように、美浜町として具体的にこの課題については手を打ったとかいうのがあるのか、どういう措置を講じているのかお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○教育部長（山森 隆君）

山本辰見議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、児童・生徒の健康増進のため、食育推進、給食センターの運営に関し積極的に取り組まれないとの御質問、1点目でございます、給食センターの民間委託の検討を対象から外されたいということでございますが、給食センターの運営体制といたしましては、市町村単独の市町村直営方式と、調理業務等を民間企業に委託する方式、また、運営と業務全てを委託する全面委託方式がございます。

現在、愛知県内では名古屋市のみが全面委託方式をとっており、調理業務等の業務委託を行っている共同調理場が22市町村で、約半数の市町村で調理業務の民間委託を実施しております。知多管内で申しますと、現在、半田市、東海市が民間委託、知多市、武豊町が民間委託に向けた準備に入っております。

民間委託はさまざまな難しい問題との関連を含んでおり、学校給食センターの運営として今後の方向性の検討は重要な課題として捉えており、現在は共同化を含めた民間委託の検討となっており、今後、検討が進み次第、御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目の、安全な食材の確保、検査体制並びに地元産の農産物類の活用は進められているかでございますが、食材につきましては、安全で良質、安価なものの調達に努めております。

毎月、業者よりサンプルの提示を求め、検査審査した上で食材を選定しております。また、食材の検査成績証明書、栄養分析報告書の添付をしていただいております。なお、放射性物質につきましては、愛知県学校給食会におきまして随時、食材検査を依頼しているのが現状でございます。

地元産の農産物につきましては、できる限り地産地消を考慮した食材選定に心がけておりますし、地元食材業者を優先に業者選定を行っております。

美浜産の食材で申し上げますとミカン、ブドウ、ノリ、卵、エリンギ等で、野菜につきましては、知多半島産、県内産が集まる半田市場での調達、豚肉は知多豚が集まる半田食肉市場での調達をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

3点目の給食費の無償化を具体的に検討しないかについてでございますが、本年3月議会におきましても給食費の補助についての御質問にお答えさせていただいておりますが、教育基本法では義務教育は授業料を徴収しないと、その他の費用については保護者負担が基本となっております。

学校給食法11条の経費負担に関する規定におきまして、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とする、学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担となるとなっておりますので、現在のところ、給食費の無償化、補助に関しましては考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

4点目の、児童・生徒への食育推進の上で給食センターの自立が大切である、一方、他市町との広域統合がうわさされるが見解はいかがということでございますが、現在、美浜町給食センターとしまして、教育委員会、学校との連携のもと、食育推進活動に力を入れているところでございます。

食物アレルギー対応はもとより、全学校、全クラスにおいて、食の指導を授業の一環として取り組んでおります。また、学校給食週間での訪問給食指導、献立表、給食だよりでの啓発、保護者との試食会、夏休み親子料理教室、卒業お祝い給食等、さまざまな食に関する指導を実施しているところでございます。

広域統合につきましては、平成24年度に2市4町のまちづくり推進委員会で検討がなされ、見送りとなった内容についての御報告をさせていただきました。

今後につきましては、公共施設運営の方針、保育所給食、広域連携等の検討を踏まえた中での学校給食センターのあり方、方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

次に、生活保護制度が改悪され、生活保護受給者を初めとした町民への影響はどうかについての御質問の1点目、生活保護基準が8月から大幅に引き下げられたが、その主な内容と今後計画されている見直しについてどのように捉えているかについてでございますが、平成25年8月からの生活保護基準の見直しの主な内容は、本年1月に取りまとめられた国の社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差による影響を調整するとともに、前回見直しの平成20年度以降の物価動向を勘案し、生活保護基準が見直しされました。

これに伴う激変緩和措置としまして、平成24年度の基準額の10%を超えて減額にならないように調整すること、平成25年8月から3年間かけて段階的に実施することが定められております。具体的な生活保護基準の算出方法は、現行の基準額に逓減率を用いて算出し、現行の基準と見直し後の基準の差を3分の1ずつ、各年で改定していくものでございます。

また、同時に見直しをされたものでは、期末一時扶助が変更され、これまでは1人当たりの扶助額に世帯人員を掛けたものが支給額でございましたが、見直しにより世帯規模の経済性の考えが導入され、世帯の人数ごとに支給額が定められました。

その他の見直しといたしましては、被服費等の一時扶助、住宅維持費、技能修得費等が、扶助の性格や費用の実態を踏まえて、それぞれ変更されました。

以上が今回の見直しの主な内容でございますが、この生活保護の基準は、国が一般低所得世帯の消費動向、物価動向などを参考にいたしまして、5年に1度見直しを行うものであります。

よって、この生活保護基準の見直しは、最低限度の生活を保障しつつ、国民の皆様の理解と信頼を得るために行われるものでありまして、適正な見直しであると理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の町内における生活保護受給者世帯のこの間の動向と、今後の生活保護基準の引き下げでどの程度影響を受けるかについてでございますが、まず、本町的生活保護の状況は、平成25年3月末現在で80世帯、101人でございます。また、昨年度の保護の動向でございますが、新規適用が27世帯、40人、廃止が13世帯、17人でございます。差し引きしますと、世帯数で14世帯、人数で23人増加しております。増加の原因につきましては、高齢者世帯の増加と不安定な雇用に起因する生活不安が主な要因と考えられます。今回の見直しにより、本町的生活保護に関する相談、申請、保護開始等の件数の動向につきましては、見直し前とほとんど変わっておりません。

また、今後の生活保護基準の引き下げにより、受給者がどの程度影響を受けるかという点でございますが、一部の階層の受給者を除き、ほとんどの受給者の保護費は8月から減額されます。しかしながら、減額幅は旧制度の10%が限度でございまして、これを3年間かけて段階的に実施していくため、受給者の年齢や世帯員の数にもよりますが、本町の場合、月額平均で1人当たり300円から400円程度の減額となります。

町といたしましては、これらの改正点を、生活保護受給者並びに生活保護相談者に対しまして、さまざまな機会を通じ周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の、生活保護基準の引き下げが影響を与えるとされる最低賃金制度、年金制度、住民税の非課税限度額などはどのようになるのかについてでございますが、最低賃金の額の決定に当たりましては、労働者が健康で文

化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされておりますので、額の改定を含めた適正な対応がなされるものと考えております。

年金受給額への影響につきましては、現在のところ国からの情報はございませんので、現時点は影響はないと考えております。

また、個人住民税の非課税限度額につきましては、現時点において、厚生労働省の資料では平成26年度以降の改正において対応するとありますが、国・県からの税制改正の情報等はございませんので、基本額がどのくらいになるかにつきましては今の段階ではわかりませんので、よろしくお願いいたします。

4点目の、国民健康保険制度、介護保険制度、就学援助制度などへはどのような影響を与えると捉えているかについてでございますが、現在、非課税世帯の方に対しましては、国民健康保険については保険給付費の一部に自己負担額限度額が設けられておりまして、医療費負担への軽減措置が講じられております。

介護保険制度につきましても、非課税世帯の方へは、介護給付費において施設利用費に関する負担の軽減を図るため、自己負担限度額が設けられております。また、介護保険料の算定におきましても、保険料負担の軽減を図っているところでございます。

住民税の非課税限度額引き下げにより課税世帯になりますと、これら軽減措置の対象外となりますので、一般的な基準額を御負担いただくこととなり、自己負担額への影響はあろうかと考えております。

また、就学援助制度につきましては、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた方につきましては、見直し以降も引き続き国による補助の対象とすることとされ、見直し以降に新たに認定を行う場合であっても、生活扶助基準の見直し前の基準であり、要保護者であると判断できる場合は国による補助の対象とされます。

5点目の、国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないように、どのような措置を講じているかについてでございますが、先ほど4点目で御答弁したとおり、生活保護基準の見直しに伴い、住民税の非課税限度額が減額された場合、その減額された非課税限度額により、国民健康保険、介護保険、就学援助等の施策の事業区分が決定されるものでございます。

住民税の非課税限度額の根拠となる生活保護基準は、1点目の御質問で御答弁いたしましたとおり、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整や物価動向などを参考にして5年に1度見直しを行うもので、適正な生活水準を定めるものでございます。

よって、町といたしましては、これに伴う諸施策の基準引き下げが起らないような特別な措置を講ずる考えはございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○5番（山本辰見君）

じゃ、まず、1点目の給食センターに関することからいきたいと思いますけれども、私はあえて、先ほど答弁の中で、各市町においても全体で民間に委託しているところもあれば、調理業務だけ、あるいは違う形でということ、今、紹介がありました。あえて、この民間委託、あるいは指定管理者制度ということもあるかと思えますけれども、学校給食の目標としているのが、調べさせてもらいましたけど、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものである、こういうことを理解を深めて、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、また、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動についての理解を深めて勤労を重んずる態度を養うこと、こういう形で学校給食法でうたっています。そういう中から、先ほど部長からも答弁があったように、

いろんな施策がいろんな機会を捉えてやってみえる、そのことは本当に大事なことでありますし、ぜひそれは続けていただきたいなと思います。

ただし、この民間委託ということになりますと、いわゆる、はっきり言って企業利益、損得を基本としているわけですから、教育的な観点からしたときに、じゃ、もうければ教育を無視していいとか、そういうつもりを言っているわけではありませんけれども、どうしても指定管理者の業者さんの都合を優先するという形があらうかと思えますから。

それから、もう一点は、例えば民間になった場合、町の職員が今働いているわけですが、もちろんパートさんも含めて、そのような町職員の職場を失うことにもなりかねないということからして、ぜひこの民間委託にしていく方向、特に給食、あるいはよそで始まっている図書館の運営なんかも含めて、大事なことだと思いますので、もう一度確認させていただきたい。民間に委託する方向じゃないほうで検討いただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○学校給食センター所長（森川幸二君）

それでは、ただいまの議員の御質問でございます。

民間委託によって、企業の利益が目的ですとか業者の都合で不安があるということでございますが、現在、民間委託しておる市町村におきましてはほとんどが調理業務ですね。調理業務のほかにも、運搬業務ですとか物資調達業務、それから、食器の洗浄業務ですとか、いろんな業務がございます。その中で、主体となる調理業務を民間委託しているところが、知多管内では今のところ2市あるということで、そういったところへ確認いたしますと、業者に委託することは経費の削減ですとかいろんな面でメリットもありますけれども、やっぱり、調理作業への不安ですとか衛生管理面での不安、そういったものもありますし、特に調理員さんが、今までなれて経験のある調理員が果たして本当にやっていただいておりますのかというような、そういった不安もございます。そういったのがデメリットになりますけれども、今後はそういったこともよく研究しながら、直営でいくのか民間委託でいくのか、これは広域も含めた形の中での検討をしていきたいと思っておりますし、あと、町の職員が職場を失うということもあります。ほかの市町での対応でございますと、民営化したことによって、保育所の調理所へ回したりだとか、そういった形の対応をとっているところもありますけれども、一言に上手にそれがいくかどうか、保育所の調理業務も含めた形でのまた検討になっていきますので、そういったこともよく加味しながら今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○5番（山本辰見君）

前に、調理の職員の、パートの人にどんどんかわっているという話を取り上げたこともあるんですけど、その中でも一定、教育については正規職員が責任を持って、教育というか指導をしながら調理の技術を高めるという形をとっているということを言いましたけれども、これが、先ほどの民間に委託になった場合に町のほうからの影響力が及ばない分野になってくるといことも心配されるものですから、ぜひそういう面では、例えば、先ほどのいろんな業務がある中で設備の管理なんかについては逆に専門の業者に頼むようなこともあらうかと思えますから、全てが何もかも外注に出してはいかんと、そういうつもりはありませんけれども、給食センターの中心のところ、これは先ほど、後でまた触れますけど、アレルギー対策だとかそういった対応も含めると、ぜひ町の職員が責任を持って対応できる形にさせていただきたいなと思っております。

それから、先ほど同僚議員も質問したのでそこに関連しますけれども、先ほどお答えにならなかったのもそれを聞きたいと思います。先ほどアレルギーショックのところ、2,000人近い生徒の中で41名で、自分で対応している子もいれば給食センターのほうにお願いしているという子もありましたけれども、具体的に、例えば給食センターにアレルギー対策食をやった場合の具体的な流れで、先ほど一番年度初めにこういうカードで確認すると言いましたが、毎日の給食の流れとしてはどういうチェック体制をとっているのか確認させてください。

○学校給食センター所長（森川幸二君）

それでは、ただいまの御質問でございますが、まずは、町が責任を持った体制で、民間委託に切りかえた場合、そういう体制ができるかということでございますが、中には、例えば民間委託することによってアレルギー対策をしっかりとできるといったケースもございますし、その中でいろんな、やっぱり経験不足の調理員がどうしてもできてくるとか、そういったこともお聞きますので、その辺の体制については今後もしっかりとした方向でやっていきたいということで、やっぱり民間委託する場合は、その内容についてはきっちり、こちらの指導という希望が行き届くような内容を提示した中での企業選定という形になろうかと思います。そういうふうにしていくかどうかというのは今後の検討で、先ほども言ったとおりでございます。

それから、アレルギー対応の流れということですが、今現在、アレルギーを持つ児童・生徒さんが41名ということで、そのうち14名を除去食で、調理過程での対応をしているというのが現状でございます。この14名の中でも、1つの食品だけのアレルギーの子もおりますので、その食品が年間ほとんどないケースもございますので、実質は10人ぐらいいは常に除去の対応を調理業務上でやっていると。特に、卵関係ですとか魚類、そういった食物アレルギーを持つ子供もおりますので、その方については極力注意しながらやっているというのが現状でございます。

流れとしましては、先ほども言いましたが、年度当初に医師の診断に基づく生活管理指導表、これは、食物アレルギーだけではなく、アレルギー疾患全部、気管支ぜんそくとかアトピー性皮膚炎、そういったものも含めた全ての管理指導表を出していただいております。その中で、食物アレルギーについては、医師の血液検査、それから経口負荷試験の結果に基づいて、どういった食品がいけないかというのが記載してあります。それに基づきまして、給食センター、栄養士さんのほうから、全ての食品の内容がわかる資料、成分分析表というものを、全ての資料を各対象の保護者のほうへ送付させていただきまして、そこで保護者の方に全部チェックしていただきます。それは学期単位でやるものと月単位でやるものと分けてやっておりますけれども、その資料に基づいて全て保護者の方にチェックしていただきまして、そのチェックに基づきまして学校のほうへ、何月何日、この食品は自分で除去します、調理過程で除去してくださいという形での申し出が日にちごとに、品目ごとに全て上がってきます。それを学校でチェックした後、学校から給食センターのほうへ報告がありまして、給食センターのほうで栄養士さんがその内容を3者面談の中での相談と比較しまして確実にチェックを行い、その中で除去の調理方法を決定し、調理員との打ち合わせの中できちとした確認をとり、それで、毎日、調理員さんもその除去が確実にできたかの報告を栄養士にさせていただきまして、再度また確認をとった上で学校のほうとまた連絡調整をとりながらやっているのが流れでございます。ここで一番大事なものは、やっぱり学校のほうも、学校で除去、それから自分で除去という食物もございますので、そういったときにきちっとその対応ができるかという指導、そういう確認も必要かと思います。流れにつきましては、そんなようなところで今やっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○5番（山本辰見君）

流れの中というのは、もう一つ聞きたかったのは、そこは結構ですけれども、例えば、今、流れの中で実際につくりました、給食センターで。例えば山本君の食事はこれですと分けて、その後のそれぞれの学校に届いたとき、校長室なのか配膳室なのかわかりませんが、そこでも確認する、それから、担任の先生が確認する、それから、もちろん本人が確認する、そういう確認の、いわゆるそれぞれのチェック、例えば、せっかくその人用につくったんだけど間違えて配付するとか、そういうことのないような形がとれているのかどうか確認したい。これは多分そうやられていると思いますから、たまたま、先ほどほかの方で出た東京の事故の場合、その流れで給食は一回食べたんだけど、おかわりのときに好きなやつだったものだからつい食べちゃったというのがね。アレルギーについては、皮膚も含めて、きょうも朝来るときニュースでやっていましたけれども、本当にそれそれにとって、これは子供だけじゃなくて大人になってからでもなるようですから、花粉症との関連なんかも新しく、先ほどセンター長はむしろ減っているという言い方をしたんですけれども、新しい対応をせないかん人も出てきているというようなこともあると思いますから、これはぜひ気をつけてというか、注意を払って運用していただきたいと思います。

それから、先に3点目よりも4点目の指摘した、いわゆる他市町の統廃合の検討のことですけれども、2市4町で、多分具体的には、知多南部卸売市場、空き地になったのであそこでどうだろうという話が出て検討を始めたようなことも聞きましたけれども、先ほど答弁の中で、この話はちょっと見送りになったということもありました。それから、逆に、南知多町と2町でどうだということも検討を始めているというか、検討の対象になっているようなことを言いましたけれども、私は先ほどのアレルギーだとかそういう対応も含めると、本当に大きくするということは決してプラスにはならないなということをすごく感じるわけです。先ほど別の方の答弁にも、実はアレルギー対策なんかの対応は本当にきめ細かくやっていかないと、そういう面ではまだまだ工夫も必要だということでいくと、大きくなるということはそこまでの配慮がどう行き届くのかかわからないということがありましたので、心配がありますので、統合の検討のことをもう一度お願いします。

○学校給食センター所長（森川幸二君）

ただいまの御質問でございます。

先ほど企画部長から広域の関係につきましては説明させていただきましたとおり、2市4町におきましては、いろいろなメリットもありますがデメリットのほうが大きいということで、そのデメリットの1つはやっぱり、給食ができてから2時間以内の喫食が指導の基準でございますので、南知多の島等がございますし、そういったことで見送りになったということでございます。

それから、半田の卸売市場で広域化、その場所とするという話でございますが、それは場所選定の中の1つの候補地として今そういった場所もあるよということで、ほかにも武豊の候補地もございますし、もし、将来的にまた2市4町、また違った形での広域が進められればそういった場所も候補地となろうかなと思っております。

それから、南知多との2町の話でございますが、これにつきましては、町も隣ですし、いろんな意味での広域連携をしているということもありますし、そんな中で南知多との今後の共同化ができないか、その辺のメリット、デメリット、総合的にそういった検討をする中で可能かどうかという検討を今しておるところでございますので、まだ、南知多と将来統合するだとか、そういったことではございません。いろんな広域の形があらうかと思っておりますので、そういったことも考えながら今進めているところでございます。

それから、広域にすることによってそういった食物アレルギーの対応ができなくなるのではないかという話もございますが、広域化することによって、逆に食物アレルギー対策がきちっとできるケースもございます。というのは、そういったことによって、一般の児童・生徒の調理場、それから、アレルギー専門の調理場とか栄養士

さん、そういったものを配備してやる方法もございますので、一概に、広域になるということでそういったアレルギー対策がおろそかになるとか、そういったことではございません。それは広域の中でのいろんなメリット、デメリットの中でございますので、それも1つのメリットにもなるしデメリットにもなるということでございます。

そんなところでよかったでしょうかね。以上です。

○5番（山本辰見君）

給食の問題だけだとちょっと時間が足りなくなるので、最後の点はちょっと指摘だけしておきます。

3点目の、給食費をぜひ、私は大胆な提案をさせていただきましたけれども、全額というわけにはいかなくても、大変な家庭については給食費の補助が検討できないかという点で取り上げました。4年前に実は、材料費とか燃料が上がって、給食費が、小学校、中学校、30円上がったときに、同僚議員が質問なり提案して、ぜひ、10円とか20円とか、そういう補助もできんのかということを言いましたけれども、一斉に30円の値上げがありました。その当時も、ほかの市町では、もちろん無料の自治体は数は少ないですけれども、一定の援助をしているところもありますので、これは今、状況としては、特に若い世代、月ざっと5,000円程度の給食費が非常に負担になると思いますので、ぜひこれは検討の項目の1つに入れておいて今後も考えていただきたい。あえてこれは答弁は求めません。

それから、生活保護のほうに移らせてください。

先ほど残念な答弁で私はショックを受けましたけれども、今度の国が保護制度について下げることを適正な見直しだと思っているということですがけれども、私は残念でならないというのは、例えば、生活保護が最低賃金制度なんかとも影響していると。低いほうへ低いほうへ合わせていつている。もう一つ、じゃ、物価はどうなのかいいますと、先ほども生活が困難な人はたくさんふえているという話をしましたが、若い人の給料は上がらない、それから、働く仕組みも将来が全然約束できないような形、一方では、安倍政権になってアベノミクスになってから、生活物資、ガソリンも含めて本当に上がっておって、中身としては大変な状況なんですけれども、決して物価が下がったから生活保護の水準もそれに合わせて下げてもいいんだという状況ではない、むしろ反対だと思っているので、そこの適正な見直し。

それから、5年に1度の見直しと言いましたがけれども、実は、これまで生活保護の引き下げ、生活保護の制度は1950年に始まったんですけれども、ずっとこれはいいふうに見直しされてきて、2003年に初めて0.9%、2004年に0.2%の減額があった、これだけなんです。それが今回、先ほど緩和策と言いましたが、本来10%上げたいところを皆さんに影響が大きいので3年にわたって分けてやるということでしたから、今回のように最大10%にも及ぶような引き下げというのは初めてなんです。そういう面では、しかも、その中では、食費だとか光熱費、衣類、それから、先ほども出ました住宅費、住宅に関係する、そういうことに充てられるので、本当に大変な状況だと思います。

実際に影響はあると言いましたが、具体例として、例えば、60歳前後の方でひとり住まいの方、あるいは何人か子供を育てている世帯で実際に、先ほど300円とか400円と言いましたが、人数のおる人はもっと大きい金額にならないかなと思いますから、具体例で参考をお願いしたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

山本君、あと残り時間七、八分だと思いますので、よろしく。

○住民福祉課長（沼田治義君）

山本議員の質問にお答えさせていただきます。

8月以降と従来との比較した生活扶助の対比をしたものが愛知県の知多福祉センターのほうがお示しをしておりますので、そのモデル例に従いまして説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、67歳の高齢者の単身世帯の場合、7月までの旧制度におきましては6万5,210円、8月以降につきましては6万5,280円、70円の増でございます。75歳と70歳の高齢者の夫婦の世帯の場合、旧制度では9万2,460円、8月以降の新しい制度では9万1,730円、740円の減でございます。それから、39歳の母子家庭、中学校の子ども、それから小学校の子ども、保育園の子ども、お一人ずつの世帯でございまして、母子家庭の4人の世帯という想定でいきますと、旧制度では21万3,890円、新制度では20万8,310円、差し引きますと5,580円の減になります。

この新しい制度につきましては、先ほど私どもの部長のほうからも答弁がありましており3カ年で調整をさせていただきますので、逡減率というちょっと難しい率を掛けまして算出をしております。

見直し、先ほど私が説明しましたとおり、世帯によっては増額になった世帯もございまして減額になった世帯もございまして。これはあくまでも県がお示しをしたモデルの例でございますので、実際に受給につきましては、受給者の資産だとか収入だとか、そういった状況によりまして金額のほうは変わってきますので、その点については御承知おきを願いたいと思います。

以上でございます。

○5番（山本辰見君）

ありがとうございます。

今、紹介がありましたように、今回の引き下げの内容は美浜町のケースはどういう実態なのかは正しくつかんでいない、また、私たちが余り突っ込むものではないと思いますけれども、子供の多い世帯ほど減額は大きくなると。単純に、その3分の1が今回影響を受けるということで、3年後にはこの掛ける3倍になるのかはちょっとわかりません。正しく受けとめられませんが、影響としてはすごい大きいものがあると思います。

もう一つお伺いしたいのは、今こういう状況の中で、全国的にはすごく生活保護を申請するケースがふえている、名前は挙げませんが、大阪府だとか西のほうですすごい人口割合でふえているということがありますがけれども、なかなか他府県で、申請を水際で断られるとか、申請書を出したけれども忘れ物ですよということで受け取りを拒否される、そういうケースもありますけれども、美浜町においてはそういうことはないと思いますけど、いかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

美浜町においては大阪で行われているようなことはないと思っております。

生活保護のしおりというのがございまして、それに基づいて、被保護者の権利、被保護者の義務、保護を受けるための要件ということで御説明をさせていただいております。

保護を受けるための要件としましては、能力に応じて働いてくださいと、就労に努めることが第一でございます。資産の活用、土地、家屋、生命保険等は処分してください、生活費に充ててくださいと。それから、扶養能力の活用ということで、民法上扶養の義務がある方、夫婦、親子、兄弟姉妹の援助は積極的に受けてくださいと。みえる方はそこから援助は受けてくださいということでございます。4点目に、社会福祉制度の活用ということで、傷病手当金、雇用保険、年金、受けられるものは全て受けてくださいと。それから、暴力団でないことを確認しております。それから、年金担保貸し付けを利用中でないこと等を審査いたしまして、そのような帰っていただくというようなことはありませんので、真心を込めて対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○5番（山本辰見君）

時間的には最後になるかと思いますが、実は、先ほどほかでふえているといいながら、実際には、町民の中には、制度そのものも余りよく知らないという言葉は使いたくはありませんけれども、仕組みそのものを知らなくて相談できないでいる人もいるのではないかなということも心配しています。私たちが気がついて、実際に相談を受けて、一緒に来て申請した場合がありますし、そういうケースはあるわけですが、今言ったような気がつかないでいる方、中にはいろんな理由で、恥ずかしいという言葉も含めて遠慮している方もいるんじゃないか、相談すること自体を控えている人もいるんじゃないかなということもすごい心配しているところがあります。これは、先ほど生活実態のことを言いました。特に、途中で、高齢になってから仕事を干されている方なんかいたりして、特にひとり住まいの方なんかだと、結婚していると奥さんとか旦那さんとかの都合があると思いますけれども、いわゆるそういう申請できない、相談できていない方たちをどう捉えるのか。ぜひこれは、拾い上げることも含めて大事なことでと思いますけれども、そういう方々の把握だとか、それから援助の手を差し伸べるようなことでは、行政の側としてどういう活動をしてもらっているのでしょうか。民生委員さんの力をかりることが多いと思いますけれども、ぜひこれは力を注いでいただきたいと思いますけど、お願いいたします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

気づかないでおられる方をどうやって拾うかということでございますけれども、これにつきましては、議員さんも紹介していただいたということも先ほどおっしゃられておりましたけど、やはり民生委員さんの日ごろの地区内の見回り等で発見されることが多いかと思っております。我々行政としてはそれほど細やかに地域を回ることができませんので、これは、皆様、住民の方々の通報ですとか報告ですとか、そういうものを受けて行くほかはないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本辰見君、自席に戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9月6日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。御苦勞さまでございました。

〔午前11時37分 散会〕

平成25年 9 月 6 日（金曜日）

第 3 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第 3 号）

平成25年 9 月 6 日（金曜日） 午前 9 時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1 番	大 崎 卓 夫 君	2 番	中 川 博 夫 君
3 番	石 田 秀 夫 君	4 番	千 賀 莊之助 君
5 番	山 本 辰 見 君	6 番	鈴 木 美代子 君
7 番	野 田 増 男 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	杉 浦 剛 君	10番	山 本 和 久 君
11番	丸 田 博 雅 君	12番	島 田 昭 夫 君
13番	磯 部 輝 次 君	14番	家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	神 谷 信 行 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	榎 山 博 資 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	久 野 元 嗣 君
建 設 部 長	片 岡 勝 君	教 育 部 長	山 森 隆 君
総 務 課 長	牧 守 君	防 災 安 全 課 長	本 多 孝 行 君
税 務 課 長	大 岩 哲 治 君	企 画 政 策 課 長	大 井 徳 男 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 福 祉 課 長	沼 田 治 義 君
保 険 課 長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	飯 味 拓 次 君
農業水産課長	永 田 哲 弥 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環境保全課長	齋 藤 博 君	土 木 課 長	廣 澤 辰 雄 君
都市計画課長	齋 藤 功 君	水 道 課 長	伊 藤 昭 一 君
生涯学習課長	坂 本 順 一 君	学 校 給 食 センター所長	森 川 幸 二 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩 本 修 自 君	局長補佐兼 議会係長	夏 目 明 房 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆様、おはようございます。

まだまだ残暑が続いておりますが、それでも朝晩はやや過ごしやすい季節になったような感じがいたします。上空には既に秋の風が吹いているとのことですが、皆様方には夏の疲れた体を御自愛いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りいただくよう、御協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、5名の諸君より質問の通告をいただいております。そのうち2名を本日举行します。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことにします。

それでは、鈴木君は質問をする準備をしてください。

6番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君、質問をしてください。

〔6番 鈴木美代子君 登席〕

○6番（鈴木美代子君）

おはようございます。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、河和南部地域における養鶏事業のにおいについてであります。本当にひどいにおいで、河和南部の町民は困っています。前回の一般質問後にもおいはとまることなく、地元住民の生活環境は改善されておられません。身体的にも、気持ちが悪い、頭が痛いなど、訴えはさまざまであります。何とかこのひどいにおいを緩和できないものかと、三重県多気郡多気町にあるコケコッコ共和国という先進地を視察してきました。

私は個人的に卵は大好きで、養鶏業者の敵になるつもりは全くありません。しかし、住民と共存共栄していくために、住民にもにおいを我慢して好意的に業者を見ていますし、業者のほうも、その行為に甘えるのではなく、経営の姿勢を正して住民の期待に応えていくべきだと考えております。

経営者自身も、どうしてもにおいを和らげることができるのか、研究しなくてはなりません。昔も今も同じやり方では、進歩が全くありません。若い後継ぎもいるのだから頑張っしてほしいと痛感しています。

さて、コケコッコ共和国の話ですが、伊勢自動車道の勢和多気インターから見えるところにあります。近くへ行っても全くにおいしません。平飼いで、夏は羽数が少し少ないそうですが、4万羽から5万羽近く飼っていま

す。EM菌を加えた独自の特別飼料を使っており、自然に近い環境の平飼いで、運動量が多くストレスの少ない鳥が産んだ、生命力あふれる受精卵でした。養鶏を、におい、汚いというマイナスのイメージから発想を転換し、おいしい卵と鳥肉を使ったレストランで村おこしを考えたらどうだろうとつくづく思いました。

そのためには、行政の支援が不可欠です。近くに小学校や保育所、公民館があり、学んでいる子供たちの環境改善に町が力を入れるべきであります。

第2点目は、保育料の問題です。我が町は子供の数が減少しており、少子化対策、子育て支援として、保育料を下げるのが重要です。

県内54市町村の保育料の一覧表を見ても、決して美浜町は安い自治体とは言えない状態です。この値は、子育て世代が安心して支払っていける保育料だと言えるでしょうか。

第3点目は、教職員の時間外労働に制限をすべきだというテーマです。教職員の時間外労働、つまり残業が深刻で、夜8時、9時でも学校で仕事をしています。10時以降になることもざらです。教職員が精神的な病気で休職をしたり、辞職する人もおります。

以下、4点についてお伺いします。

教育委員会として、今のこの実態をどのように捉えておるのでしょうか。

2、時間外労働、残業を制限しているのでしょうか。

3、部活など、顧問である教師の責任が重く、帰りが遅くなる原因ではないかとも思います。教育委員会として、今後どのように対処するつもりですか。

4番、教師の仕事量がふえ、教師の本来の仕事である子供と遊び接する時間が減り、逆に、いじめ、体罰がふえてきたと言われております。つまり、忙しくて子供たちに目が届かない実態があるのではないかと懸念しております。教育委員会のお考えをお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○教育長（山田道夫君）

まず、私のほうから、鈴木美代子議員の御質問のうち、教職員の時間外労働に制限をについてお答えさせていただきます。

まず、1点目の教育委員会として今のこの実態をどのように捉えているかについてでございますが、以前から学校現場の教員には、毎日の授業だけでなく、テストの採点やノートの点検、図書館指導や福祉教育などの校務分掌上それぞれの教員に与えられた仕事、学級費や給食費の会計や諸帳簿の処理、学校行事の準備、諸会議への参加、課外クラブや部活動の指導、児童・生徒の問題行動への対応、進路指導及び保護者への対応など、数多くの仕事が要求されています。

最近では、特にその内容が多くなるとともに、学校現場では若い教師もふえ、勤務時間の中で全ての仕事の処理ができず、勤務時間が終了しても学校に残り仕事をしている教員や、また、家へ仕事を持ち帰っている教員がいることは承知しております。

2点目の時間外労働を制限しているかについてでございますが、それぞれの学校の実態、教員一人一人の様子も違いますので、一律に教育委員会として制限はしておりません。

もちろん教員も地方公務員ですので、労働基準法に示されている7時間45分の労働時間は遵守しなければなりません。また、校長が教員に時間外勤務を命ずることができるのは、職員会議や非常災害、実習や学校行事の4項目に限定されており、通常の仕事の時間外勤務を命ずることはできません。

しかし、先ほど説明しましたように、多くの仕事をしなければならないので、勤務時間外でも仕事をしている

のが実態です。

そこで、教育委員会としては、コンピューターの活用や事務機器の整備などで、できるだけ能率的に事務処理ができるように支援するとともに、スクールカウンセラーや情報アドバイザー、外国語活動指導員などの専門員の配置を行って、教職員の負担軽減を図っております。

また、教員の健康管理面からも、長時間に及ぶ時間外の仕事は問題があると思っております。教育委員会として、校長先生には、教員が学校へ出てきた時間、学校から帰る時間を一人一人記録して実態把握をするとともに、長時間に及ぶ教員に対しては適切な指導していただくよう指示しております。

3点目の、部活動など、顧問である教師の責任が重く、帰りが遅くなる原因ではないか、教育委員会としては今後どのように対処するつもりかについてでございますが、特に中学校では、部活動の指導が時間外の仕事の大きな原因になっていると思っております。ほとんどの教員は、授業が終わった後、下校時刻まで部活動の指導を行っており、その後、先ほど説明させていただいたような授業以外の仕事を行うことになります。

また、多くの教員は休日にも部活動を指導しております。以前には、中学校の部活動を地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブなどの社会スポーツへ移行することも検討されましたが、実態としては大変難しく、いまだに学校教育に頼っている現状があります。

教育委員会としましては各学校に、勝利至上主義になり長時間の指導が行われることがないようにとか、外部指導者を依頼するなどして教員の負担を減らすように依頼しております。

4点目の、教師の仕事量がふえて、忙しくて子供たちに目が行き届かない実態があるのではないかと懸念している、教育委員会の考えを伺うについてでございますが、本来、教師の仕事は、一人一人の子供の実態を捉え、一人一人に合った指導を工夫することだと思っております。そのために、各種の調査を行ったり、教員が研修したりする必要があります。しかし、事務処理を優先するがために子供たちに目が行き届かないということがあつてはならないことです。

教育委員会としましては、各種の課題を1人の教師だけに頼るのではなく、学校という組織力を活用して対応するよう指導しております。

また、美浜町では、先ほど言いましたように、情報教育アドバイザーや外国語活動指導員、そのほか、生活支援員、特別支援学級アシスタントを配置していただいていることが、多くの目で子供たちを見守るとともに、教員の負担軽減に役立っているものと思っております。

以上、答弁を終わります。

○経済環境部長（久野元嗣君）

次に、地元養鶏事業所のおいを減らす対策の指導についての御質問でございますが、養鶏事業による悪臭の苦情は、町民の皆様からたびたびお伺いをいたしております。

鈴木議員も、平成24年6月議会の一般質問で、悪臭改善についての御質問をいただいたところでございます。その後の経過を踏まえ、お答えさせていただきたいと思います。

施設の改善関係では、鶏ふんを早い段階で処理し堆肥化を図るため、鶏舎1棟をウインドーレスの鶏舎へ、平成24年12月に建てかえられております。また、鶏ふんの乾燥施設の増設も平成25年3月に完成し、堆肥化が促進されております。

当該事業所におきましては、平成21年から現在まで、堆肥舎1カ所におきまして堆肥化促進資材を試験的に使用しておりますが、施設全体で利用されるには至っておりません。

今回、鈴木議員提案のEM菌などによる悪臭の軽減化につきましては、全国で、また知多地区でも、EM菌で

はありませんが、EM菌と同様に、光合成細菌や乳酸菌など、類似した資材を用いまして環境改善を行いながら、商品のブランド化や企業イメージの向上を図っている事業所が多く見受けられます。

本町といたしましても本年2月に、乳酸菌、酵母菌などを利用した資材の利用につきまして、経営者に全国の使用状況や畜産関係で利用されている実例を含めて資料をお渡しし、悪臭改善のため利用していただくようお願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、経営者が住民の感情を理解していただきまして、環境改善をしていくことが大切であると考えております。

今後とも、町としても悪臭防止のため、施設の改善、においの軽減を図る副資材の利用もあわせて、経営者に対する情報提供や営農指導に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○厚生部長（岩瀬知平君）

次に、保育料の引き下げについての御質問でございますが、議員も御承知のように、保育料は住民税等の階層区分により、それぞれのまちが独自に児童の年齢ごとに設定しておりますので、単純に比較することは困難でございます。

知多5町の保育料を見ますと、東浦町につきましてはどの階層におきましても本町のほうが高い設定になっています。武豊町と阿久比町につきましては、階層によっては本町のほうが低いところもありますし、逆に、階層によっては本町のほうが高いところもございます。南知多町につきましては、どの階層においても本町のほうが低い設定になっております。

議員が質問の中で言われる美浜町の保育料は県内54市町村の中で高いという資料は、平成23年度に弥富市が独自に調査したものであり、本町の平成22年度の保育料をもとに順位がつけられたものであります。本町は平成23年4月に保育料を改正し、各階層で保育料の引き下げを行っておりますので、現在の本町の保育料は決して高いものではないと思っております。

いずれにいたしましても、各まちの保育料は、先ほども説明しましたとおり独自に徴収基準を定めておりますので、一律に順位をつけることはできないと考えております。

また、保育料の設定には、財政力や入所児童数、保育所数などの各町の地域性によっても大きく影響があることも事実でございます。しかしながら、金額ベースだけで比較した場合、大差なく、本町の保育料が特別に高くなっているとは考えておりません。

本町の保育所運営事業費の総額は、平成25年度の予算額で5億3,013万2,000円でございます。このうち保育料の占める割合は1億1,796万5,000円で、全体の22.3%でございます。

また、この数字を本年度の入所児童数503で割り返しますと、児童1人当たりの年間費用が105万3,940円になります。このうち保育料と補助金の合計額が23万7,136円で、差額の81万6,804円を町費で賄っているものであり、この数値は本町にとって決して低いものではございません。さらに、本町は本年4月から自由契約児の保育料を近隣市町並みに引き下げを行い、保育所への自由契約児の入所を緩和しており、子育てがしやすい環境づくりに取り組んでおります。保育料につきましては、今のところ、さらなる引き下げを行う余裕はないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○6番（鈴木美代子君）

養鶏のほうから順番にいきますので、お願いします。

今、河和南部の養鶏場、羽数は何羽飼っていますかね。

○環境保全課長（齋藤 博君）

羽数につきましては、成鶏、大人の鳥、親鳥33.6万羽、それから、ひな、これが6万1,000羽、約40万近い鳥が飼育されております。これは25年の7月現在での数字でございます。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

これだけにおうということは、ふんの処理が十分ではないということのあかしだと思います。今回ふんだけを取り上げていますけれども、相変わらずハエも多いし大変な状況にあるわけですが、今、答弁の中で言われましたように、できるだけ回転を早くふんの処理をしていくことがこのにおいが減っていく肝心なことだと思うんですが、この25年になって乾燥施設増設をしたということですが、今、全体に40万羽に対してそういうふんの処理施設は幾つあるんでしょうか。

○農業水産課長（永田哲弥君）

施設の状況ということでお答えのほうをさせていただきます。

現在、施設の状況、ふんの処理施設ということで、何棟かということなんですが、現在、今回、環境課長がお話した改造されたハウスと乾燥畜舎1棟、それと、従来2棟の乾燥ハウスがございます。その乾燥ハウス、合わせて3棟ハウスがあります。それと、堆肥舎等も二、三ございます。これからまたそのハウスのほうも改善をしていくというような計画も出ておりますので、よろしくお願いします。

○6番（鈴木美代子君）

乾燥ハウスというのはウインドーレスのことですか。いわゆるあの養鶏さんがやっている高層鶏舎は何棟あるんでしょうか、今現在。

○農業水産課長（永田哲弥君）

施設のほうですが、状況といたしましては、ウインドーレスの鶏舎が現在5棟ございます。それと、高床式、通常の段、その開放鶏舎が8棟、それと、先ほども申し上げました乾燥ハウス、堆肥舎、集卵場というような状況になっております。

○6番（鈴木美代子君）

要するに、これだけにおいがふえているということは、十分にふん尿が早い回転で掃除がされていないということだと思います。この間の大雨のときに、これはある住民から聞いた話ですけど、あそこの雨があの鶏舎の周りからどっと、雨、ふんの水が流れてくるという、そこを現実に見たということで、本当にふんが適切に早く処理されていない。これでは本当に住民はたまったものではないんですが、いわゆる昔からの高層鶏舎というのか、高床式というのですか、あれが8棟もあるということは、まだ本当に鶏舎全体が変わっていない。おまけに掃除もしていない。本当にそばを通るだけで、住民から言われました、息をとめてそばを通るんだと。臭くて臭くて気持ち悪くてたまらないという。あそこは南部小学校の前あたりから新しい住宅地が開発されていて、あの辺はよそから来た人が多いんですね、名古屋とか、よそから来た人が。あのにおいだけで面食らっちゃっているんですね、これは何だと。私は、本当にもっともっとちゃんと強力に指導しないと、あの近辺の人からは、議員は何をやっておると、ちゃんと指摘をしているのかと、こういう怒りに対してどうやって応えていきますか。

○農業水産課長（永田哲弥君）

今、鈴木議員もおっしゃるようにこの間の雨のときに流れたということは、十分私どもも知っております。それで、至急、電話ではございますが、こういう状況があったということはお話をさせていただきました。それで、これからのどのような改善というのか、どう考えておるかということによろしいでしょうか。

先ほどもちょっとお話をしましたが、現在高床式の成鶏の鶏舎をウインドーレス化するというので、今現在、養鶏業者の経営者とお話をしております、道沿いの2棟と、一番奥なんですけど、今現在工事中でございます、1棟は。それをウインドーレス化していくというようなことを聞いております。それと、ちょっと中の道のほうなんですけど、そこに、中大鶏舎というのか、成鶏になる前の鶏小屋があるんですけど、その2棟を廃止というのかして、堆肥舎というのか、ハウスに改善していくというような計画もあるということでお伺いしておりますので、私どももまた地元からのいろいろな御意見も真に受けとめてそういうような計画が出てきたというようなふうに思っておりますので、十分わかっておりますが、多額な経費も当然かかります。かかるからやらないということじゃございませんが、私どももこれから、早い完成というのか、そういう部分を強く指導のほうをさせていただければと思っております。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

私が視察に行った三重県の多気町にあるコケコッコー共和国というところは平飼いなんですね。だから比較にはならないかもしれませんが、平飼いで4万羽前後飼っているということは結構平飼いで大きいと思うんですけども、においがしません、ほとんど。経営者の方も従業員の方も餌にEM菌を使っているんですけど、EM菌はオールマイティーじゃないと。EM菌を使ってもオールマイティーでにおいが消えるわけではないと。においを緩和させることはできると思うんですね。それで、さっきの話で、EM菌のような菌を使ってやっているところがいっぱいあると聞きますが、私も知っていますが、そういう努力を経営者にさせる、自覚させる、それは難儀なことですか。

もう一つは、経営者の自覚というのか、40万羽も飼っているということは、こういう言い方をすると下品に聞こえますけど、全部生き物ですから全部お尻がついているんですね。だから、そのことを考えてやっぱり経営していかなければならないと思うんですよ。だから、経営者の自覚を本当に促していかなければいけない。だから、例えばEM菌を使うのなら、それ相応に行政のそういう支援も必要になってくると思うんですけども、支援が必要になってくるまで行けば上等ですが、まず、その経営者の自覚、自覚をどうやって高めさせる、本当に持たせるかということが本当に大変な仕事で、私たちも、議員が行ってもあそこ入らせてくれないんですよ。それなりに支度をして、よくテレビで出ているように、そういう服装をして長靴を履いて、入れないことはないと思うんですけども、全く入らせてもらえないということと、それから、だからこそ行政のほうの担当職員にお願いするんですけど、話をしてみてもうどうでしょうかね。経営者の自覚というのか、EM菌を使ったり、EM菌だけじゃなくて乳酸菌だとかいろんなものを使って、においを、住民の人の共存共栄を考えて、住民の声に応えていくという姿勢を持てそうですかね。

○環境保全課長（齋藤 博君）

経営者の自覚を促すという点でございますが、先ほど部長のほうからの答弁もありましたように、ことしの2月に実は、EM菌ではありませんが、EM菌よりは安い費用でできるだろうという、そういう図書がありましたので、また、事例も全国に多くあって大変実績も出しておりましたので、そういったものを本人に、経営者に直接手渡して、会議の前でありましたので5分ぐらいの時間だったんですけど、使ってもらおうよということはお願ひしてみました。そのときには、割にいい返事をいただいております。

いずれにしても、今、1カ所でそういう資材を使っていたいております。これもまた違った種類の堆肥化資材ですが、これはやっぱり施設全体で使っていただけますと大変ありがたいと思いながら、指導していきたいと思っております。

施設自体は、ウインドーレスだとか、そういうことにこれから計画しております。乾燥施設も増設していくような動きもありますので、でも、時間がかかりますので、鈴木議員が言われたようにそういった資材を、完成してからでもそうなんです、使っていくことは大変有効なことでありますので、積極的にそういうことを進めていきたいなと思います。

それから、去年の12月なんです、地元の区長さんより相談もあったわけですが、我々も協力させていただきました。3つの区長さんの連名によりまして事業所に改善の要望書が出されたということ、報告を受けております。そういったお手伝いもしながら根気に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○6番（鈴木美代子君）

今話があったように、あそこは本当は文教地区というのか、昔々、本当にあそこに、小さい分教場というのか、学校の前身ができて、それが一番最初みたいですけど、戦後きちんと学校になっていますが、なっているんですけど、子供たちがかわいそうなんです。私は、議員の初めてのころ、ハエがすごくてガラス戸に真っ黒になるものですから網戸をつけてやってほしいということで、今、全教室網戸がついていまして、そういう点では安心して、何匹か入る可能性はあっても給食は食べられるんですけども、でも、とにかく子供たち、保育園も近くにありまして、かわいそうなものですから、ぜひ環境を改善してほしいと本当に痛切に思うんです。

担当職員も大変だと思います。でも、本当にこれは大事なことで、ぜひ頑張ってほしいということと、それから、最後に、さっき言いましたように、草もまだいっぱい生えて、一時よくきれいに刈っておったんですが、最近草がまだすごいし、草があればそこに鳥ふんがたまったりして、雨が降るとどっと流れるんです、鳥ふんが。下水の中に鳥ふんの濃い水がだーっと入っていった、あれも大変なことですけども、鶏舎の周りを人手を使って掃除をするということをぜひ経営者にやってもらいたい。掃除をすると随分、美的感覚じゃないですけど、きれいな感じがするんですよ。

ぜひ、花を植える前に掃除をしてから花を植えないと、私は意味がないと思っていますね。随分怒っている住民が多くて、どっちが先にあの地域に住んだというのは関係なくて、アイナンさんも早いと思うんですけども、そんなこと、早い遅いは関係なくて、本当にみんなが共存共栄していく、そのためにみんなが、業者の方を住民のほうも好意的に見ているし、業者のほうも、ああ、これだけ我慢してもらっているんだから俺らもちゃんと姿勢を正さないかなんと思っていますし、私はぜひうまくいってほしいなと思っています。

業者の敵になるつもりは全くありません、私、卵、大好きですから。子供たちも大好きですからぜひ強力な指導をしていただきたいと思います、よろしくお願いします。いかがですか。

○農業水産課長（永田哲弥君）

私ももっともだと思っております。先ほど促進資材の話も、ちょっと環境課長のほうからお話がありましたが、本人のというのか、経営者の意識として、新型の堆肥化促進剤というのを購入されました。60体ということで、結構なお金ということで、こういうような形がまずできてきたということが、少し意識も上がったのかななんてちょっと思っておるんですが、それと、発酵ハウスの中の関係につきましても、空気を送って早く堆肥化するということも考えておみえということで、コンプレッサーの購入も予定するというようなこともお伺いしておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、鈴木議員がおっしゃるように、やっぱりきれいにということで、私も通りますので、気がついたとき

に、伸びたときに、どうですかというようなことで、先日ちょっとお話しした、電話をかけさせていただいたのがこちらの経営者ということになるんですが、早速やっていただけましたので、場内清掃と除草を定期的にやっ
てくださということも強くお願いをさせていただいておりますので、ちょっと申し添えておきたいと思います。
本人の意識改革がやっぱり一番大事だと思いますので、粘り強く指導、また、継続できるように、県とも環境保
全とも連携しまして進んでいきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

養鶏については本当に、仕事だから仕方がないかもしれないけれども、本当に私としては担当職員が一生懸命
やっ
てくださるのでありがたいですけれども、ぜひ本当に経営者がその熱意に応じて経営者も頑張っ
てほしいな
と思って次に移ります。

教師の問題です。遅くまで仕事をしているということで、教師の中にはストレスからくる精神的な病気で休職
する人もいと聞いていますが、今、現実には美浜町で、そういった精神的な病気で、例えば抗鬱剤を飲んだり休
職している人などはいますか。

○教育長（山田道夫君）

今現在で、休職している職員はおりません。薬を飲んでいるかどうかまではちょっと、全部把握しておりませ
ん。

○6番（鈴木美代子君）

もちろん黙って抗鬱剤を飲んでいる人がいると思います。先生たちの健康相談というのは定期的にやっている
んでしょうか、産業医による、いわゆるそういう精神的な問題も含めた健康相談は。

○教育長（山田道夫君）

職員の健康相談についてでありますけど、先ほど言いましたですが、各学校で職員が学校へ来た時間、帰る時
間等を把握しておりますので、その時間の長い職員につきましては校長が面談をして健康状態を確認しておりま
すし、本人の要望がありましたら校医さんをお願いして健康相談を受けれるように予算化しておりますので、ぜ
ひそういう事業を使って職員の健康管理に努めてほしいというお願いはしておりますが、今のところ直接校医さ
んに相談をしたということは聞いておりません。

○6番（鈴木美代子君）

時間外労働というのは制限をしていないと言われました、先ほど。

何か武豊のほうだと、教育長さんは各学校に、10時までには帰してくれと校長先生に頼んでいるみたいですが
ど、これも出退勤の帳簿のコピーだと思うんですけれども、これを見ても、美浜町内で結構、100時間を超える、
そういった学校における時間が長い人がここにあるんですけれども、今、町全体で平均何時間ぐらい、もちろん調
べていると思いますのでわかっていると思います。

○教育長（山田道夫君）

それぞれの月によって、行事によって遅くなる時間が集中する月と、割と早く帰れる月があるんですけれども、
私どもがわかる範囲で、つかんでいる範囲でありますけれども、4時間以上といいますと、大体5時半ぐらい
があれです。9時半ぐらいまでという先生が、大体40%ぐらい小学校ではおりました。中学校では約30%弱と
いうのが数字として出ております。

その主な原因と考えられる原因というのは、1つは、美浜町の場合若い先生が多いので、なかなかそこら辺の
経験不足もありまして事務処理が短時間でできないというようなことが1つ考えられますし、もう一つは小規模
校が多いということでもあります。学校に割り当てられている仕事というのは大きいところも小さいところも同じ

量があるわけですし、小さいところだとその分たくさん1人が担わなければならないという状況があって、どうしても、小規模校、なおかつ若い先生が多い学校については負担をかけている部分があるかと思っております。

○議長（磯部輝次君）

あと、鈴木君、残り時間8分ぐらいですから。

○6番（鈴木美代子君）

お聞きしたいのは、一月80時間を超えると労働安全衛生法による過労死の基準になりますよね。御存じですよね。やっぱり100時間というのはとてもすごい時間帯で、こういう時間、遅くまで学校に縛られると言うといかんけど、自分からその辺はあれだけけど、拘束されているというのはストレスがたまるもとですよ。そこからくるんじゃないかと思うんですけど、いろんな病気を併発したり、例えば、教師もそうやってストレスがたまる子供をやりわりと見てあげられない、だから、子供に対してもどうしても厳しくなったり、いろいろ大変なことが起きてくると思うんですけど、その辺はどうですか。

○教育長（山田道夫君）

先ほどお話がありました80時間というのは1つの目安になっておりまして、それを超える職員については本人の申し出により医者との相談をなささいという1つの目安でありますので、先ほど言いましたように、そういう超えている職員については校長先生のほうから直接本人と面談をしていただいて、疲れぐあい、また、医師のそういう相談希望があるかどうかということは伺っておりますので、対応をしているわけではありますが、決してそれだけで十分ということではありません。

もう一つ、以前ですといろんな学校の仕事を家へ持ち帰る先生が多かったんですよ。その間、例えば通知表を途中でなくしたとか、いろんなデータが、個人情報が出ちゃったとかいうことがありまして、今は学校の中でやるように指導しておりますし、コンピューターを使ってやりますので家ではその仕事ができないような環境にもなってきました、そういうことが先生方がいつまでも学校に残る原因の1つになっております。

一番最大の理由は仕事が多いということでもありますので、できるだけ減らすことと、みんなで分け合って仕事で1人の人に偏らないようにということは指導していきたいと思っております。

○6番（鈴木美代子君）

私も実は教育現場を経験している身なんですけど、仕事の量は今、ふえたんでしょうか。そんな夜遅くまで、職員会議だとか、確かに生徒指導だとか、そういうことで遅くなったことはありますけど、先生たちのうちへ行くといつも、8時、9時にほとんどいませんね、先生たちは。何でこんな遅くなるのかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○教育長（山田道夫君）

私も元教員でありまして、若いころ、自分の経験を思い出してみると、それほど遅くまで学校にいた覚えはありません。どうしてこんなにたくさん仕事がふえて先生方が遅くまで仕事をやるようになったかということはよくわかりませんが、確かにいろんな書類について、書類で出せというようなことだとか、いろんな調査が、以前ですと、言っちゃ悪いですけど大体こんなものだねということで済んだものが、いや、もう少し細かい数字を出してくださいということになると、どうしても全部数字で調査をかけているようなことがあるし、やっぱり保護者からの要求も、一人一人にきちっとやってほしいということで、教材研究も一通りではなくてその子に合った教材を研究しなければならないというようなことが全て影響してくるんじゃないかな、経験上そう私は思います。

○6番（鈴木美代子君）

ぜひ先生は健康であらなければならないし、先生が病気をすれば子供たちにも影響があるし、ぜひ時間外労働は、私は一定制限していくべきだと思うんです。あんまり、言葉は悪いですけど野放しというのは、これはやっぱりぜひ制限していくべきじゃないかなと思います。

例えば事務職員、例えばそういう若い先生だとか遅い先生を手助けする、そういう事務職員なんかも手配できないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうかということと、もう一点だけ、済みません、保育料の問題があると思うんです。保育料の問題を一声で申しわけないが、本当に私も保育料については、きちんと新しく、25年度にも、自由契約児の、たしか2,000円ぐらいだったと思うんですけれど、それがなくなったとか、いろいろ担当職員も頑張ってやっていただいているのは重々わかっています。

私は、共働きの人が本当に、そういう3歳未満児を預けながらもたくさんのお金を払っていかならんというのは大変だなと思うんです。子育て支援、少子化対策の意味でも、できるだけ保育料は安くしてやりたいと思って質問に入りました。その辺で、これ以上はできないよというんですけれども、何とか努力をしていただきたいと、最後に一言言いたいと思います。

答えてください。じゃ、済みません、お願いします。

○教育長（山田道夫君）

先生方の負担軽減のためにそういう事務的な処理をする人をということだと思いますけれども、やはり、先ほども言いましたように教員というのは授業をするのが本来でありまして、それ以外の仕事のところに時間を費やしているのはいかがなものかと私も思っております。そういう意味で、そういう先生方が今現在担ってみえる事務的なことを本当にかわってやっていただけるような職員、事務職員といえますか、パートといえますか、わかりませんが、そういう方が学校へ入ることによってかなり負担軽減はできると思っておりますし、私もそういうことで県等へも要望を出していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○厚生部長（岩瀬知平君）

保育料につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおり、今のところ、さらなる引き下げを行う余裕はないというふうにお答えさせていただきました。81万6,804円を町費で賄っているという現状は非常に、他町と比べても持ち出しが多い状況でございます。

私どもとしまして、究極の保育サービスの充実というのはやはり保育料を下げるということだということは思っておりますので、合理的で効率的な保育を進めて保育料を下げるよう努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔6番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

山本和久君は、質問をする準備をしてください。

次に、10番 山本和久君の質問を許可します。山本和久君、質問してください。

〔10番 山本和久君 登席〕

○10番（山本和久君）

9月議会最後の質問者です、よろしくお願いします。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づき質問してまいりま

す。本日は2項目について質問をいたします。

1番、美浜町の公共下水道事業に対する考えは。

過日、8月16日開催の全員協議会において町長より、美浜町における今後の公共下水道事業推進に対する考えが報告されました。

下水道事業は本町のインフラ整備の面で大変重要な事業ですが、多額の事業費が必要となるため、現在まで、小野浦地区の農業集落排水、正式には美浜町農業集落家庭排水処理施設を除き着手されておりません。

そこで、以下、4点質問いたします。

- (1) 美浜町は下水道事業を実施することをいつ決定したのか。
- (2) 低コスト化できる手法があると聞かすが、どのような内容か。
- (3) 低コスト型下水とはいえ、多額の事業費が必要となる。財源的に実現可能と考えるか。
- (4) 事業実施には住民の理解が不可欠である。今後どのように説明、周知等していくのか。

次に、2番、美浜町が所有するパソコンの基本ソフト、OSについて。

現在、世界的に普及しているパソコンの基本ソフト、OSのウィンドウズXPですが、来年4月にサポートが切れることは周知のとおりであります。サポート切れのパソコン使い続けることは、ウイルスの感染などの被害や新しいアプリケーションソフトが使用できなくなるおそれがあります。

そこで、以下、3点質問いたします。

- (1) 役場、町施設、小・中学校にあるパソコンの業務及び学習施設の現状の環境は。また、今後の対応は。
- (2) 知多地域の各自治体の対応は。
- (3) 生涯学習センターのパソコン講座は、知多地域でも数少ない人気の学習講座で、町民を初め半島各地より訪れる人が多い。基本ソフト変更を含む、今後のパソコン講座のあり方は。

以上で、壇上の質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

山本和久議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、私のほうより今までの経過を御説明させていただきました後、担当部長より御質問に対する答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

公共下水道事業につきましては以前より、国・県より事業実施に向けた指導を受けてまいりました。改めて申すまでもなく下水道整備は、本町の将来にわたり安定したインフラ整備として非常に重要であります。

現在、県内で未整備の市町は、2つの村と、設楽町、南知多町、美浜町の3町のみであります。

本町におきましては、過去2度にわたり整備費等の検討を行いました。多額の費用が必要で、町の健全な財政を維持することが困難と判断し、個別の合併処理浄化槽を推進してまいりました。しかし、その間、まず手始めとして平成8年度に供用を開始しました、総事業費約7億6,000万円の小野浦地区農業集落排水事業を実施し、水質の保全を図ってまいりました。

そのような状況の中、昨年度、国土交通省において、下水道未普及地域や面整備のおくれのある地方自治体に対し、これまでの制度、法体系を超えて新しい下水道事業をモデル化するため、下水道の先進的経営プロジェクトを立ち上げ、モデル事業の対象となる地方自治体の選定に取りかかる情報を得ました。

本町におきましては、平成22年度策定しました美浜町汚水適正処理構想の中で、整備費等の再検討を行い、当分の間、従前どおりの取り扱いとさせていただきますが、下水道の必要性を鑑み、平成24年度より県下水道課

に1名の職員を派遣し、下水道事業の勉強をさせていただいております。

このような中におきまして、県よりこのモデル事業のお話をいただき、国土交通省の予算にて美浜町の下水道事業を精査していただけるということで、私が県及び国土交通省に出向き、本町を採択していただけるようお願いに上がりました。その結果、全国下水道未整備自治体286の中から本町を選択していただき、低コスト型下水道整備等手法の適用可能性検討に関する共同研究、通称コストキャップ型下水道として、昨年度実施していただきました。本年6月に国土交通省よりその成果の報告を受けましたが、内容につきましては、大幅な事業費の減及び事業期間の短縮となっております。

現段階では、下水道整備事業につきましてはまだ決定には至っておりませんが、町といたしましては今後もこのモデル事業につきまして国土交通省とさらに共同研究を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○建設部長（片岡 勝君）

それでは、御質問の1点目、美浜町は下水道事業を実施することをいつ決定したのかについてでございますが、まず、初めに、重複するかとは思いますが、従来の下水道事業の事業費の試算といたしましては、平成12年の試算で建設費で約425億円、平成22年の試算では建設費約201億円の算出となりました。

本町財政規模から見て過大な投資となることから、健全な財政を維持することが困難と判断して、町財政の環境が整うまでは、一部整備済み区間を除きまして、美浜町全域において個別合併浄化槽により排水処理を進めていくことを、平成22年度に策定いたしました美浜町汚水適正処理構想で位置づけておるのが現状でございます。

しかし、今回、先日の全員協議会で御報告させていただいたとおり、国土交通省のコストキャップ型下水道の試算において、建設費については従来の方法では約201億円での算出がありましたが、今回のコストキャップ型では約139億円と約30%のコスト削減となり、大幅な事業費の減でございます。したがって、下水道事業実施の可能性も見えてきたところでございます。

また、国土交通省は今回の共同研究内容を9月4日付にて記者発表されております。ただ、下水道事業実施につきましては、議員の御指摘にもございます多大な事業費が必要となる事業でございますので、より慎重にさらなる検討をすべきと判断しておりますので、今後も引き続き国土交通省との共同研究を進め、その上で最終的な判断をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の低コスト化ができる手法があると聞くがどのような内容かについてでございますが、下水道整備事業に大きなウエートを占めるのが管渠の埋設費でございます。排水パイプの埋設でございます。今回の共同研究では、管渠の埋設位置について、工事費が高額となる国道並びに県道から大幅に外すルートを選出し、地元業者に対応できる開削工事ルートを選定、設定しております。

また、曲管、曲がった管でございますが、曲管や小口径マンホールなどの国土交通省で既に実施評価済みの各種工法を採用することで、低コスト化を図っております。

また、処理場におきましても、最新の水処理設備の採用をすることにより縮小化を図り、コストを削減しております。

また、さらなる低コスト化に向けて、維持管理手法についても今後、国土交通省のほうと共同研究を進めていく予定でございます。

続きまして、3点目の、低コスト型下水道とはいえ多額の事業費が必要となる、財源的に実現可能と考えるかについての御質問でございますが、今後さらに詳細な下水道整備事業に係る費用について積算を行っていきます

が、整備につきましては、今回の計画では財政的には可能性があると判断し考えております。しかしながら、下水道事業は、つくるのも重要でございますが維持管理していくことがより重要な施設と考えております。よって、町民の皆様にご利用いただくことが特に大切でございます。事業実施決定の際には、そのための施策についても十分検討を行っていきたいと、このように考えております。

続きまして、4点目の、事業実施には住民の理解が必要不可欠である、今後どのように説明、周知等していくのかについての御質問でございますが、事業実施に向けては、町民の皆様の御理解、御協力がなければ進むことが当然できません。下水道整備事業は本町の将来にわたり安定したインフラ事業として、この整備の果たす効果は非常に大きいと考えておりますが、町民の方々の御理解が不可欠、大前提でございます。

今後、自然環境の保全、公衆衛生等も含めた下水道整備の役割を、積極的に広報、ホームページを利用し周知するとともに、今回の共同研究の成果をお知らせさせていただく予定でございます。

また、将来、事業実施が決定された際、地区説明会などを順次実施し説明を行っていく予定でございますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

さらに、今後は議員の皆様方におかれましても、地区の住民の方々への御周知のほど、あわせて御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○企画部長（靱山博資君）

次に、美浜町が所有するパソコンの基本ソフト、OSについての御質問の1点目、役場、町施設、小・中学校にあるパソコン業務及び学習施設の現状環境は、また、今後の対応についてはでございますが、教育委員会関係もあわせてお答えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

役場本庁舎及び町の施設であります保健センター、生涯学習センター、図書館、体育館、給食センター、児童館、子育て支援センターで、本庁舎のネットワークと接続またはインターネットに接続している事務用のパソコンにつきましては、今年度予算におきましてコンピューターシステムの更新の予算をお認めいただいております、現在、その作業を行っているところでございます。

これらのインターネットに接続できる事務用パソコンにつきましては、コンピューターシステムの更新にあわせて、ウィンドウズ7に切りかえることができるよう準備を行っているところでございます。作業完了につきましては10月の上旬を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、小・中学校のパソコンにつきましては、学校内のコンピューター教室に設置してあります学習用パソコンにつきましてはウィンドウズ7を使用しております。

また、職員室で使用しています事務用パソコンにつきましてはウィンドウズXPを使用しているものもあり、できるだけ早く対応できるように検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、生涯学習センターのパソコン教室に設置してありますパソコンにつきましては、教育委員会が3点目の御質問の中でお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

2点目の知多地域の各自治体の対応についてはでございますが、各市町の情報担当に照会をいたしましたところ回答がありました市町全てで、情報担当が管理しているインターネット等外部接続が可能なパソコンにつきましては、既に切りかえ済み、または今年度中に切りかえる計画であるとお聞きしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○教育部長（山森 隆君）

3点目の、生涯学習センターのパソコン講座は人気の学習講座で、基本ソフト変更を含む今後のパソコン講座のあり方についてでございますが、初心者のための基礎コースとエクセルコースの2つの教室を提供してござ

す。教室の定員は、平成25年度から3名をふやした18名としております。

本年度までの3年間の受講者は全て美浜町民で、基礎コースは、25年度18名、24年度16名、23年度は13名、エクセルコースは、25年度18名、24年度18名、23年度13名の参加状況で、25年度の基礎コースでの受講者アンケート結果から、とても楽しかった28%、楽しかった50%、24年度のエクセルコースでのアンケート結果は、とても楽しかった31%、楽しかったが38%の回答をいただき、とても人気のある教室でございます。

お尋ねのパソコン基本ソフトの仕様はウィンドウズXPを使用しており、平成26年度に変更を計画しておりますが、今後の状況を勘案しながらできるだけ早い時期に変更できるよう努めてまいります。

今後は、パソコンをさわったことがない方でも安心して基礎から勉強できる、初心者を対象とした教室を開催し、パソコンに興味を持っていただけるよう努めてまいります。

また、パソコン教室を受講した方たちが自発的意思に基づき学習活動を展開しているパソコンサークルもございます。平成25年度のサークルの登録は6団体で、南知多町、半田市など町外の参加者も含め、91名の方が登録してみえます。

今後、講座、教室等の開催やサークル活動で利用する方々の利便性を考え、パソコンの機材を含めたパソコン教室の運営につきましては、利用者の御意見を参考にしながら検討し、学習しやすい環境整備に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○10番（山本和久君）

まず、公共下水道の件なんですけど、私がいつ決定したのかという質問に対して、町長も部長もまだ決定していないと。国交省と共同して、今、研究中であるという御答弁をいただいたんですが、本当に大きな事業で町民全員にかかわるような大きな大事業であります。

今回、国交省の提案を受けて、美浜町が参加というか、モデルケースに手を挙げたわけなんですけど、大きな意味で、公共下水道事業の現時点におけるメリット、デメリット、どのようなことが考えられるか、お答えをいただきたいと思うんですが。

○建設部長（片岡 勝君）

今の山本議員のメリット、デメリットということでございますが、下水道事業にかかわりますこの公共下水道事業の整備におきましては、私どものデメリットという部分では、今、コストキャップ型ということで、従来の事業費から大幅ダウンということで、兆しが見えてきたという段階でございます。そうした中で、デメリットという部分では今思い当たる部分はちょっとございませんが、公共下水をやることによって、町のまちづくり、これはインフラ整備の大前提でございますので、それで水環境のまちづくりの一端として大きな役割を果たすと。

それと、今、合併浄化槽での対応をしておりますが、今後、費用面についても、今の段階の比較におきましては、公共下水の手法はいろいろございますが、いろんなメンテナンス、維持管理を考えて将来いった場合に、公共下水のほうが有利になるのではないかと、今の町民の方の負担も軽減できるんじゃないかと、このように今の段階では思っております。

○10番（山本和久君）

未整備の自治体が全国で286、愛知県では5自治体ということで、美浜、南知多がその中に入っているということで、近隣市町のインフラ整備の面から見ても、やっぱりメリットは非常に大きいものと。メリットというか、近隣市町並みの条件が整備されるという考えでおるわけですので、デメリットはなかなか見つからない

ということはあるんですが、やっぱりデメリッ的には財源ですね。どれだけのいい事業であっても、費用対効果で美浜町の身の丈に合わないような事業であれば、やっぱりこれは難しい問題だと思いますし、今の部長の説明では工期の件がちょっと触れてなかったように思うんですが、工期はどれぐらいかかるんでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

今の第1次の共同研究発表の工期では、美浜町東西、東部地区、西部地区、合わせまして11年というのを聞いております。

○10番（山本和久君）

11年と言われましても私たちはそれが長いのか短いのかよくわからないんですが、通常の従来型の整備計画と比べて相当短いという判断でよろしいでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

非常に短縮されておると、こういうことでございます。

○10番（山本和久君）

いずれにしても十数年の工期があるということですので、当初の計画から10年たてばやっぱり、十年一昔と言いますので、非常な不確定要素も出てくると思いますので、やっぱりこの事業で一番大事なのは、財源的に将来の負担増にならない、それから、後世にツケを回さないというような取り組みが必要であるんじゃないかなというふうに思っております。

あと、今の話ではコストキャップ型に対応することによっては可能性があるというような御答弁をいただいたわけなんです、財源的なものはそうなんです、4番の住民の理解が不可欠という項目なんです、私が今ずっと考えても、現在、浄化槽を設置してみえる方、また、これから引こうと思っている方、新たに公共下水が仮に整備された場合としても間に合う方、いろんな状況が出てくると思うんですが、その辺の対応の仕方、これをどのように考えてみえるのか、仮定の話で申しわけないんですが、お願いしたいと思いますが。

○建設部長（片岡 勝君）

今現在、先ほども説明させていただきましたですけど、合併浄化槽での処理で、今、排水処理を行っておるのが現状でございますので、それに対しまして、合併浄化槽から、今度、仮の話でございますが、下水道に接続した場合ということでございますが、宅内配管工事が当然本管への接続ということで必要になってきます。

それと、例でございますが、合併浄化槽のタンクについては、仮に下水道に接続するという前提でございますが、撤去するのも1つの土地活用の方でございますが、洗浄した後に雨水タンクに活用しておるという事例もございます。

合併浄化槽については補助金等も出して対応をしておるわけでございますが、設置費用につきましては各家庭の形状や形態状況により当然変わってきます。標準的な工事費として、今現在、合併浄化槽でいった場合に、5人槽が約80万円ほどかかると聞いております。一方、下水道のほうは、宅内配管については調査ヒアリングを行った結果を聞いておりますが、宅内配管につきましては、約20万から70万円がヒアリングによって出ている調査の数字でございます。

したがって、その補助金、合併浄化槽には補助金が出ておりますが、それを除いた金額においては大きな差がないと、このように考えておりますが、維持管理費について、今後の将来的にわたる維持管理費については、個人としての下水道に接続した場合は、今の宅内配管からの埋設の接続費用のみで、合併浄化槽のように耐用年数がございますので、機器の維持管理費のそういった取りかえの支払い等もなく、使用料についても、標準的な家庭の20トン、月で試算すると、若干下水道のほうが、今の報告を受けた中では安価になると、このように考えて

おります。

○10番（山本和久君）

いずれにしても先の長い話ですので、十分細心の検討をしていただいて前向きに進んでいただきたいと思うんですが、この公共下水の質問の最後に町長にちょっとお伺いしたいんですが、これまで、下水道工事、本当に大きな事業ですので、下水道に着手して財政がおかしくなってしまった例なんか也非常によく聞きますので、今後、本町において下水道事業の実施に向け、取り巻く環境や諸条件が著しく変わった場合なんかには、本事業の見直しや方針転換の考えがあるのかどうか、それも含めまして、今後の下水道事業に対するあれをお伺いしたいと思いますが、ちょっと冒頭とダブるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○町長（山下治夫君）

今回御質問いただきました、私ども、まだ国のモデル事業として、全国で私どもの町だけが今この事業のモデルとして取り組んでいるところでございます。私も町長にならせていただいて町の将来を考えたときに、今回の一般質問でもいただきました町の魅力は何だということの中で、冷静に考えてください、下水道のある町、下水道整備のない町、どちらが魅力がありますかというのが1点。

もう一点は、私の今の考え方は、今現在も大切ですが、二、三十年先から改めて美浜町を見たときに今やるべきことは何なのかなということをやっぱり考えないといけないという立場で、今、町政を運営させていただいております。きのうの質問の繰り返しになりますが、我々はやっぱり町全体の魅力を上げない限り、この町の将来は非常に暗いのではないかな。特に少子・高齢化がこれから先、進んでまいります。

また、企業誘致もいろいろと努力をしました。条件の中に、下水道整備がありません、大変申しわけないですけど、書類審査で通らないぐらいの状況であります。

今までの方も非常に努力をしてきていただいたと思います。ここで、私も国の官僚の方と数回にわたりお話をさせていただきまして、やはりこれは、一度は精いっぱい調査すべきだろうということで、もちろんその中には、町が財政的に傾いてもいけませんので、最後には決断を下せるぞという気持ちを持って、今、一歩ずつ前へ進んでいる状況でございます。

町民の方にとりましては、今、困っていないじゃないか、何で多額の金をかけるんだという声があるのも当然かと思います。ただ、将来を考えたときに、やはり今現在、下水道がある町、ない町ということは、非常に大きなインフラ整備を左右するのではないかなということを十分注意しながら、一步一步間違いなく、町民の方、また、議員の皆様方を初め、協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今現在のところ、決定はいたしておりませんが、やる方向で進んでいます。これだけは事実でございます。やる方向で進みながら、町や経営がだめなときには、そこでは大決断を下そうということで進んでおりますので、どうか議員の立場で、また、町民の立場から、我々はいろいろ情報を流してまいりますので、御意見を賜ればありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

ありがとうございました。私も知り合いが美浜に引っ越してくるときに、美浜には下水がないんだねという言葉も何度も聞いております。やっぱり、快適な美浜町の住民生活といいますか、電気、ガス、水道、ひいては空気も含めた本当のインフラの1つとして大変重要な下水道でございますので、その中で美浜町の身の丈に合った下水道を推進していただくとありがたいなと思っております。これで下水道関係は終わります。

次に、パソコンの基本ソフトですね。相当数の数の美浜町が所有するパソコンがありますけれども、役場とか各町の施設のはウィンドウズ7にアップグレード済みということで、小・中学校でも7にもう対応しておるとい

う話なんです、なぜこの質問をしたかといいますと、やっぱりウイルス対策ですね。非常にウイルスと、それからセキュリティソフトが追いかけておるわけなんです、事実、美浜町のたしかホームページもウイルスソフトの侵入を受けて被害を受けておると思うんですが、あれはどんなような被害だったか、わかりますでしょうか。

○秘書広報課長（谷川徳寿君）

確かにホームページのほう、ウイルスで感染して被害を受けました。内容につきましては、ホームページの内容を改ざんされたというものでございます。警察も入っていただき調査を行っていましたが、結果につきましては海外からの侵入ということでありましたので御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○10番（山本和久君）

海外からの侵入という話なんです、やっぱりネットワークでつながっていますので、地球の裏側からでも、どこからでもネットワークで入ってきますので、セキュリティが非常に大事だなという気がしております。ウィンドウズXPのサポートサービスが切れるから即危ないという話ではないんですが、やっぱり新しいウイルスが続々出てきますので、その都度ウイルス対策を打っていくという、そういうサポートが終わってしまうというのは非常に問題があるのと、やっぱり行政側も公で持っているコンピューターには7なり8なりでアップグレードして対応せないかなという、そういう考えを持っているわけなんです、2番の質問の知多地域の各自治体はほぼ全部対応済み、または今年度中に対応というお話なんです、そこで、生涯学習センターに今パソコンは、講座に、今、18名とか、初心者、エクセルコースがあったんですが、何台あるわけですか。

○生涯学習課長（坂本順一君）

現在22台あります。2台は講師用パソコンで、受講生が使えるものが20台でございます。

○10番（山本和久君）

22台、それがまだ今XPのままで講座を行っているということなんです、人気の学習講座ということで通告書にも書いたんですが、非常に良かったとか楽しかったとか、非常に満足度が高い講座でありますので、サークル6団体というのもありましたけれども、美浜でやっているコンピューター講座は非常に楽しくてよくわかるし、非常に人気がいいという話で聞いたものですから、ぜひこの機会にこの講座をもう少し飛躍して、大きな、より使いよいというか、いいところは伸ばすという話ではないんですが、そういうようなお考えはどうでしょうか。

○生涯学習課長（坂本順一君）

前のときにも学習の中でお話をしたことがあるんですけども、自主活動というものを伸ばしていきたいというふうに考えておりますので、サークルが今6団体あります。そういったサークルの方に呼びかけをさせていただいて、町が新しく講座をふやすという形ではなく、住民の方の御協力により、そういった活動の中で勉強する機会がふえていくことができたなら非常にありがたいというふうな考え方を持っております。

以上です。

○10番（山本和久君）

今のお話ですと、住民主導型で立ち上がってきて、それが充実した講座になるのが、サークルなるのが望ましいというようなお話だったんですが、きっかけをつくるのがやっぱり行政の役割もあると思いますので、ここまで私がいろいろ聞いてきて判断した中では非常に秀でた講座であるというような認識をしておりますので、知多郡の中でも、IT先進町というんですか、美浜町はITはちょっと充実しておるぞという、そういう位置づけにもなると思いますので、より強力に講座を推し進めていただきたいと思うんですけど、サークルをふやすのも手ですし、また、別の意味で、エクセル、初心者コース以外にももう一コースぐらいつくってもいいんじゃないか

なと思っておるんですけど、その点はいかがでしょうか。

○生涯学習課長（坂本順一君）

御意見ありがとうございます。いろいろな面で検討しながら、やはりすぐにふやしていくということはちょっと今は難しいものですから、今、生涯学習の基本的な方針としましては、自主的に動いていただいて、みずから学び、みずから学習をしていただく、そういったお手伝いができればという考え方を持っておりますので、その形で進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

山本君に言います。残り時間8分ぐらいです。

○10番（山本和久君）

あと、XPから7の対応なんですけど、まだ対応していないのが26年度中に対応というんですけど、26年といっても結構、1年、丸1年あるものですから、何月というあれは厳しいでしょうか。

○生涯学習課長（坂本順一君）

当初26年度でというふうな考え方をしておりましたが、先ほど部長が述べたように、できるだけ形というものをいろいろな面で検討させていただいて、なるべく早い時期にできればやっていきたいというふうに考えておりますので、いつごろという、まだ検討中ですのではっきりしたことが言えずにまことに申しわけありませんが、御理解いただきたいと思います。

○10番（山本和久君）

私のほうもなるべく早くとしか言いようがありませんけれども、対応していただきたいと思います。この件でも、いずれにしても、今のウィンドウズ7がサポート終了が2020年、今一番最新のウィンドウズ8が2023年にサポート切れになりますので、そういうことも視野に入れながら、コンピューター講座、それから町内のパソコン施設その他の整備をしていただきたいと思います。と思っております。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本和久君の質問を終わります。山本君は自席に戻ってください。

〔10番 山本和久君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、9月7日から9月9日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、9月7日から9月9日までの3日間を休会することに決しました。

来る9月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでございました。

〔午前10時39分 散会〕

平成25年 9 月10日（火曜日）

第 3 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 4 号 ）

平成25年 9 月10日（火曜日） 午前 9 時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第2 議案第39号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第40号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第41号 平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 認定第1号 平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成24年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成24年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成24年度美浜町水道事業会計決算認定について
- 日程第6 議案第42号 マイクロバス売買契約の締結について
- 日程第7 発議第5号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
発議第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
発議第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 日程第8 請願第1号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大 崎 卓 夫 君	2番	中 川 博 夫 君
3番	石 田 秀 夫 君	4番	千 賀 莊之助 君
5番	山 本 辰 見 君	6番	鈴 木 美代子 君
7番	野 田 増 男 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	杉 浦 剛 君	10番	山 本 和 久 君
11番	丸 田 博 雅 君	12番	島 田 昭 夫 君
13番	磯 部 輝 次 君	14番	家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町 長	山 下 治 夫 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 田 道 夫 君	会 計 管 理 者	神 谷 信 行 君
総 務 部 長	森 田 篤 君	企 画 部 長	靱 山 博 資 君

厚生部長 岩瀬知平君
建設部長 片岡勝君
総務課長 牧守君
税務課長 大岩哲治君
秘書広報課長 谷川徳寿君
保険課長 山下幸子君
農業水産課長 永田哲弥君
環境保全課長 齋藤博君
都市計画課長 齋藤功君
生涯学習課長 坂本順一君

経済環境部長 久野元嗣君
教育部長 山森隆君
防災安全課長 本多孝行君
企画政策課長 大井徳男君
住民福祉課長 沼田治義君
健康推進課長 飯味拓次君
商工観光課長 竹内康雄君
土木課長 廣澤辰雄君
水道課長 伊藤昭一君
学校給食センター所長 森川幸二君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 岩本修自君
局長補佐兼
議会係長 夏目明房君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

つい最近、朗報がありまして、2020年第32回夏季五輪・パラリンピック大会の開催が、スペイン、トルコを大幅に破り、1964年以来、第18回の大会以来56年ぶりとなるということらしいですが、2度目の東京で開催されることに決定したということでございます。安心・安全で確実な五輪を開催できるということで、運営能力のアピール効果と、また、最終プレゼンテーションによる、女性や子供を前面に出した、東日本大震災からの復興に大きな力となったスポーツの力ということと未来像を描きアスリートや観衆の心をつかんだということで、これが非常に巧みな演出の勝利だということが報じられていました。我々といたしましては、日本全体の元気になるように期待するのみでございます。

それでは、直ちに会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 同意第 3 号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（磯部輝次君）

日程第 1、同意第 3 号、美浜町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号、美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第2 議案第39号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第2、議案第39号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。島田君。

○12番（島田昭夫君）

本案につきましては、6月の定例会におきまして同僚議員より質問がなされ、執行部としては廃止の理由をごく簡単に説明をされたと。

そして、このたび、当9月議会に正式に、条例の一部改正、河和南保育所の廃止が上程されたわけですが、我々議員といたしましては、この南保育所の廃止につきまして、6月の定例会等における答弁と、その他単発的に情報として入ってきましたけれども、我々が今回の議会で採決に至る正確な判断というものについて、私は少し乏しいのではないかなというようなことから今回質問をさせていただくということであります。

よって、経緯及び廃止の理由を、再度と言うのはおかしいんですが、初めて問い、6月の定例会を除けば、問い、また、後で常任委員会付託という形にもなるでしょうけれども、常任委員会においてもさらなる細やかな審議を深めていただくということをお願いというか、私は所属しておりませんので、深めていただいて、より正確な判断をしたいというぐあいに思っております。

よって、次の質問をさせていただきます。河和南保育所の廃止に至る経緯について詳細に御答弁願いたい。

○厚生部長（岩瀬知平君）

それでは、廃止に至る経緯ということでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

河和南保育所の廃止につきましては、平成21年度の美浜町行政改革本部におきまして検討されております。

当時の町の職員のうち総務部長を初め11名で構成されました第1部会におきまして検討されまして、平成22年3月3日、河和南保育所について廃止を検討する、児童については河和北保育所、南部保育所で対応するという

報告が、行政改革推進本部長でございます町長にされております。

平成22年度におきましてさらに継続して検討されまして、平成22年11月22日付で第1部会において中期的検討事項ということで、3年から5年後として河和南保育所を河和北保育所と合併し、河和南保育所の土地借用の返還を含めて検討するとの報告が、同じく本部長にされております。

その後、本部長の指示を受けまして住民福祉課内において検討しまして、平成24年12月7日に保育所運営委員会に、平成25年度末をもって河和南保育所を廃止したいという事案を諮問いたしました。そして、答申を得ております。

答申をいただきましたので、平成24年12月14日、町の部長以上で構成されます美浜町行政運営委員会に議題として提出いたしまして、審議の事案といたしましては、保育料の改定、自由契約児の保育料を所得階層別に減額するというものと、奥田保育所において母子通園事業を実施するという、もう一つ、河和南保育所を廃止するという事案をまとめて審議させていただいております。

その年度中の平成25年2月7日に、河和南保育所の廃止について第1回目の保護者説明会を開催して、説明をさせていただきました。平成25年度の入所者の方には保育士を通じて、本年度をもって廃止する計画であることを伝えさせていただきました。

住民説明会の開催につきましては、地元河和区長さんと協議を経まして役場主催で住民説明会を開催するということを決めさせていただきまして、広報みはまでも開催の周知を行い、平成25年6月27日に河和南保育所で開催いたしました。翌6月28日には河和南保育所におきまして第2回目の保護者説明会を開催し、河和南保育所の廃止について報告させていただいております。

平成25年8月16日の全員協議会におきましては、町長より本会議に保育所の廃止に係る議案の提出をするという報告をさせていただき、今回の廃止につきましては出席議員の3分の2以上の同意が必要であることについても御報告をいたしております。

以上でございます。

○12番（島田昭夫君）

今の御答弁で経緯はよくわかりました。しかし、理由については何らおっしゃっていないように感じたんですが、私の聞き漏らしですかね。再度、廃止する理由をお聞かせ願いたい。

それと、先ほどの中で、こういう本部があったのかどうかですか、本部長に町長がつかれたということで、行政改革推進本部とおっしゃったですか。行政改革推進本部とはいかなる組織であるのか。

それから、もう一つ、保育所運営委員会というのも今の御答弁でありましたけれども、この保育所運営委員会という構成メンバーもあわせてお答え願いたいと思います。

ですから、まず、廃止の理由、簡潔にお願いしたいと思います。

それから、行政改革推進本部、これの機能といいますか、組織といいますか、どういうことをやるものなのか、そして、行政改革推進本部とはこれだけでつくられたのか。

それと、先ほどの保育所運営委員会、この点について再度ちょっと質問いたします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

最初に、廃止の理由についてでございます。

廃止の理由について簡潔に述べよということでございますので少し飛ばしていきますと、根底には財政状況がございます。行政改革に取り組みながら町政運営を続けていかなければならないという、そういう状況に美浜町はずっとございまして、効率的な保育所の運営も当然求められております。経費につきましても、比較させて、

例えば隣町と比較しますとかなり高いということはこの議会でも何回か報告をさせていただいておりますけど、そういう状況でございます。

そして、一方では、多様な保育ニーズといいますか、いろんな保育ニーズ、早朝保育ですとか乳児保育ですとか延長保育ですとか、充実を図らなければならないというか、そういう要望が非常に強くなってまいっております、それを早急にやらなきゃいかんということがございます。

それと、その中の、多様な保育ニーズという中の障害者の関係が非常に深刻でございます。美浜町で多少の障害を持って保育所に入りたいと言ってもなかなか受け入れる場所がないということで、ほかの町にやむを得ず行ったということもございまして、早急にやりたいということで、私ども、母子通園事業ということで今年度からやり始めておりますけど、さらに児童発達支援事業という形で進めていきたいと。今の母子通園事業ですと町の単独の経費で払っておりますので、国県から運営費としてサービス給付費と一部をいただけるような施設として充実させていくという目的で充実をさせていきたいと思っております。

そういったこともありまして、早急にこの小規模な保育所で学区内で合併がしても何とか定員内でおさまるという状況にあります河和南保育所を廃止させていただきたいということで提案させていただいております。

次に、保育所運営委員会についてでございます。

保育所運営委員会のメンバーでございますが、まず、各保育所の母の会の代表の方が1名ずつ入っております。そして、次に、児童民生委員の方の代表の方に入っております、それプラス学識経験者ということで区長さんの代表の方に入っております、そういうメンバーで検討させていただいております。

厚生部としては以上でございます。

○総務課長（牧 守君）

島田さんの行政改革推進本部とはどういうものかという御質問でございますので、お答えさせていただきます。

一応、要綱のほうが定められておりまして、その設置の目的につきましては、行政改革の推進を図るためにその本部を置くということでございます。

所掌事務につきましては、本町行政大綱の策定及び実施に関すること、2つ目としましてその他行政改革に係る重要事項に関することを審議する機関だというものでございます。

組織につきましては、本部として、本部長、副本部長及び本部員をもって組織するというところでございまして、町長以下、部長プラス事務局の総務課長が入ります11名で本部を構成しております。

本部のもとに専門部会を置きまして、第1部会、第2部会とあるわけですが、それぞれの部会におきましてその調査事項が決まっております、先ほど厚生部長のほうで申し上げました機構、組織等の変更等につきましては専門部会の第1部会のほうで調査を行うというようなことで、その調査の結果を本部長である町長のほうに報告させていただいたというような形であろうかと思います。

済みません。よろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。10番 山本君。

○10番（山本和久君）

南保育所の廃止に当たっては、3月の定例会において私は一般質問をさせていただいたんですが、廃止に当たって新たに懸念される点がありますので、改めて2点ほど質問させていただきます。

1点目、河和南保育所が廃止され河和北保育所に統合された場合、河和南保育所出身の園児や保護者がそれぞ

れ生活環境が変わるということによるメンタル面での不安を抱くことが予想されるんですが、その対策は考えてあるのでしょうか。

2点目は、保護者の間では北保育所では駐車場が狭くて運動会等で困っているというような話が聞かれるわけなんですが、南保育所の園児・保護者受け入れに対して十分な対策は考えてみえるのかどうか。

その2点をお伺いします。

○住民福祉課長（沼田治義君）

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の河和南保育所出身の児童並びに保護者のメンタル面の不安をどう解決するかという問題でございしますが、児童におきましては、既に本年度から河和南保育所におきまして縦割り保育を実施し、環境の変化に備えております。

さらに、河和北保育所に統合になった場合には、児童の環境の変化によるストレスを軽減するための方策、交流事業等、こういうものを実施していきたいというふうに考えております。

また、新しい環境での保護者同士の関係づくりにつきましても、町のほうも力を入れて支援をしていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

それから、2点目の河和北保育所の駐車場の問題です。

河和北保育所は御承知のように定員が220ということで、現在150名の子供さんが通っているわけですけど、そうした中で、行事があるときは、基本は園庭を駐車場がわりという形で対応させていただいております。

1つ問題になるのが、運動会をやるときが園庭が使えないということで、この場合につきましては、隣接、近くの車がとめられるような土地の所有者をお願いをさせていただきまして、ここを臨時でお借りして対応していきたいと。保護者の方には車がとめられなくて困ることのないように対応していきたいと思っていますのでよろしくお願いをします。

以上です。

○10番（山本和久君）

いろんな問題が想定されるわけなんですが、今後、想定外のいろんなまた問題が起こってくるおそれもあると思いますが、これに対して迅速に対応する体制というんですかね、それは、改めてつくるのか、今の現状でいくのか、その辺もちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○厚生部長（岩瀬知平君）

新たな問題に対して迅速に対応するというところでございますけど、もちろん現場の保育士一同、常に新しい問題に対処しておりまして、今回の合併によります増員につきましても自信を持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。1番 大崎君。

○1番（大崎卓夫君）

私のほうからも2点質問させていただきます。

廃止後の跡地についてでございます。これは、事前の話によりますと借用前は個人の地主さんで農地と聞いておりますけど、この廃止後の跡地の処理について何か考えているのか、どう処理されていくのか、1点、質問いたします。

2点目、この件について私たちも、この条例の改正に賛成するか反対するか判断しなければならないんですけ

ど、もっと早くに私たちも勉強したり調査する時間が欲しいものですから、もっと早くにいろんな情報を出してほしいと思うんですけど、なかなか事前になって報告があったものですから勉強する時間が少なかったと思います。これまででもいろんな形で、議会側と執行部側との、情報をもっと出せとか、そういういろんな問題があったと思うんですけど、この点についてどう考えているか。

2点、お願いいたします。

○住民福祉課長（沼田治義君）

大崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、河和南保育所の跡地利用といいますか、どういう形で地主さんにお返しをしていられるかという点でございますが、河和南保育所につきましては、民地、個人の農地をお借りして昭和52年に建設をさせていただいておりますので、こういったお話がありまして、地主さんとも連絡調整させていただきまして、基本的には、河和南保育所を建設する前の状態、農地の状態に戻させていただきまして地主さんのほうにお返しをしたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○厚生部長（岩瀬知平君）

次の、周知の時期、もっと早く周知できたんじゃないかということでございます。

河和南保育所の敷地につきましては、先ほど来お答えしておるとおり個人の地主さんからの借地でございます。廃止をするとしても地主さんの了解もなく早々と表明するというのは地主さんの感情からしてどうかということもありまして、内々に地主さんへ町行政改革本部の意向を伝えさせていただいて廃止の時期の調整に入っておりまして、それで何とか了解が得られるというめどができましたので保育所運営委員会に諮らせていただきました。

保育所運営委員会では地主さんとの調整も何とかできそうだということで説明させていただき答申を得ましたので、保護者説明会、その後の手続に入ってしまったものでございまして、結果として、入所されている保護者の皆さんにお伝えできるのが廃止よりも1年以上前に何とか間に合ったという感覚でございます。

私どもとしてはそういう感覚でございまして、突然に保護者にお伝えしたということではないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

今も話が出たんですけども、平成24年、去年の12月7日に保育所運営委員会に諮問しているんですね。ということは、もう去年の12月の段階で廃止の方向が決まっていたということで、諮問する段階で決定ではないけれども廃止の方向にあったということで、その時点で我々議員には全く話がない、もう半分決まりかけているところの問題が全く議員には何にも声がかからなかったということは、検討課題としても声をかけてほしかったなと思います。

それから、行革推進本部の名前が出てくるんですが、この南保育所を廃止すると、行革として幾らお金が、予算が浮いてくるのか正確に。

それで、南部保育所の保護者に率直に話をしたのが年がかわってからだと思うんですけども、2月7日ですね、保護者説明会を。その時点ではことしの方向として、保護者の皆さんは自分たちの生活の方向が決まっていると思うんですけども、率直に保護者の皆さんの声をそのときに聞けたのかどうか、駐車場の問題だけだった

のか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、古布でもその問題がありました、南部保育所に統一するということで大分もめたんですが、本当に周辺住民の方々も、まだこれから子供さんを保育園に入れるとか、そういう周辺の方もみえたと思うんですけども、その辺で周辺の方にはどういう形でそれを周知したのかということですよ。そういう皆さんの声を1つにまとめて廃止を決めたのか、その辺が私、すごく気になるんですけども、お願いします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

検討課題としてでも議員さんのほうに早く情報として流すことができなかったのかということでございます。

この点につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、やっぱり地主さんがみえるものですから、町の公有地に建っておる、そういう公共施設とはちょっと違いまして、地主さんの意向も大事だということを考えまして、まず地主さんのほうの了解を得るということを第一目標で動いておりましたものですから、議員の皆様には少し報告がくれたという感もあるとは思いますが。

しかしながら、これの日程、そういう条件もございましたものですから、日程としては精いっぱい私どもとしてはやらせていただいたというふうに思っております。

それから、保護者の意見を聞けたのかということでございますけど、保護者説明会については2回やらせていただきまして、率直な意見が聞けたと思っております。参加者としては20名以上参加をしていただいて、ほとんどの現に通っている方々については参加をいただけたと思っております。

その中でやはり、近所で通っている方、歩いて通っている方、どうしたらいいんだということでかなり質問をいただいておりますけど、その点につきましては、現場の保育士のほうが一人一人聞き取りをさせていただいて、本当に困る人があるのかどうか調査させていただいております。

保護者説明会ではどうしても、自分のこと以外、他人のことも、こういう人がいたら困るじゃないですかというような、そういう意見も出ますものですから、実際にどうしても通えないという方がみえるのかどうかというのは保育士を通じまして調査させていただいております、1名の方、どうしても、歩いて、あるいは自転車でしか通うことができないという方もおみえになったということは承知しております、その方についても26年度には転出されるということがわかっておりますので、実際のところ、廃止して本当に困る方はおみえにならないというふうに私どもは考えております。

代替バスという話もその場で出ております。それにつきましてもやはり、潜在的に通う足が必要だというお話ですと、どこの保育所でも潜在的に通えない方がおみえになりますので、今の条件では、住民福祉課の内部で検討いたしましたけど、2.3キロとかそのぐらいの距離ですので、南部保育所にいたしましても河和北保育所にいたしましてもその程度の距離でございますので、その程度の距離であれば自転車等を使って通っていただけるのではないかと考えておまして、また、現実的に自転車等で通わなければならない方が現実にはおみえにならないということもわかっておりますので、バス等の検討もしないということで結論を出させていただいております。

○住民福祉課長（沼田治義君）

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

河和南保育所に係る費用といいますか、予算といいますか、そこら辺はどのぐらいかかっているのか、どのぐらい予算が浮くのかという質問でございますが、河和南保育所に係る必要な経費というのは、人件費、それから物件費、光熱水費、借地料等で、締めまして5,243万円程度、年間に必要になってきます。

そうした中で河和南保育所が廃止になりますと、この中でも人件費につきましては先ほど私どもの部長のほうから答弁もあったとおりでございます、廃止によります経費だとか人については新たな保育ニーズに向けてい

くということでございますので、ほとんど人件費が、これ、4,400万円程度かかっておりますので、実質、差し引きますと800万円程度が節減されるという状況でございます。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

新しい保育所まで2.3キロですかね、かかると。やっぱり、自転車で行く人は実質いないと言うけれども、もしかしてあるかもしれない。集落のほうから新しく入る人が、入ろうと思っている人があるかもしれない。

でも、2.3キロって非常に長いんですよ。うちのところから1.5キロぐらいかな、南部小学校まで。そうすると、2.3キロというと途中で何があるかわからない、あそこ、狭いですから。山を登っていったりいろんな道がありますけれども、やっぱり一番、何で保育所が集落にあるかということ、あの辺の一带に子供たちがいると。できたと思うんですね。

だから、私は、800万円のお金を浮かせるために子供たちが今まで住みなれたところから環境を変える、そういうことは、お母さん方もなくなっちゃうなら仕方がないと思ってみえるだろうけれども、本当にお母さん方も耐え切れないというところもあるのではないかなと思うんですけれども、その辺の話が担当のほうに伝わっていないんですね。

本当に実質に、お母さんたちの悩みというのか、思いというのか、それがわかっていますか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

2.3キロ、非常に遠いということで言われるんですけど、そのとおりだと思います。2.3キロ、結構あるなというのは思います。しかしながら、実際、河和南保育所へ現在通ってみえる方でもっと遠いところから自転車で通っておられる方もおみえになりまして、河和南保育所だけが、そこだけがバスですとか代替の交通手段が必要だということではないと。もっと遠いところも町内にもございますし、その中でそこだけをとということもなかなか難しいというふうに思っております。

それと、あと、やはり潜在的にそういう方がおみえになるということは何となくわかりますけど、保育士のほうからは、そういうお話はまだ実際には上がってきておりません。どうしても困る方がみえるということは、こちらには上がってきておりません。

切実なお話というのは、やっぱり現場の保育士のほうにまず伝わりますので、現場の保育士さんのほうのお話をよく聞いて進めてまいりたいと思っております。

また、昨今といいますか、直近にできましたら上野間保育所にいたしましても河和北保育所にいたしましても、モータリゼーションと申しますか、車の移動を前提としておるような、そういうつくりでございまして、実際にも9割以上の方が車で通われているということでございますので、その件につきましては、残念なことでございますけど、費用対効果ということもございますので今回は見送らせていただくということでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

そのほかにございませんか。12番 島田君。

○12番（島田昭夫君）

もう一回までいいんですね。3問目ですね。

さっきのお答えの中で、私、この南保育園を存続するかしないかという根本的な問題につきましては、当局の方々が大変努力され、父兄の人にもいろんな話をし、今聞いたところによると何回も地元集会を開いて35人集まったりとか、そういった中でいろんな説得工作をして現在に至ったということは、これは十分理解しますし、今

後、少子化とかいろんな問題の中で、やはり保育園、幼稚園だけではなく、小学校の統合であるとかいろんな問題、これ、各地で起こってきておりますので、こういった、合理化という言い方は嫌らしいですけども、そういった処置の仕方といいますか、これは決して否定するものではありません。

しかし、先ほどの御答弁の中で非常に気になることが、地区の人たちに話しておれば、あるいは父兄の人たちに話しておれば議員にも伝わるであろうというようなニュアンスのこともさっき言われた。

しかし、その後、同僚議員の質問の中で、いやいや、土地を持っている地主の方に配慮して議員には言わなかったなんてとんでもない話が出てくるわけですね。

なぜ地主のことを配慮して議員に言わない方がいいのかという理由がちょっとよくわかりませんが、我々、町民から選抜されて出てきた人間とすれば、直通で話しているという認識をしないとおかしいと思うんですよ。

そういった中で、地主とのあつれきが心配だから議員には言わない、どうもこのあたりがよくわからないし、もういいですけどね、答弁は。だから、私は、こういう問題が今後起こらないのかという問題ですよ、保育園だけでなしに、今後町内で起こるいろんな問題についてね。そして、そのときに議員が知らずにさっささっさといつて、最終、きょうみたいに採決をとということというのはどうも納得がいかない部分がありますし、先ほど大崎議員が質問されたのも恐らくその延長ではこういうことではなかったのかという気がしてならないんですけども、今後、こういった、それを廃止するために、こういった重要という言い方はいかなんですが、地域住民と非常に密接するような委員会であるとか、そういったものに議員も名を連ねるといえるのはいかなものなのかということ、ちょっとそれのみをお伺いしたい。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

答弁、要りますね、当然。

○12番（島田昭夫君）

どうするかと。

○議長（磯部輝次君）

では、最後の答弁になりますが。

○厚生部長（岩瀬知平君）

検討の段階で議員さんにお話をということと、あと、組織的に諮問委員会に入ったらどうだという、そういう趣旨の御質問かと思えます。

私どもの今回諮問させていただいた保育所運営委員会でございますけど、保育所運営委員会につきましてはやはり、最終的な決定権を持っている議員さんが諮問する機関におみえになるというのは、今回のケースで言えば余り好ましい状況ではないと思っております。いろんな諮問委員会がありますので、私の答弁としましては私どもの所管する保育所運営委員会についてでございますけど、やはりその中で一番私どもが期待するのは保育所の母の会の代表の方ですとか地元の区長さんのお話が一番大事かなということで、議員さんが入られるとどうも緊張して言いたいことが言えんというようなこともありますので、そんなことはないんだと言われるかもしれませんが、私どものこの保育所運営委員会に限っては今のメンバーが本当に妥当だなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

4番 千賀さん、許可します。どうぞ。

○4番（千賀莊之助君）

私、先ほど異議なしと言っておきながら、いろいろ議論を聞いておったんですが、ちょうど野間支所の廃止の時の問題、当時大改革であったと思います。それで、地区選出の議員でも賛成派と反対派に分かれ、また、5区の区長さんたちも全員反対でした。

そういう中で、執行部の努力について、私は裏のほうで、こうしたほうがええで、ああしたほうがええでということで、はっきり本当のことを言わせてもらいますが、前の教育長でありました根前さんが亡くなれましたが、あの方が非常に区長会の一員として、野間学区の区長会の会長ではありませんでした。それで、根前さんのところへ5回か6回、足を運びました。それで、いろいろな文書や何かも、陳情書だとかそういったことも、あんな、書いて、ひとつ区長、これでええやってもええかなということ、これは1つの例ですよ、そういったこともありました、いずれにしてもこの問題は、議会で採決がある以上、やはり地元の議員さんたちには当然、前もってこういう問題がありますがいかがしたものだろうということがあって、私は常識だと思います。

その辺について、副町長さん、あなたの立場でどのようにお考えですか。

○副町長（石川達男君）

当然、今、議員が言われますように、一番密着しておられる地元の議員さんということで、特に今回は重要案件という話もあります。

いろいろな案件があると思いますけれども、我々執行部のほうも、その地元の意見の集約をするために地元の議員の方々の意見をお聞きするという今の議員の御意見には何ら反するものではございません。

そういったことも含めまして、当然執行部のほうもそういったことも加味しながら行っていこうという姿勢はもちろんあるわけですが、そういった中で、今回の保育所の運営委員会、保育所の廃止の問題につきましてはいろいろ、民間の方の所有者の問題、あるいは学区で2つあるという状況、そういったことを踏まえながらいろいろ執行部の方で順序立ててやっておる中で、そういった時期の話、当然御相談はさせていただいておるんですけれども、そういった時期的な問題がどうだったのかという反省点はあるのかなというふうに思いますけれども、いろんな、この問題に限らずそういった今の御意見は私たちのほうでしっかりと受けとめて今後につなげていかんといかんというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○4番（千賀莊之助君）

ありがとうございました。

いずれにしても、議会の議決がある以上、せめて地元の議員さんには当然初めから相談をしていただきたかった。そういったことにつきまして、今後、地元としてはあったほうがええかねえほうがええかということになれば、執行部がああだこうだと言ったところで、あったほうがええに決まっておるのでございます。

その点を、野間支所の廃止のときもそうでしたが、なかなか大変でございましたが、先ほども言いましたように、議会の議決が要る以上、地元の議員さんにはしっかり連絡し、また、そういう相談の中に入ってもらって対応していただかないと、我々他地区の議員としては非常に残念だったなと、その思いでございます。答弁は要りません。

以上であります。終わります。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。8番 森川君。

○8番（森川元晴君）

じゃ、1点だけお願いします。この保育所の問題で今後、特に河和南部地区でありますけど、今後その利用される園児の数を、どのような推測というか、推定しているか、その辺をよろしく願いいたします。

○住民福祉課長（沼田治義君）

森川議員の質問にお答えをさせていただきます。河和南部地区といいますと、河和、古布、矢梨、切山じゃなくて、河和南の……。

○8番（森川元晴君）

今、特に廃止される、要するに南部保育所の周辺です。ごめんなさい。南保育所。ごめんなさい。南保育所周辺、どれくらい推定しているかということ。

○住民福祉課長（沼田治義君）

ちょっと簡単に、じゃ、説明をさせていただきます。

美浜町のゼロ歳から5歳の人数、ちょっと古い資料ですけど、平成24年度末の人口で907名ございます。

私どもで、これ、29年、34年、39年と人口の見込みをさせていただきまして、29年で701名、34年で597名、39年で522名ということで、御質問の河和南保育所につきましては、24年度末の児童数が57名です。29年度の末の見込み数が44名、34年の見込み数が37名、39年が32名ということで、これはゼロ歳から5歳までの総数でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

保育園は基本的には乳児保育を実施していますが、3歳、4歳、5歳の児童の方が基本的には入っていただいておりますという状況でございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑は。11番 丸田君。

○11番（丸田博雅君）

先ほどの関連になりますが、島田議員、千賀議員が言われたように、新設だとか廃止につきましては、地元のみならず町にも大きな影響があることは、これは確かでありますので、今後、いわゆるそういった説明会だとか、あるいは委員会、運営委員会、協議委員会、そういったところにも、ぜひ我々、直接議論するため、あるいは直接地域の人たちの雰囲気も我々が受けるということもありますので、ぜひそこら辺は検討していただきたい。強く要望をいたします。

そこら辺、副町長、答弁をお願いします。

○副町長（石川達男君）

この件につきましては、先ほど厚生部長のほうもお答えをさせていただいたんですが、平成19年の当時ですか、議員さんが今のいろいろな委員会に入っておられたという時代がございました。

そうした中で、御存じの方もおみえになると思いますけれども、議員様のほうから、そういった委員会からの議員の委員については直接そういう関係もあるということで、議員さんを除くというような案件があつて、議会でそういう条例の改正をさせてもらったという状況もございました。

ただ、今ずっとこの今回の保育所の廃止の関係の出る意見の中に議員の皆様からそういったお声もあるということも考慮する必要があるだろうということでもありますので、その当時とまた今の当時が状況がどうなのかということもございますけれども、そういった議員の今のお声につきましては十分こちらのほうでまた検討の材料に値するだろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第3 議案第40号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第40号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、御手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第41号 平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第41号、平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5 認定第1号 平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成24年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで7件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第5、認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、平成24年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上7件を一括議題とし、順次議事を進めます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

議長から事前をお願いをいたします。

この議案は決算審議でありますので、24年度予算が適正に執行されたかどうかを審議するのが主眼でございます。一般質問にならないよう注意してください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」、また、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」と規定されております。議員各位におかれましてはこの点をよく留意されて、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は歳入を一括で行った後、歳出は、1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

2点ほどお願いしたいと思います。

1 款の町民税のところでございますけれども、個人町民税、固定資産税、都市計画税、この中に、収入未済額、いわゆる不納欠損等がありますけれども、その主な特徴と、例年に比べてどうだったのか、特に固定資産税だと都市計画税の金額が大きいと思いますけど、その辺の説明をお願いしたいと思います。

もう一点、きょう、資料請求で資料はまとめてもらいましたけれども、知多滞納整理機構へ提示してある分、どういう中身だったのか、もちろん個人を指摘するつもりはありませんけど、全体の中身と説明を詳細にお願いしたいと思います。

○税務課長（大岩哲治君）

それでは、山本議員の御質問の中の個人町民税、固定資産税、都市計画税の収入未済額並びに不納欠損の特徴と、例年に比してどうなのか、特に固定資産税、都市計画税の額が大きいがについてでございますが、町民税の収入未済み額につきましては、平成22年度7,292万5,000円、23年度5,106万8,000円の収入未済みがございましたが、平成24年度には3,929万1,000円で、前年度に比べますと1,177万6,000円を減らすことができました。不納欠損につきましては、地方税法第15条の7第4項の規定により29名、5項の規定により17名の合計46名、480万8,000円を処分させていただきました。例年に比べますと、平成22年度57名595万円、23年度37名522万5,000円で、前年度に対しまして9名の増、金額では41万6,000円の減額となっております。

次に、固定資産税の収入未済み額につきましては、平成22年度1億5,480万7,000円、23年度1億2,070万4,000円の収入未済みがございましたが、平成24年度には8,530万3,000円で、前年度に比べますと3,540万円ほど減額とすることができました。不納欠損につきましては、15条の7第4項により14名、5項の規定により7名の1,590万1,000円を処分させていただきました。例年に比べますと、平成22年度17名1,532万8,000円、23年度14名1,514万9,000円で、例年に比べますと7名75万1,000円の増額となりました。

次に、都市計画税の収入未済み額につきましては、平成22年度2,233万5,000円、23年度1,729万4,000円の収入未済み額でございましたが、平成24年度には1,213万7,000円で、前年度に比べますと515万7,000円の減額とすることができました。不納欠損につきましては、15条の7第4項の規定により14名、5項の規定により7名、228万1,000円を処分させていただきました。例年に比べますと、平成22年度17名218万7,000円、23年度14名216万6,000円で、前年度に比べますと7名の11万5,000円の増額となりました。

収入未済額で固定資産税、都市計画税の収入未済が大きいとのことでございますが、固定資産税、都市計画税につきましては、所得によって課税される町県民税とは違い毎年課税されるもので、税の未納のある方はそのほとんどが同じ方でございますので、多く累積されていくため、当然多くなっているものだと考えております。

次に、滞納整理機構へ提示した分について詳細を明らかにでございますが、機構へは平成24年度、30万円以上の滞納のある方のうち、分納の不履行、督促、催告を送付しても何ら反応のない方を122名を抽出し、引き継ぎ予定者に事前通知書を送付した結果、10名の方より納付、納付誓約の提出をいただき、残りの112名6,827万9,000円を機構に引き継ぎました。

徴収実績といたしましては、完納64名、一部納付41名の計105名の方から4,060万9,000円を徴収いたしました。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

1点だけ。町税や地方譲与税、利子割交付金などなど、主なものがほとんど、前年度、23年度に対してマイナスですが、財政状況、これからの見通しはどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

これからか。今は決算の審査でございますから、それはちょっと割愛して。

○6番（鈴木美代子君）

だから、決算で、町税だとか地方譲与税だとか利子割交付金、株式等譲渡所得割だとか、全て前年度に比べるとマイナスの状況なんですね。この状況をどう見て決算をしたのかという決算の上でこの24年度の財政状況はわかると思いますね、決算をした税務課なら。この状況を見て、だから、財政状況を、今どうなっているのかということがわかると思いますのでお聞きしたいと思います。24年度がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○総務部長（森田 篤君）

24年度の決算で昨年度に比べて減額になったものの状況はということでございますが、先日の議案説明会の中でそれぞれ個別の内容につきましては減額の説明をさせていただいたと思いますので、その分は割愛させてもらおうと思いますが、全体的に見まして国の制度の変更及び24年度の前半につきましては国全体の景気がまだまだ余り芳しくなかったと、そのような結果がいろんな収入のほうに影響があったというふうに思っておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款議会費から4款衛生費までについて、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

消費税の総額は歳出の段階で幾らだったでしょうか。

それと、総務費です。65ページの美浜町まちおこし実行委員会の負担金、美浜町まちおこし実行委員会は美浜町まちづくり委員会と連携したものでしょうか。

それから、73ページの防犯対策事業の中で、この防犯対策は、例えば19節など、負担金、補助金、交付金や、結構お金が割合に何十万という形で出ていっておるんですけども、この成果を、実績をお聞きしたいと思います。それから、この交付金で防犯団体の活動費の交付金6万円、これは、防犯対策活動費、活動しているところが、どこどこですかね。

それと、もう一つ、また違います、75ページです。都市計画事業の基金積立金が3,737万1,733ということで、都市計画税の、これ、余ったお金を積み立てたものですかね。都市計画事業は、本来ならきちっと都市計画事業に充当して行って、毎年毎年、基金はつくりましたけれども、充当していくのが常だと思んですけども、この辺で積立金の額が多くないですか。

次、79ページの知多地方税滞納整理機構の負担金ですけれども、これは4,060万円の実績が上がったということですけども、トラブルはなかったでしょうか。時々聞こえてくるんですけども、要するに、トラブって裁判沙汰になったようなものはありませんか。

それから、83ページです。外国人の登録事務システム改修で3,969万という委託料があるんですけども、少し具体的に説明してください。

それから、95ページの民生費で社会福祉施設整備工事、これは社会福祉センターを整備したものでしょうか。

それから、97ページ、敬老事業の実施補助金357万3,000円、敬老事業は各18区に任せて全ての区が今は敬老会が行われていますか。なかなかできないという区もあるとお聞きしましたが、その辺では町がどんな援助をしたのかお聞きしたいと思います。

町障害者福祉手当、これは5級、6級まで入ったお金でしょうか。

それから、99ページの報償費、身体・知的障害者の相談員報償金が出ていますが、これについては実績を説明してください。相談員がどんな相談内容があったのか、実績があるのか、説明してください。

それから、123ページの合併処理浄化槽設置整備事業補助金で、これについては前年度から大分減っているんですけども、23年度の決算から800万円ぐらいマイナスになっていますが、これについては何か事情があるのか説明してください。

それから、125ページの省エネルギー推進事業ですけども、これについては、住民が、太陽光を使った、そういう施設を屋根の上に乘せた、その補助金なんですか。説明してください。

○総務部長（森田 篤君）

それでは、私のほうから消費税の関係の御質問にお答えさせていただきまして、ほかの項目については各課長のほうからの答弁になるかと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

消費税額につきましては、あらかじめ議長さんのほうから資料請求があり回答をさせていただいておりますので、詳細はそちらで確認をいただきたいと思います。平成24年度の一般会計の消費税額は、個別に積み上げたものではございませんが、約7,300万円ほどになるかと見込んでおります。特別会計も含めると、総額で約8,200万円ほどと算出しております。

以上です。

○企画部長（靱山博資君）

続きまして、65ページのまちおこし実行委員会の負担金でございますが、この負担金につきましては、昨年実施させていただきましたTBSのテレビ番組「もてもてナインティナイン」の「美浜の花嫁」を誘致したときに使用させていただいた費用でございます。そのときに、町、それから農協、漁協、商工会で実行委員会を組織させていただきまして実施をさせていただきました。そのときの費用でございます。

なお、まちづくり実行委員会につきましては、議員御承知だと思いますけれども、各区単位での清掃や花いっぱい運動等を行っていただいております団体、各区にごございます団体、それから学区単位での団体に出しております費用でございますので、別の種目になりますのでよろしくお願いをいたします。

○防災安全課長（本多孝行君）

まず、73ページの19節のところのお尋ねがあったかと思っておりますので、まず、半田の防犯協会連合会の負担金につきまして、22万4,000円でございますが、これは23年10月1日現在の総人口に対して9.5円を掛けたもので算出したものでございます。それが算出金額の根拠であります。この会は半田警察署を中心にこの管内の防犯体制の強化ということを進めるものでありまして、もちろん地域単位の防犯というのは必要ではありますけれども、それを広く連携をしてやるのが重要だと思いますので、資材の配付等もございまして、有効に機能しておるものと考えております。

それから、防犯団体活動費交付金6万円でございますが、これは1団体3万円交付させていただいております。

て、24年度につきましては河和小学校区と野間小学校区の2団体に交付させていただいて、各団体で防犯活動に利用させていただいておるものであります。

以上です。

○総務課長（牧 守君）

都市計画事業基金の積立金の額が多いのではないかとということでございます。これにつきましては、23年度の決算に伴いまして、要は23年度の都市計画税に対しまして、その年度の都市計画充当事業費を充てているわけですが、その差額を24年度9月の定例議会におきまして積み立てさせていただいた金額が3,736万962円、そして24年度で新たにこの基金によりまして利息が発生しております。これが1万771円でございますので、これを合わせて24年度に積み立てさせていただいたものでございますのでよろしくお願いいたします。

○税務課長（大岩哲治君）

次に、知多滞納整理機構でトラブルはなかったか、裁判沙汰になったものはないかとの御質問でございますが、私ども、派遣しました職員からは、大きなトラブルはないと聞いております。

また、美浜町、他の参加市町で裁判沙汰になったものはないと聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

○住民福祉課長（沼田治義君）

続きまして、外国人登録事務システム改修についてということで概要を説明していただきたいということでございますので、簡単に説明をしたいと思います。

議員も御承知のように、住民票というのは、日本人の方は住民票、外国人の方は外人登録という流れでずっと来ておりました。

そうした中、昨年度、住基法の改正がございまして、外国人の方も住民基本台帳の中に入っていくというふうに変更がされました。そうした中、これ、全国の市町村全てがやっているんですけど、住民票に必要なシステムを改修を図るということでやったものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○住民福祉課長（沼田治義君）

95ページの社会福祉施設整備工事でございますが、これは中電美浜営業所の改修工事をさせていただきました。本年度5月に美浜町福祉センターという形でオープンをさせていただいておるわけですが、その本体工事と、福祉センターという看板の設置工事、この合計で3,042万7,950円という決算でございますのでよろしくお願いをします。

続きまして、97ページの敬老事業実施補助金357万3,000円でございますが、議員も御承知のように、敬老会につきましては各区のほうでお願いをいたしておりまして、年々多くの区がやっていただくようになってきたわけですが、残念ながら野間の行政区におかれましては、去年24年につきましては実施できなかったということで、その分が減額決算という形になっておりますので、御承知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それから、99ページの町障害者福祉手当、この手当での中に身体障害者5級、6級の支給者も含まれているかという御質問でございますが、これにつきましては、条例、規則の改正を行いまして平成25年度から支給を開始していくということでございますので、24年の決算の中には5級、6級は入っておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、99ページの身体・知的障害相談員報酬金ということでございまして、これにつきましては、平成23年度まで県の業務ということで県のほうで行われておりました。平成24年度から町の業務ということで町に事務移譲された事業でございまして、具体的には、みずからが身体障害者の方が相談員になりまして、町内のいろんな障

害関係の相談、手帳やら手当てやらいろんな相談に、2名の方が今なっております、その対応をしていただくための報償金ということでございますのでよろしくお願いをします。

以上です。

○経済環境部長（久野元嗣君）

それから、123ページにございます合併浄化槽の設置事業の補助金の中で、前年23年度よりも補助金が24年度減っておるけどどういう理由だということでございますが、議員御存じのように、合併浄化槽につきましては5人槽、7人槽、10人槽の3種類について補助を行っております。

人槽によって前年度と比べて増減がございますが、トータルでいきますと、23年度が86基、それが、24年度では69基になっています。合計人槽でいきますと、23年度につきましては536人槽分の対応でしたけれども、24年度については404人分の対応の人槽になったということでの差額に応じましての補助金の減ということになってございます。

それから、125ページにあります省エネルギー事業については、これが太陽光の関係かということでございました。確かに住宅太陽光の発電普及の促進に対する補助金がほとんどでございます。それとともに、緑のカーテンによります遮光のほうをさせていただきまして省エネルギーにも努めさせていただきますので、その2つを合わせまして省エネルギー推進事業ということで、ここで予算を措置させていただいて執行してございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

主に主要施策のほうで指摘というか、質問したいと思いますけど、2款総務費の中の主要施策18ページに職員配置状況として資料をいただきました。実は前から行政改革ということで職員が少しずつ減っているわけですけど、その分を補佐している臨時職員の状況、資料要求で資料をいただきました。24年度の臨時職員、非常勤職員、トータルで141人の方に支えてもらっているという言葉はいいと思うんですけど、そういったこと、概要を説明いただきたいのと、私はぜひ、正規職員も左ページにあつたら、右ページに非正規職員はこのくらいいるんだという、ここには賃金もありますけど、賃金なんかは要らないと思いますけど、中には、これは私からじゃなくてぜひ説明いただきたいんですけど、長年勤めていただいている、でも、採用としては1年ごとで、普通の民間ですと勤続年数ということで退職金とかそういう形にきちっと保障されているのにそうないのがあるような気がするの、そここのところの概要を説明いただきたいと思います。

それから、25ページでございます。入札の件がありますけれども、別個の資料で入札の落札金額とか落札率の資料もありますけれども、それとは別に随意契約の割合が高くないだろうか。まだまだ入札でほかの業者にも出せる事業はないのか、そのところをお伺いしたいと思います。

それから、11目、先ほどの同僚議員も少し説明を受けたかもしれませんが、基金費の中に都市計画事業基金の積立金というのがありますけれども、今、総額では幾らになったのか、それから、当然目的税ですけれども、歯どめというのはどういう仕組みになっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、7目9節の中に企画費負担金、この中に、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会、もう大分前から、金額としては知れているといいながらずっと続けているわけですけど、御存じのように、もう民間の企業ですし、もう事業はあらかじめ決まって、わざわざ美浜町がそこに参加してもしなくても事業としてはずっと進んでいくと

思うんですが、私はもうやめるべきだと思うんですけど、なぜ23年度も、また24年度も続けているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、同じく都市計画税の中で、いわゆる都市計画税、市街化区域の方の人口割合、あるいはその辺の割合のことを少し説明いただきたいのと、その地域にとって必要な事業が展開されてきているのかというのが少し気になるものですから、市街化区域の土地、家屋を持っている方に税金を頂戴しているわけですが、私はこれまでが、一般質問するつもりは全然ありませんけど、総合公園の整備のほうにばかり重きが行っているんじゃないかと。その辺では都市計画税本来のあり方からしてどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど歳入のところで整理機構に出した中身は聞いたんですけど、知多地方税整理機構の、いわゆる、今、実態的にはどうなのか、それから、最初聞いたときには数年間勉強の意味でこの組織を職員を派遣してということですけど、まだまだ続くものかどうか、24年度はどんな状況だったのか、教えていただきたいと思います。

○企画部長（靱山博資君）

それでは、主要施策の18ページの正規職員を補佐している職員の状況の説明でございますけれども、25年3月31日付の数を報告させていただきたいと思います。

なお、来年度以降の主要施策の臨時職員の掲載につきましては、今から掲載方法等を検討させていただきまして、載せる方向で進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、総務部から順を追って人数と勤続年数の説明をさせていただきたいと思います。

まず、総務部につきましては、防災安全課におきまして交通指導員が6名ございます。勤続年数につきましては、1年目が1人、4年目が1人、9年目が1人、14年目が1人、21年目が2人でございます。

続きまして、企画部につきましては、秘書広報課におきまして運転手が1名、育児休業の代替の方が3名、欠員補充に伴います事務職が1名の計5名でございます。勤続年数につきましては、1年目が3名、3年目が1名、5年目が1名でございます。

厚生部につきましては、住民福祉課におきまして戸籍事務が1名、保育所の保育士、短期、早朝、延長、育休代替を含む保育士が36名、保育所の調理員が16名、保育所の看護師が6名、子育て支援センター2名、児童厚生員2名、ひよこ教室1名の計64名でございます。勤続年数につきましては、1年目が27名、2年目が3名、3年目が7名、4年目が1名、5年目が8名、6年目が4名、7年目が3名、8年目が1名、9年目が6名、10年目が1名、11年目が2名、13年目が1名でございます。

保険課におきましては、保険事務職が1名、介護認定調査業務が3名の計4名でございます。勤続年数につきましては、2年目が1名、4年目が2名、5年目が1名でございます。

続きまして、健康推進課におきましては健康推進事務職が1名でございます。勤続年数につきましては、2年目が1名でございます。

建設部の都市計画課におきましては、都市公園等の草刈りが4名でございます。勤続年数につきましては、1年目が1名、2年目が3名でございます。

教育部につきましては、学校教育課において事務職1名、適応指導教室指導員が1名、外国語活動指導員が1名、特殊学級アシスタントが6名、学校生活支援員が6名、学校給食配膳員9名の計24名でございます。勤続年数につきましては、1年目が6名、2年目が5名、3年目が3名、4年目が3名、5年目が1名、9年目が1名、10年目が5名の計24名でございます。

生涯学習課におきましては、文化財整理が1名、体育館管理人が1名、事務職が2名、図書館運営作業員が10名の計22名でございます。勤続年数につきましては、1年目が2人、2年目が2人、3年目が1人、4年目が5人、6年目が1人、7年目が3人、8年目が1人、9年目が2人、11年目が4人、12年目が1名でございます。

給食センターにおきましては、給食センター調理員が11名でございます。勤続年数につきましては、1年目が4名、3年目が3名、4年目が1名、5年目が1名、9年目が2人でございます。

以上、25年3月31日現在で141名の臨時職員及び非常職員の雇用がございます。

正規員と同じような勤務形態の方を中心に正規職員ということでございますけれども、お申し出の趣旨につきましては十分尊重させていただきたいと思いますが、全ての職員を正職員ということになりますと相当多くの職員数になってしまいます。

行政におきましては、国等の新たな施策、社会情勢の変化に伴う多様な住民ニーズへの対応など、町民の皆様への行政サービスが増加していると考えております。また、その一方で、厳しい財政状況が継続していることから、人件費の増加は行政サービスの低下につながるおそれがあると考えられております。したがって、昨年も同様の説明をさせていただきましたけれども、業務の効率化を推進しながら各種の行政分野における定員管理を推進しつつ、臨時職員、非常勤職員を活用させていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、臨時職員の方が昨年採用試験を受けていただきまして正規職員になっておる、これは保母職ですが、そういったケースもございますので御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○総務課長（牧 守君）

それでは、御質問の主要施策の25ページの入札の審査状況のうちの随意契約の割合が非常に高いのではないかと御質問で、入札ではかの業者にさせるものがあるんじゃないのかというようなこともちょっと先ほど質問があったようでございます。

前もってお断りしておきますが、指名競争入札につきましても随意契約につきましても、自治法の規定にのっとって適正に行っておりますので、何も全て入札でやらなければならないというものではありませんので、前もってお断りしておきます。

ちょっと中身について御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

随意契約が行われる場合につきましては、自治法の施行令167条の2におきまして、第1号から第9号まで9つの規定が定められております。

本町で該当する部分について、その1号から9号までのうち、ちょっと抽出して御説明させていただきますと、まず、第1号におきましては、契約の種類に応じて定める金額以下である場合には随意契約ができるという規定でございます。

この中身につきましては、工事または製造の請負については130万円以下、財産の買い入れにつきましては80万円以下、それから、物件の借り入れにつきましては40万円、財産の売り払いについては30万円、物件の貸し付けについては30万円、それ以外の契約につきましては50万円以下のものについては随意契約でできるという規定が自治法の施行令の中で定められております。

したがって、この金額を超える場合については本町では指名競争入札で全てやっているということでございます。

ただし、今、第1号の説明をさせていただきました。第2号から第9号までの規定につきましては第1号の例外規定で、その金額を超えていても特別な事情がある場合については随意契約ができるという規定が個々に定め

られております。

町において該当する主なものとしましては、第2号で規定されております、その性質または目的が競争入札に適しないものそれから、第3号では、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設もしくは小規模作業所において製作された物品を地方公共団体が買い入れるとき並びに高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける場合については随意契約ができると。それから、第5号におきましては、緊急の必要により競争入札に付することができないときには随意契約ができるというような、重立ったものを今ちょっと御説明させていただきましたけれども、ありますのでお願いいたします。

割合が高いのではないかとということで、工事、委託、物件等につきまして、個々にちょっと、ざっとですが説明させていただきますと、まず、この主要施策に記載してあります審査の案件でございますが、1件50万円以上の案件を集計したものでございます。

工事につきましては、100件の審査のうち54件が随意契約となっておりますのはいずれも、これは先ほども申し上げました50万円以上130万円未満の工事でありますので法の規定に基づいて随意契約をさせていただいているものでございますのでよろしくお願いいたします。

次に、委託でございます。126件のうち97件が随意契約となっております。第2号の、その性質または目的が競争入札に適しないものであるものという規定に基づいて行っている随意契約がほとんどでございます。その内容を申し上げますと、導入した業者でなければ行うことができない、例えば人事給与、税務関係、介護、国保、後期高齢者、障害者支援、住民基本台帳等の電算システムの改修とか保守点検については随意契約で行うしかない。それと、あと、エレベーター設備等の設置業者でなければやれない保守点検があると。それから、あと、地元医師会等、あるいはいろんな各種医療団体による予防接種とか人間ドックとか、地域限定して行うケースもございますのでそういったもの、それから、あと、指定業者でなければできないというような、例えば民間木造住宅の耐震診断や何かは、県の建築士協会ですかね、そちらのほうでしかやれないというようなことでございます。

また、第3号の規定に基づいて、先ほど言いましたけれども、美浜社会福祉法人のほうで、ばかしだとかEMの原液のほう、つくっていただいておりますので、これについても自治法の施行令の規定に基づいて随意契約でやらせていただいているということと、あと、シルバー人材センターにつきましても役務の提供を受けておりまして、役場の宿直業務あるいは駐輪場の管理、それから児童遊園とか町民グラウンドの便所の清掃等々につきましては随意契約で行っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、最後に、物件等でございます。63件のうち44件が随意契約となっておりますけれども、主なものとしましては、先ほども言いましたが電算導入業者のシステム・ソフト使用料、これにつきましては導入業者でなければやれないということで、その使用料のほうを随契で契約していると。それから、特約店制度により納めることができない物品の納入、あるいは発行元が限定されている教育関係図書、そういった特殊事情によって、物品の購入とか借り上げ関係になろうかと思いますが、物件等ということでくくって随意契約のほうをさせていただいておりますのでございます。

随意契約に当たりましては、一部電算系とか、いろんな所でしかやれない業務遂行、納入ができない場合を除いて1者による随契にならないように複数業者による競争見積りの実施に心がけているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

簡単ですが説明を終わります。

済みません。あと、都市計画事業基金の積み立ての関係でございます。

前段の部分につきましては私のほうから説明します。

都市計画事業基金につきましてはの現在高ということでございますが、これにつきましては決算書の355ページに基金の一覧表が載っておりますのでまたごらんいただきたいと思いますと思いますが、昨年度、23年度末におきまして3,874万9,000円でございます。

23年度の決算におきまして、24年度中の9月に、その繰り越し、24年度に繰り越しました金額と24年度中に発生しました利息を合わせまして3,737万2,000円を積み立てた結果、年度末の現在高につきましては7,612万1,000円となっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○企画政策課長（大井徳男君）

決算説明書の65ページ、2款総務費、1項7目企画費、19節、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金でございますが、一民間企業の計画で建設促進をうたわなくても既に計画が明らかにされているので負担金は廃止すべきだということでございますが、議員の言われますようにリニア中央新幹線は東京一名古屋間を14年後の2027年に開通して、名古屋一大阪間が32年後の2045年に開通を目指し推進しているところでございます。

本町におきましても、開通することによって得られるものは開通に伴う経済波及効果にとどまらず、中京地区の生産構造を変え、ライフスタイルも変えるきっかけになることが期待されますことから、漁協、商工会、農協、観光協会も賛助会員となっておりますので、官民一体となって早期の建設促進を推進するための負担金でございます。

今後も引き続き実施していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○税務課長（大岩哲治君）

2目の賦課徴収費、知多地方滞納整理機構の実態を明らかにされたいということでございますが、発足当初から今も変わらず派遣をいたしました職員の徴収業務のノウハウを県の職員から指導してもらいながら事務を続けておりますのでよろしくお願いします。

また、25年以降も継続するのかにつきましては、当然予算が伴うものでございますので、今後も予算をお認めいただけるようございましたら続けさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

質疑、ほかにありませんか。3番 石田君。

○3番（石田秀夫君）

3点ほど質問させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の8ですけれども、報償費、弁護士等報償金、という質のものか。

法律相談顧問事務委託料、これもどういう質のものか、それで何件あったのか。

それと、73ページ、2款総務費、1項で実績報告書の35ページで見ますと、9目交通安全対策費、巡回ミニバスですけれども、説明によりますと年間利用者の人数が示されておりますが、利用年代層というのはどういう方々の年代の方が多いのかということがお伺いしたい。

その3点でございます。

○総務課長（牧 守君）

顧問弁護士の報酬とはどういうものかということでございますが、いち早く法律相談料を支払わずにいろいろな相談を受けてくれるように契約を結んでおります。

24年度の法律相談件数といいますか、それにつきましては、町の行政運営におけるいろいろな諸問題について相談すべき問題について相談させていただいておりまして、24年度につきましては4件、法律相談のほう、顧問弁護士業務委託契約ということで、その中で対応していただいているというものでございます。

あと、裁判の関係の、もう一件の31万5,000円の報償費の件でございますが、これにつきましては、石田議員のほうから控訴がされましたものですから、それに対する着手金という形で弁護士報償金という形で31万5,000円のほうを支出させていただいております。その打ち合わせの件数等につきましては、その都度やっておりますのでこちらのほうではちょっと把握しておりませんのでよろしくお願いいたします。

○防災安全課長（本多孝行君）

巡回バスのほうの利用者のうち、年代別の内訳はということでございますけれども、内訳、まだ調査は実際にはしておりませんが、運転手さんのほうからいろいろ報告を受けますと、やはりいわゆる交通弱者といいますか、御自分で足の確保のできない方、必然的に高齢者の方が多いと思われそうですが、平常時はやはり高齢者の方がほとんどだと考えております。ただ、学校がお休みのときになりますと小・中学生が図書館へ行ったりするときに結構使っていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。以上で1款から4款までの質疑を終わります。

ここで、休憩に入りたいと思います。再開を11時15分からといたします。よろしくお願いいたします。

〔午前10時55分 休憩〕

〔午前11時15分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出の5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

資料というか、質問の要求をしていますので、順番にちょっとお願いします。

7款商工費の中の商工振興費、13節の委託料の中に美浜町地域観光資源PR促進事業とありますけれども、その行った事業内容について説明ください。

それから、同じく7款商工費、プレミアム商品券の事業が始まりましたけれども、この事業の評価と、同僚議員からも違う形でぜひ住宅リフォームなんかと連動してできないのかということで前から指摘しておるんですけど、それらと兼ねたような検討をこの24年度の中ではしていませんか。いわゆる商工会の中の事業の中で、町の商工会の人たちにも話をしたことがあるんですけど、どんな話が出ているのか、その辺をお願いしたいと思います。

それから、8款土木費の中です。主要施策の126ページの中に道路後退用地とあります。これぐらいしましたと。いわゆるセットバックに関してだと思えますけれども、新しくうちをつくったり建てかえたりする方についてはぜひ控えてほしいとか協力してほしいという形をしていると思えますけれども、いわゆる以前から町道に利

用してもらっておって、それは地域の人の協力もあってだと思うんですけども、なかなかその当時は地目変更されていなくて、個人が道路として使っていながら固定資産税を払っているところがあるじゃないか。私はこれ、奥のほうの農道というか、農地だとか、その辺については少し後回しでもいいと思うんですけど、いわゆる宅地に隣接したところの町道でそういうところがあれば、もちろん正式に測量して変えていかないかんですけど、それも実態としてそういうところが以前部長のほうからたくさんあるんだわという言い方をしたんですけど、そういう現状調査と見直しをどういうふうに捉えているのか、お願いしたいと思います。

それから、主要施策の130ページに交流拠点施設管理、これ、多分、ドッグランのところの設備、中央道のところ、それだと思いますけど、本来、町の設備でもないのに管理を委託されて何がしかのお金を出している。むしろ町の施設でも民間に委託管理を出すぐらいのことをやっているわけですから、なぜトータルの町の交流拠点の事業といいながらそういうことになるのか、これ、ちょっと理解できません。説明をお願いします。

それから、総合公園遊歩道の都市公園用地購入のところの評価、総合公園の遊歩道のことが主要施策の133ページにありますけれども、そこで多様化する町民ニーズに応えてということで、私から言わせると当たりさわりのいい言葉で整理したように思えてなりませんけれども、実際これまでいろんな形で質問なり論議してきたわけですけど、どんな形でこのいわゆる遊歩道のところが町民に評価されて、いわゆるニーズがどんどん高まってあって、早くつくってくれよということになっておったのか、町の行政の側のほうの思いがすごい強いような気がして仕方がありません。どんな調査をされてこういう評価をしているのかお聞きします。

それから、主要施策131ページの耐震診断・耐震改修事業、中身として件数が減っているんだろうと思いますけれども、利用規模、いわゆる補助金の額が大きく落ち込んでいるわけですけど、非常に、耐震の改修事業、お金がかかるわけですけど、どういう評価をして対応策をどんなことがとれるのか、お願いしたいと思います。

それから、最後ですけど、土地区画整理事業の評価のところに計画中として4地区が載っています。これは長年載っているわけですけど、これまでの論議の中に奥田地域なんかはちょっと別な形でかかわっているんです。奥田を除いたこの4地区の中の浦戸第二、上野間駅南、岡ノ脇について、どう評価して、実際にそこの現場の組織はどんなふうな実態になっているのか。町の評価は煮詰まればぜひやりたいということですずっと残しているわけですけど、実態はそうではないんじゃないかということをおもうわけですけども、現地の組織が今、例えば毎年会議をやられているのか、そういうことも含めてお聞きしたいと思います。

以上です。

ごめんなさい。先ほどのところで、都市計画税の基金費のところで質問してしまいました、通告にあります都市計画税が、49ページの中に都市計画税の実態のところがあるんですけども、納税者の方の数字は出ているんですけど、町民から見てどのぐらいの割合になるのかと、本当に市街化区域の方への事業がどう展開されているのか、例えば上野間地区なんかでいくと率直にうちの地域は何もやってもらっていないというようなことも本当に指摘されているわけですけど、その辺のことをお願いしたいと思います。

○商工観光課長（竹内康雄君）

それでは、山本議員から御質問のありました中で商工費に関するものの2点についてお答えをいたします。

最初に、美浜町地域観光資源PR促進事業委託料の内容はという御質問についてでございますけれども、本事業につきましては、国からの100%補助を得られます緊急雇用創出事業基金事業補助金を活用いたしまして、NPO法人のエンド・ゴールに事業委託したものでございます。

事業内容につきましては、大河ドラマ「平清盛」の放映に合わせまして、源氏の主要人物をアニメのキャラクターとして描き、美浜町の観光案内をさせるというものでございます。町内の9カ所に設置いたしました各ポイ

ントがございまして、そこでQRコードをスマートフォンで読み込みますとアニメキャラクターによります観光案内が音声と動画で流れると、そういう仕組みとなっております。本事業につきましてはこのほかにも、本年3月17日に野間大坊で開催をいたしました美浜幕府出陣式、それからポスターの作成、そして、昨年11月4日の灯台記念日のときに行いましたアトラクションでございますけれども、知多娘。のミニライブ、それから、着ぐるみののまっキーのお披露目とか、そういったものも実施をしていただいております。あわせてこの事業の中で行っていただいております。

それから、次に、プレミアム商品券の住宅リフォーム助成制度への展開はということでございますけれども、プレミアム商品券につきましては住民の皆様の関心も非常に高く、3,000万円分がわずか1日半で完売をいたしました。町内での消費が促進をされ、経済が回転したことによって、町の活性化にも貢献できたのではないかなというふうに考えております。

なお、リフォーム事業につきましては、平成24年度に始まったこのプレミアム商品券でございますので、その時点ではまだ住宅リフォームを含む含まないというようなお話は商工会のほうからも全くございませんでしたものですから、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○建設部長（片岡 勝君）

まず、主要施策の126ページですか、道路後退用地の関係でございますが、個人名義であっても道路内に含まれていることが明らかなものにつきましては当然課税地目を公衆用道路として認定しておりますので、非課税として扱っております。

それと、把握しておるかということでございますが、私どもは今、懸案で2件、道路内民地の処理の対応を苦慮しておるところでございますが、議員も御承知のとおり、奥田地区に2件ございます。その1つとしましては、議員にも報告させていただきましたが、6名の地主のうち5名の方が道路として寄附させていただくということで処理を進めさせていただいております。残るもう一件につきましては、境界のほうを町のほうで出ささせていただきまして、境界を出したそれに対しまして道路内にかかっておる面積もカウントいたしました。それにつきまして、当然道路としての利用としておりますので、非課税措置のほうで進めさせていただきたいと、このように思っております。

また、今後どうするかということでございますが、やはり境界立ち会いに基づきまして、官民界が確定した段階で道路にかかっておることが判明できれば、御承知のとおり道路内民地処理ということで収用のほうをさせていただいておりますので、そういった対応を続けさせていただきたいと思っております。

それから、主要施策の130ページの交流拠点の設備でないものを管理しなければならないということでございますが、交流拠点の一環といたしまして愛知県道路公社の美浜パーキングエリア内にドッグランを整備させていただきました。これは全て、愛知県道路公社によって全額の工事、整備を行っていただいたものでございます。以前の定例会のほうでも説明させていただきましたですが、オープンが24年の9月でございました。道路公社との協議、話し合いの中で、3カ年、当面町が管理のほうをさせていただくということで、今の段階では27年の9月までは町のほうの管理ということで協議を進めておりますので、それ以後につきましては道路公社さんのほうで、民間になるという話もございますが、その辺をあわせてまた引き続いて協議していきたいと思っております。

続きまして、主要施策の133、総合公園遊歩道の件でございますが、これにつきましては、21年度に都市マスのほうで住民アンケートをさせていただきました。総合公園遊歩道を含めたアンケートでございますが、約480通の回答をいただいた中で、その480通の中の過半数以上が、遊歩道を含めた充実を望むと、こういった回答を

いただいておりますので、都市マス、第5次総合計画に基づいた中で順次進めていきますのでお願いいたします。

続きまして、主要施策の131の間違いだと思いますが、耐震診断、耐震改修の件でございますが、耐震診断につきましては昨年度までに診断のほうを600件ほど実施させていただいております。最近は毎年二、三十件程度の実施件数で推移しておりますが、今年度も既に、半年足らずでございますが、22件の申し込みをいただいております。耐震改修につきましては実績が、22年度は8件、23年度16件、24年度6件、本年度につきましては10件を予定しておりますので、合わせまして50件ほどとなる予定でございます。今年度、これまで診断を受けていただいた方々に対しましてはダイレクトメールを送付いたしまして、補助制度の案内、それから、建築士会との共催の無料相談会に来ていただくなど、できる限り多くの耐震改修に結びつくよう積極的にPRを行いますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、土地区画整理事業の現状の4地区でございますが、奥田の土地区画整理事業につきましては、議員も御承知のとおり、地元周辺の検討委員会を立ち上げ、準備委員さんと大学さんを交え、協議のほうを進めて現在も進行中でございますし、本町の業務委託としても順調に進めておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、浦戸第二のほうでございますが、ここにつきましては昨年の10月に準備委員会を開催いたしまして、役員の交代がございました。今後新役員のもとに事業の進行に向けて打ち合わせを行っておりますので御承知願いたいと思います。

また、5月に地区内の地権者を再度調査いたしまして、地権者の方に役員変更等のお知らせも行っており、進めておりますので、遮断はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

次に、上野間南の土地区画整理でございますが、この地区につきましては準備委員長さんのほうから、今後地権者との話し合いの中、合意の中でございますが、区域の見直しということで市街化調整区域への変更を前向きに検討していきたいと、こういう旨の話が報告されております。それにつきまして、当然区画整理組合の中のことでございますので、準備委員長さん初め役員さんの皆様方で意見統一を図っていただき、その中での結論の方向性を生み出すというような形になろうかと思います。

続きまして、岡ノ脇の土地区画整理でございますが、準備委員長さんからは昨年度、区域内に予定されております東部線の進捗状況等の問い合わせが頻繁にございます。これにつきましては順次お答えさせていただいておりますが、本年度につきましては、岡ノ脇の準備委員長さんのほうからは、地区内の地権者の改めて再調査、それから、近々岡ノ脇につきましては役員の改選を行う予定と、このように聞いておりまして、早急な準備委員会の開催に向けて進めておると、このように聞いております。

それと、主要施策の最後になりますが、49ページの都市計画税の関連での遊歩道の事業と目的に沿って納税者に還元されているかでございますが、これにつきましては、都市計画事業といたしまして昨年度、1億5,900万、約1億6,000万ほどの7つの事業並びに業務に充当させていただいております。総合公園遊歩道事業につきましても、第5次の総合計画並びに都市計画マスタープランに基づいて進めてまいる事業でございますが、広角的な視野から見て住民の方に還元ということで、決して満足なものではございませんが、今後、議員も御承知のとおり、都市計画事業がめじろ押しでございますので、住民の方々への還元につながろうかと、このように思っております。

○5番（山本辰見君）

建設部長のほうにもう一度お伺いしたいと思います。

道路後退用地のこと、私は今、私がちょっとかかわっているというか、紹介した、そのことをむしろ言っているんじゃなくて、それに関連しているようなところで、町としては、いわゆる住民から言われないと調べるつも

りもないのか、いや、そうじゃなくて、昔から広げているので、ここここは問題のある町道だということを、細かく数字までではないかもしれませんが、そういうのは当然あると思うんですが、そこを調査する、はっきりさせていくという方向はないんですか。住民から言われないとやらない、住民からは、頼むで、もう何十年も固定資産税を払ってきたんだと、いいかげんにしてくれということに対して、当然区画がはっきりしなければ面積もわかりませんし、そういうことですけれども、意外と昔はここはもっと細い道だったけれども自動車を通れるように協力してやろうというところが何カ所もあるということをお聞きしました。たまたま先ほど部長からあったところは、本当に自転車かバイクぐらいで通れないような道が、今、軽トラが通れるような道もある、そういうところを調査してほしいし、そういう予定はございませんか。

○議長（磯部輝次君）

山本君、これ、ちょっとね、決算の、今、審議でして。

〔発言する者あり〕

○議長（磯部輝次君）

答えられますか、簡単に結構ですが。

○建設部長（片岡 勝君）

セットバックの、ちょっと内容とはかけ離れるでいかなものかとは思いますが、道路内民地の件についてお話しさせていただきますと、うちの土木課のほうに年間大体70件から100件程度の道路境界立ち会い等が出てきます。その中で、私、先ほども説明させていただきましたですけど、判明したものにつきましては道路内民地事業ということで用地取得を対応させていただいております。また、旧来からある道の中で道路内民地が発覚した場合にはその都度、担当職員が出向いた中で協議はさせていただいておりますので、ある程度こちらからここがかかっておるかどうかというような、まだちょっとそこまでの余裕はございませんが、鋭意的な進めで道路内民地の処理をさせていただいておりますので、御理解願います。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

竹林間伐材再利用事業というのが竹林のところで、137ページかな、あると思うんですけれども、竹林については、24年度で竹林の間伐材再利用事業を実施する中で、この竹林、町全体で300町歩だったか、何かすごいたくさんさんの竹林があるということなんですが、24年度に竹林対策、検討したかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

それから、畜産業振興事業です。畜産についてはもう今問題がいっぱい出ていますが、主要施策で111ページにありますが、畜産団体の育成事業だとかいろいろあるわけですが、育成事業にも関連してくると思うんですが、この補助金まで出ているんですが、畜産の環境について、24年度はただ花を植えたという、そういった指導じゃなくて、清掃面、環境面でそういった事業者に応じた指導をしたのか、お伺いしたいと思います。

それから、133ページの新規就農総合支援事業です。これについてはこの24年度から始まったと思うんですけれども、7名の方の実績があるということですが、この新規就農総合支援事業の大きな目的、基本的な目的、そして、今、1年以上たっているわけですが、その実績、お金も975万という相当なお金がつぎ込んでありますので、その辺できちっとお答えください。

それから、商工費です。143ページの省エネルギー対策事業補助金94万5,000円、それから、この辺は商工会に出たお金かなとも思いますが、商店街の活性化補助金はプレミアム商品券3,000万円を出すときの補助金なんで

すが、こうした補助金が出された根本理由をお答えください。何に使うということでしょうか。

それから、今、同僚議員が説明しました美浜町地域観光資源PR促進事業の委託料で、スマートフォンを使ってそういった観光資源のPRをするんだということですが、スマートフォンを使えない、そういった階層にはこれと同じような観光資源のPRをしているのでしょうか。その辺で内容をお聞かせください。

それから、145ページの下のほうにあります負担金で、製塩事業負担金が39万3,858円あります。食と健康の館は指定管理されて指定管理委託料が750万上がっているわけですがけれども、そのためか主要施策には、食と健康の館、製塩に関する内容が一切ありません。でも、製塩事業の負担金が出ているんですよね、町から。それはなぜそうなっているのかお聞かせください。

それから、147ページの消費者行政相談窓口の開設事業、これは平成23年度から始まっている事業ですが、2年間の実績があると思いますので、23、24年度、その実績をお答えください。

それから、同僚議員からもあったと思います耐震事業ですがけれども、耐震診断に90万円のお金が出ている。民間木造住宅耐震改修費に補助金で540万が出ているんですが、私の23年度のメモにも、耐震診断をするが改修にお金がかかって、お金が必要となるため辞退する人が多いって書いてあるんですね。23年度は16件、1,440万円の補助金が出ています。こういった改修をためらう人が大分いるそうですが、現実にその辺を説明ください。お願いします。

○農業水産課長（永田哲弥君）

では、鈴木議員の質問のほう、説明をさせていただきます。

一応、決算書の順番に説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず、最初に、新規就農者の関係でございます。新規就農者の事業の目的と実績という御質問かと思います。

まず、新規就農総合支援事業につきましては、議員御存じのように、現在農業が抱えております高齢化による後継者不足、それと耕作放棄地の解消に向けての国の全額補助で実施をするものでございます。それと、実績につきましては7人ということでお話をさせていただいております。内容につきましては、5人の新規就農者と御夫婦を2名ということで7人というふうな実績になっております。この内容につきましては、米、それと露地野菜、ブルーベリー、ナスとかで新規就農をしていただいておりますのが現状でございます。

それと、2点目の畜産振興事業の関係で、環境関係について指導をどうだというような御質問かと思います。

畜産振興におきましては、議員御存じのように、酪農、肥育、養豚、養鶏というようなことで、知多半島でもすぐれた畜産農家がおるということでございます。現在、環境関係におきましては畜産環境会議というようなことを行っております。これは、県の普及課、それと農政課、それと環境保全、それと私どもということで、当然農家の代表者も含めて都度現状の把握等を含めた中で情報交換をして、指導のほうをさせていただいております。この指導は環境という部分じゃなくて、ほかの病気だとかいろいろな部分も含めての会合ということで実施のほうをさせていただいております。議員もよくお話をさせていただきます環境整備というのか、目に見てやっぱりきれいになったなというようなことも含めまして、またこれからもこの会議、また巡回指導等を進めていきたいなというふうに思っております。

それと、3点目の竹林整備について、検討をしたかという御質問でございます。

この竹林間伐材の再利用事業につきましては、少額ではございますが、8万円弱の金額を決算で計上のほうをさせていただいております。従来お話をしております美浜の炭焼き研究会等の補助金、それと、あと啓発物品の購入に充てておりますが、竹林の整備ということで、他の議員、また鈴木議員も強く要望のほうをしていただいております。私どもも真に受けとめまして、ことしにおきましては広報誌によります、まずは道路にかぶってお

ります竹林について何とかしていただけますかというようなことで広報で御案内をしております。ですが、それは道路にかぶっておる部分だけでございますので、先ほどの約300町歩という中では非常に少ないものでございますので、本格的に実施するということで、内部で今現在検討をしております。

その検討の内容でございますが、所有者が個人でございますので難しいところもあると思いますが、何かほかの市町や何かを見てみますと、竹林平米当たり幾ら補助しますよというような内容のものもでございます。当然頭打ちはございますが、そういうような補助金を打ってみえるところもあるようです。それと、機器の購入に対する、機器というのは竹林を伐採してチップにする機械ですが、そういうものに対して補助金を打つと。それと、どうしても興味のあるというのか、苦労というのか、たくさん竹林を保有しておる方だけじゃなくて、こぼこぼの所有で余り広大な土地を持っていない方にも当然PRはしていけないかというようなことも含めまして、竹林も含めた竹炭の利用方法についてのまたPRだとか、そういうようなことも含めまして、今現在検討を進めておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○商工観光課長（竹内康雄君）

それでは、次に、商工費に関する御質問につきましてお答えをいたします。

最初に、商工振興費の中の19節の負担金、補助及び交付金でございます。省エネルギー対策補助金について、どういうものかというお尋ねでございます。これにつきましては、議員も御承知のように、商工会さんが設置をした水銀灯が町内各地にございまして、これが夜の町を照らし、また、その防犯上にも有益ではないかということでございますけれども、その水銀街路灯の維持管理に際しまして、水銀灯をLED化することによりまして長寿命化あるいは電気料の削減を図っていききたいという御要望が商工会さんのほうからございました。それで、昨年、まず河和地区から始めようということになりまして、河和地区内の45基に係る改修費用の2分の1を補助いたしましたものでございます。

次に、商店街活性化補助金でございます。これについては御指摘のようにプレミアム商品券発行事業に係るものでございます。これにつきましては、額面3,000万円、1万円分を9,000円で販売をいたしました事業でございますけれども、町からの補助金では、その3,000万円分の10%のプレミアム分300万円、それから、プレミアム商品券そのものの印刷、ポスター、チラシ、これも同じく印刷ですが、あとはのぼりの作成等々の諸経費に対して200万円ということで、計500万円を補助いたしましたところでございます。

次に、観光費の中の美浜町地域観光資源PR促進事業の委託料の、いわゆるスマートフォンを使った観光案内について、スマホのない人はどうするんだということでございましたが、今回、音声と動画を流して観光案内をするということになりますとやはりそれなりの性能が必要となってまいりまして、いわゆるスマホ以前のものではなかなかそれには対応していないということで、スマホをお持ちでない方には大変申しわけないというふうに思っておりますが、ちなみにインターネットに接続できれば、御存じのユーチューブ、そちらでも美浜幕府というふうにアクセスをしていただければごらんいただけますので、視聴というか見ることは可能なんです、やはり現場でそういった観光案内を受けたいということでございますとやはりポータブルということが必須となってまいりますので、残念ながらスマホをお持ちでない方には対応していないということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、同じく観光費の中の負担金で製塩事業負担金、これは何かということでございましたが、これは、平成23年の8月から、富具崎港にあります野間漁協さんが管理をしている海水ポンプですけれども、それによる海水のくみ上げがまたできるようになりまして、それに際しましてこの海水ポンプに係る維持管理費の経費を町

からも負担をするという取り決めになっておりますので、この39万3,858円につきましては、海水ポンプの維持管理、もちろんその修繕等も含むわけですが、それにかかる費用を支出しております。

次に、消費者行政推進費でございます。消費者相談の窓口につきましては毎月1回、第2水曜日に町民相談室で開催をいたしております。相談員さんにつきましては国民生活センターの消費生活専門相談員並びに日本産業協会の消費生活アドバイザーという資格を持った方に担当していただいておりますけれども、相談件数につきましては、23年度に11件、それから、24年度に7件の相談件数がございました。ただ、全てをちょっと把握し切れておりませんけれども、知多県民センターにございます県民プラザ、あちらにも相談窓口がございましたり、それから、半田市ですとかよその市町で、お昼休みなんかで行きやすいということもあって、若干の方がそういうところでも御相談をされているということは承知をいたしております。

以上でございます。

○建設部長（片岡 勝君）

159ページの耐震診断・改修でございますが、先ほど議員が言われますように、耐震診断を受けた中で辞退をされるということは窓口のほうでは聞いておりません。これにつきましては改修費が、平均ではございますが290万円ほど、改修費が平均値となっております。こういった高額のために工費が調うまで見合わせるというのが現状でございますのでよろしくお願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

畜産振興ですけれども、なかなか畜産も問題が多くて、掃除に力を入れているというような答弁がありましたけれども、24年度、私が知っている限りで外見がきれいになったというふうになかなか思えない状況がありますが、本当に力を入れて頑張ってきてきれいになっている状況があるのかお聞きしたいと思います。

それから、竹林ですけれども、竹林についてはいろいろ検討されている話を聞きまして、ただ、本当に町内で300町歩という、もう本当に大変な竹林の強さ、動きで、もうこのままでは田んぼや畑が侵されるのではないかと、すごい速い動きがありますね、竹林は。竹林についてこちら側も、検討をゆつくりじゃなくて急がなくてはならないと思うんですが、そういった竹林を使っているいろいろやる補助金がある、そういう補助金もあるというふうに説明を受けましたが、今、どこまで本気でそういったものをやるかなという検討はされましたか。

それから、もう一点です。海水ポンプの維持修繕を何で町が出すんでしょう。それが不思議でならない。海水をつくる委託料は出ていません。美浜町が出ていません。この主要施策についても、前は食と健康の館のページがありましたが、もう、今、指定管理とって区に渡しているから、ここには一切ないんです。だから、全部を、じゃ、区のほうに渡しているのかと思ったら、何のお金だろうと思って考えていたんですが、今聞いたら海水ポンプ維持修繕費だということなんですが、これを町のほうで町費で払っていかなきゃならない根本理由は何でしょうか。

それと、1点だけ質問を忘れています。135ページの農地・水保全の管理事業です。これ、950万5,600円出ているわけですが、農地・水保全ってよく聞くんです。お百姓さんの話の中だとかも聞くんですが、私はこの辺が疎くって、農地・水保全管理事業の実績を説明していただけたら幸いです。お願いします。

○議長（磯部輝次君）

ここで12時でございますが、引き続き答弁だけ、ここまでしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○農業水産課長（永田哲弥君）

鈴木美代子議員の御質問でございます。

先ほど私が、畜舎だとか周囲の清掃というのか、整備というふうなお話をさせていただきました。それで、実

際に見えてこないというふうなことだと思います。私が申し上げましたのは、従来やっただいてみえる方は当然やっただいておるというふうに思っております。ですが、先ほど来言いました、30件ぐらいの畜産関係者というのか、農家がございますので、個々の意識を高めるためにも、例えば畜産団体連合会だとか環境会議だとかというのを含めて強くこれからもお願いをしていこうというふうに申し上げたつもりでございますので、ちょっと言葉足らずで申しわけございません。そんなような状況でございます。

それと、竹林の整備の補助金という部分を本気で考えてみえるかということです。議案説明会のときも少しお話をさせていただきました。以前30町歩あったのがこの二、三十年で300町歩というようなことで、非常に私も、私も農家でございますが、田畑に侵食しているということは十分わかっておりますので、一番即効性がある事業を今模索しておりますので、また、ことし、今現在、実施計画だとか進行計画を作成しておりますので、その中にもそういう部分も含めまして要望していきたいなというふうに思っております。本気で、一応というのか、本気で考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○商工観光課長（竹内康雄君）

製塩事業の負担金、富具崎にある野間漁協のポンプに対してなぜ町が負担をするのかという御質問でございますけれども、もともと食と健康の館のいわゆる製塩事業に使う海水につきましては、富具崎港にある野間漁協さんの海水ポンプによって海水をくみ上げて生産をしておりましたが、その後、さまざまな事情により富具崎港のポンプが使えなくなりまして、一時期、師崎港まで行きまして、くみ上げて持ってきていたということでございます。それについては、大変な労力、それから時間、そして生産性も非常に落ちるということもございまして、漁協さんともいろいろな話し合いを続けてきた結果、先ほど申し上げたような経緯で平成23年度途中からまた使えるようになったということでございます。なお、当初師崎にくみに行く前のときもやはり、金額はちょっと定かではございませんですけど、15万円程度だったと思いますが、負担金を払っておりました。再開以降も町との取り決めによりまして、そういった部分については町が負担をするという合意事項の中でお支払いをしておるのでございますのでよろしくお願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

今の話ですけど、その同意事項というのは野間漁協と美浜町との同意事項なんですか。事情が変わって、指定管理制度で、もう全部、美浜から一応手が離れたような形になっていますよね、指定管理制度で。製塩の製作委託料なんかも、もうここからは出ていないんですよね、町からは。何でその負担金だけが出るのか、ちょっとその辺が納得できないんですけども、製塩事業を、今、お塩をつくっているのは美浜小野浦自然海塩研究会と変わらないんですね。もうそれについては野間漁協ときちんと話ができないわけですか。私は、何もかも渡したのなら、この海水ポンプの維持修繕についてもそっち側で、区のほうでやるべきだと思うんですけども、いかがですか。

○商工観光課長（竹内康雄君）

食と健康の館につきましては、確かに指定管理がなされておりますけれども、例えば施設そのものを何か新しく整備しようとか、それから、修繕料についても、100万円を超えるような大きなものについては、それは町がやっていこうということが基本的には締結をされております。それで、この海水ポンプにつきましても漁協さんとお話をしていく中で、これについてはあくまでも町がやってくれと、そういう中での合意事項となっておりますので、そういうふうに私も引き継ぎを受けております。

○土木課長（廣澤辰雄君）

農地・水保全管理事業の実績でございますが、この事業につきましては、東部保全会で7地区で組織したものと2地区で組織した西部保全会によりまして、農地、農業用水等の保全をする活動を行っていただいております。また、農村環境の向上のための活動、老朽化が進む農業施設の長寿命化のための補修、更新等を行う団体の支援を行う事業でございまして、これらの事業につきましては各保全会がみずから計画をして実践をしていただく事業でございます。事業の内容につきましては、共同活動といいまして、農道、ため池等の草刈り、あと、水路の泥上げ等の共同活動、それ以外に向上活動として農業用施設の補修事業、それらを行っております。昨年度におきましては、向上活動として、東部保全会におきましては、豊丘地区の農道舗装を2カ所、河和地区におきましてため池の取水施設の更新、また、水路の補修、古布地区では水管橋の空気弁の補修、また、河和の姥八反の水路の破損補修を行っております。西部保全会のほうにおきましては、奥田のため池、坪山池、そちらのため池の補修並びに樹木の伐採、あと、野間新杉谷の水路の破損部分の補修を行っております。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

以上で5款から8款までの質疑を終わります。

ここで、休憩いたします。再開は1時10分といたします。よろしくお願いいたします。

〔午後0時10分 休憩〕

〔午後1時10分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出9款消防費から14款予備費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

1点だけお聞きします。

9款消防費の中で、ちょっとページ数を間違っていましたけれども、主要施策の137ページに防火水槽の設備があると思います。129基あると思うんですけど、これらは、水質のことを思うととごっているんじゃないかなという心配もしながら、日常的に年間で、例えば消防団の何かの訓練だとか、そういう形で点検なり、実際に水をくんで出すようなことはあるのかどうか。

それから、ひょっとしたら水道のほうの管轄かもしれませんが、東西に飲料水を兼ねた水槽が1基ずつあると思うんです。それらもいわゆる本当は、前にほかの質問で、実際に地震があつたりなんかして水がとまったときに、大きいタンクとか、そういうのもあるから大丈夫だという言い方をしたんですけど、それらを、増設じゃなくて、数をふやすような検討したことがあるのか、あるいはそれらも一般の、ここに120基載っている防火水槽と構造は違うと思うので、消防団の人たちが簡単に利用できるような設備なのか、そのことも含めてお尋ねしたいと思います。

できればことしの11月の中でそういうのも活用できるといいのかなと、実際に、こんなことを思いますけれども。

○防災安全課長（本多孝行君）

まず、防火水槽の水の管理ということでございますけれども、昔の防火水槽はいわゆる屋外露出でしたけれども、これにつきましては、水も傷みも非常に早いものですから、定期的に水の入れかえをしていたというふうに記憶をいたしておりますが、現在も確かに露天のものはございます。そういったものは確かに水は汚いんですけども、多くは地中へ埋めるものになっておりまして、水の劣化というのは余り、昔に比べてはないというふう

に考えております。そういった意味で、定期的に防火水槽のほうを水をかえるということは余り聞いておりませんが、ただ、減水、水が減っている分につきましては団のほうで補給等をいたしております。

それから、飲料水に使えるものの増設計画については先の話ということなんですけど、過去にしたかということになりますと、ここ数年ではいたしてはおりません。

じゃ、その給水用のところは消防団でも簡単にできるのかというと、構造そのものは、手押しのポンプといいますか、くみ上げ機をつけるだけです。それをつけてしまえば決して難しい操作ではないというふうに思っております。ただ、この飲料水にも使える防火水槽というのは、実は水道管の一部が蛇玉状態といいますか、常に水道管の一部として水が通っておりますので、そこでもしも汚れたものが入ると下流の一般の方にもその汚れた水が行く危険性もございますので、そういった意味では操作の訓練というのは慎重にしなければいけない対象だと思っております。少なくとも24年度までにそういった訓練はいたしておりませんし、今後もやはり水の安全ということを考えますと慎重にならざるを得ないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。3番 石田君。

○3番（石田秀夫君）

決算書の170ページ、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費の中で同報無線の部分があるかと思います。13委託料、ありますが、町防災行政無線保守点検委託料とあります。それとMCA制御局使用料、それと同報無線整備工事、これは整備ということでしょうけれども、それと県防災行政無線運営協議会負担金というものがございます。それと、無線電波利用料13万4,600円ですけれども、1つずつ説明願いたいんですけれども、町防災行政無線保守点検委託料というのは、同報無線とは別に町で使っている無線の保守点検ということかということです。それと、大きく聞きたいのが、県防災行政無線運営協議会負担金という134万2,600円、これに対する説明をお願いいたします。

○防災安全課長（本多孝行君）

では、今お尋ねの件、順番に申し上げたいと思います。

13節委託料の町防災行政無線保守点検委託料ですが、内容といたしましては、正確に申し上げますと、消防庁のほうから、例えば緊急地震速報ですとか大規模テロですとか、そういったものが起きた場合にJアラートというもので緊急に情報が入ってまいります。そちらのJアラートのほうの点検委託料が今回の15万2,500円でございます。

同報無線の点検委託料というのは、24年度までは実は発生しておりません。23年度と24年度は設置業者のほうで無料で行うということになっておりますので、24年度には入ってはおりません。

その次のMCAの制御局使用料というものは、今、同報無線というのは主たる電波としてMCAという電波を使っております。三ヶ根山のあたりにその中継をする機械、設備がございます。そちらの基地を使用する使用料が月額たしか2,100円か2,200円1基当たり2,200円なんですけれども、その、あと、屋外拡声子局等MCAを設置しておるもの約60局の12カ月、おおむねの話ですけれども、そちらのMCAの基地の使用料というふうにお考えいただきたいと思います。

15節の工事請負費の同報無線の整備工事51万4,000円というのは、運営して2年目になる24年度ですけれども、やはり運営をしてみると、例えばラジオつきの戸別受信機、あちらのほうに電波を飛ばすにもその電波が弱いところ、そういったところの改修工事、あるいは屋外のラップそのものの電波が弱い、そういったところを

改修する工事をやっております、そちらの費用がこの51万ちょっとという形になっております。

19節負担金の県防災行政無線の運営協議会負担金というのは、議員、防災安全課においていただきますと、事務所の後ろのところに端末が幾つか並んでおりますけれども、愛知県から緊急の情報が来たり、あるいはこちらの非常配備の状態、あるいは災害時の状態を県と直結して情報交換ができるシステムが稼働しております。こちらの運営はここにありますように運営協議会というのがやっております、そちらのほうへ各市町村が負担金を出しましてそのシステムを運営しておるという形になっておりますのでお願いいたします。

最後の無線電波利用料は、それこそ先ほどのMC A、それから、地域放送で使っているデジタル簡易無線、それから、戸別受信機用あるいは再送信用で使っております地域振興波、この3つの電波、それぞれ使用料が必要ですので、そちらのほうの使用料というふうでございます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。森川君。

○8番（森川元晴君）

主要施策の140ページの防災リーダー養成講座の実施ということでありますけど、これは24年度で終わりのものなのか、また、今後その講座を受けた人たちは、どのような位置づけというか、どういうふうな働きをされていくのか、ちょっとその辺をお願いいたします。

○防災安全課長（本多孝行君）

今後の話と言いますとあれなんですけれども、25年度に関しましては既に予定をしております、たまたまきょう、やりますのでというお知らせをする決裁が回ってきておりましたので、参考までに申し上げます。私どもとしましては、1回で終了だというふうには考えておりません。こちらのリーダーというのは、リーダーといいますとちょっと責任を負わせてしまうような感じですが、リーダーとなれるような知識、経験を負っていただく方が地域にたくさんいることは万が一災害が発生した場合には非常に心強いものになると考えておりますので、決算の場所ではありますが継続してまいりたいというふうに考えておるものであります。

ここで受講された方にいたしましては、ここにございますように開催日5日間にわたって実施しております、参加者63名ということでございますけれども、この方々には、先ほどもちょっと触れましたが、リーダーとしての責任を負っていただくつもりはございません。ただ、ほかの方よりも、防災に関する知識、そういったものを得ていただければ、何かしらのことが起きたときにその知識を役立てていただける、そういった存在であっていただきたい。そういう方が地区で大勢みえればお互いに知恵を出し合って、万が一のときに対応力が高まるのではないかと、そういったふうに期待をしているものでございます。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

そのほか、質疑はございませんか。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

175ページです。私立高等学校授業料補助金です。たしか美浜町は1人8,000円だと思うんですけれども、この額が、近隣市町、知多管内5市5町の中で適切な額かどうか、きちっと検討して出しているか、今後、検討の余地はあると考えていたのか説明ください。

それから、185ページの部活動指導報償金の49万7,000円ですが、この額は部活動の顧問をしている先生たちにじかに配られているのか、それともこれは使い道が違うのか、今まで聞いたことがないものですから、どんな検

討をしているのかお聞きします。

○教育部長（山森 隆君）

まず、私学助成につきまして8,000円、近隣市町と比べてどうかということですが、御承知のように常滑市は廃止されております。あとの5市4町の中では美浜町が8,000円で一番低いわけですが、これ、以前、前回のときも鈴木議員からの御指摘で、検討しているのかということで、町長査定等でいろいろと額については検討させていただいております。

経緯を申しますと、一旦、美浜町はこれを廃止しました。それで、多くの方の御要望により復活させていただいた経緯がございます。そのとき、去年も話し合ったところ、限りある財源の厳しい美浜町の状況の中で復活したことに對して、今ここで額を増額するよりも、今後また廃止にならないように継続できることがまず第一条件の前提条件じゃないかということで、まず、この額をこのまま固定するというわけではございませんが、とりあえず復活させて二度と廃止をすることのないように継続することがまず第一だというふうに結論いたしました。今後の余地としましては、当然周りの状況を見まして増額の余地もありますが、ただ、愛知県内におきましても廃止したり減額したりする市町村がだんだんふえてまいっております。具体的にどこだというのはちょっと、今、資料がございませんが、そういった面も加味しながら、近隣市町の状況も見ながら判断してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから、部活動の報償金でございます。これにつきましては、先生の部活動への個人的な支出でございます。これは以前からあります。ありますが、今年度から廃止というか、愛知県のほうから指示がありまして、給料の二重払いに相当する可能性が出てくるということで、これは廃止して別の形で予算要望しております。それは、部活動に對しまして全体的な補助をする補助金として25年度からやっておりますけど、24年度までは個人的に報償金として出しておりました。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

私立高等学校の授業料の補助金ですが、確かに廃止したところもあると思います。常滑は廃止しました。でも、今、子供たちを取り巻く状況は、この不景気の中で決してよくはないんです、本当に。私学に通う子供さんが中途退学したり、授業料を滞納したり、そういう状況がいっぱいあります。そういう中でぜひ、継続していくというふうに判断したということですが、もちろん継続していただきたいし、今後、やはり4市5町の中では一番低いと思います。だから、ぜひ増額を検討していただきたいとお願いしておきます。

それと、部活動の先生の、別に部活動の補助というのは、顧問の先生方は授業が終わってから、時間外も含めて部活動の指導に当たっています。要するに先生たちはこれが残業手当だというのが実際ないと思います。別の名前の形で平日の時間外の手当と土日の部活の援助に限ってはあると言ってみえたのがこの部活動のかなと思いますが、その辺でもうちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（山田道夫君）

中学校の部活動については一般質問でもお答えさせていただきましたように、本当に一生懸命やっております。先ほど部長が答えましたようにこの部活動報償金は県のほうの補助も入っておりまして、平日の部活動に対する先生方の指導時間に応じて出していたものでありますけれども、やはり県のほうから、教員の給料の中にも入っているんだという考えのもとに本年度から県のほうが切りました。そういう関係で本年度からこれがなくなりましたということ。それから、土日の部活動につきましては、連続4時間以上やった場合については特殊勤務手当ということで、別の手当が県のほうからそれぞれ先生方には払われております。

○6番（鈴木美代子君）

顧問の先生は本当に大変で、先生の労働時間には本当に頭が下がる思いでいっぱいですが、もっと先生たちを早くうちへ帰らせてあげたいとか、そういう思いもいっぱい私もありますし、もちろん教育長もあると思うんですが、この部活動の報償金については、私は、これはもちろん決算ですので私の考えではないんですけども、もちろんこれは25年度に廃止して名前を変えてと言われましたが、私は、この部活動費については、支援の助成については今後ももちろん検討していく価値はあると思うんですが、いかがですか。

○教育部長（山森 隆君）

ですので、別の形で支援をするための補助金を創設いたしました。この部活動指導報償金は個人的に今まで出していましたので、それは教育長が言われたとおり給料の二重払いになる可能性があるから県のほうが廃止して、ほかの全愛知県下の市町、全て廃止いたしております。ただ、それじゃ、学校の先生、議員がおっしゃるとおり大変な苦勞をしておりますので、別の形で補助をするということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成24年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成24年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これよ

り質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成24年度美浜町水道事業会計決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案については、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第42号 マイクロバス売買契約の締結について

○議長（磯部輝次君）

日程第6、議案第42号、マイクロバス売買契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

本日、追加上程させていただきますのは、議案第42号、マイクロバス購入契約の締結についてでございます。

早速、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第42号、マイクロバス売買契約の締結についてでございますが、去る8月29日に町内業者5者を含む7者による指名競争入札を実施いたしました。その結果はお手元の資料のとおり、消費税及び地方消費税を含む562万円で有限会社橋本自動車工業所が落札し、8月30日付で仮契約を締結させていただきました。本契約の締結に当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今回購入いたしますマイクロバスはトヨタコースターロング29人乗りでございまして、受注生産であるため納期につきましては3月4日を予定させていただいております。

契約締結につきまして御理解賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 石田君。

○3番（石田秀夫君）

初めて聞くというか、提案されるということで、マイクロバスということですけど、何人乗りなんですか。

〔「29人」と呼ぶ者あり〕

○3番（石田秀夫君）

今まで乗っていたというよりも町で使用していたバスがあったかと思うんですけども、そのかわりに買う

ということで、非常に町としての、道具と言ったらあれですけども、設備としていいんですけども、使用頻度といますか、使用量が、このごろ利用ということを余り聞いていないものですから、そういう点が少し気になります。そういった中で、今後とも視察研修なりに使うということになってくると、しっかりとした予定をば組んでいただいて、有効に使っていただきたいと思っております。

○総務課長（牧 守君）

石田議員のほうからいろいろ、御指導というんですか、御意見いただきました。現在のマイクロバスの使用の頻度につきましては、今、役場の各種団体につきましては総務課のほうで把握しておりまして、使用していただいております。また、学校のほうにおきましては、小・中学校合わせて8校のいろんな社会見学だとかいろんな出かける際にマイクロバスを非常に有効に使っていただいております、年間の運転管理委託料を予定しておりますが、いつもきゅうきゅうでいっぱいいっぱいまで使っていただいていると。非常に使用頻度が高くて、本来ですともっともっと使っていただきたいんですけど、やはり予算の枠もありますのでいろいろ学校のほうにも御無理を言いまして、調整していただいているというような状況でございます。今後、マイクロバスがちょっと小ぶりになりますけれども、一応前回と同じぐらい、29人乗りでございますので、新しくなりますし、ぜひ引き続き有効に使ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号、マイクロバス売買契約の締結についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第7 発議第5号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
についてから

発議第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてまで3件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第 7、発議第 5 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてから発議第 7 号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

以上 3 件について、提案者より提案理由の説明を求めます。

9 番 杉浦剛君、説明を願います。杉浦君。

〔9 番 杉浦剛君 登壇〕

○9 番（杉浦 剛君）

発議第 5 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年 9 月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、提出者、島田昭夫、鈴木美代子、丸田博雅。

提案理由、この案を提出するのは、国において、平成26年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからである。

意見書は次のページに詳しく載っておりますので、また皆さん、読んでみてください。

発議第 6 号、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年 9 月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、提出者、島田昭夫、鈴木美代子、丸田博雅。

提案理由、この案を提出するのは、国に対して、国の責務を私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する必要があるからである。

意見書については別紙に詳しく載っております。

続きまして、発議第 7 号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年 9 月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、提出者、美浜町議会議員 島田昭夫、鈴木美代子、丸田博雅。

提案理由、この案を提出するのは、愛知県に対して、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国からの財源措置のある国基準単価を保障し、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを強く要望する必要があるからである。

意見書については別紙に詳しく載っておりますので、皆さんお読みください。

以上、3 つの発議を提案させていただきます。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第 5 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第6号、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第7号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、発議第5号、発議第6号、発議第7号の討論、採決は最終日に行います。

日程第8 請願第1号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願について

○議長（磯部輝次君）

日程第8、請願第1号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願を議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

11番 丸田博雅君、説明をお願いします。11番 丸田君。

〔11番 丸田博雅君 登壇〕

○11番（丸田博雅君）

それでは、請願第1号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願でございます。

請願事項につきましては、平成26年度予算において、教育の機会均等の理念を引き継ぎ、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充することでございます。

内容につきましては、要旨ですが、皆さんのお手元にある文書のとおりでありますので、御一読の上、御理解をお願いするものであります。

なお、紹介議員は、私、丸田博雅と鈴木美代子議員であります。

以上です。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、9月11日から9月17日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、9月11日から9月17日までの7日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る9月18日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午後1時51分 散会〕

平成25年 9 月18日（水曜日）

第 3 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第 5 号）

平成25年 9 月 18 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

- 日程第 1 議案第 39 号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 2 議案第 40 号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第 4 号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 3 議案第 41 号 平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 4 認定第 1 号 平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 5 認定第 2 号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成24年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 6 認定第 5 号 平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成24年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成24年度美浜町水道事業会計決算認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 7 発議第 5 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について
- 日程第 8 発議第 6 号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 日程第 9 発議第 7 号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 日程第 10 請願第 1 号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 11 議員派遣の件について
- 日程第 12 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1 番	大 崎 卓 夫 君	2 番	中 川 博 夫 君
3 番	石 田 秀 夫 君	4 番	千 賀 莊之助 君
5 番	山 本 辰 見 君	6 番	鈴 木 美代子 君
7 番	野 田 増 男 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	杉 浦 剛 君	10 番	山 本 和 久 君

11番 丸 田 博 雅 君
13番 磯 部 輝 次 君

12番 島 田 昭 夫 君
14番 家 田 昇 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（１１名）

町 長 山 下 治 夫 君
教 育 長 山 田 道 夫 君
総 務 部 長 森 田 篤 君
厚 生 部 長 岩 瀬 知 平 君
建 設 部 長 片 岡 勝 君
総 務 課 長 牧 守 君

副 町 長 石 川 達 男 君
会 計 管 理 者 神 谷 信 行 君
企 画 部 長 粂 山 博 資 君
経 済 環 境 部 長 久 野 元 嗣 君
教 育 部 長 山 森 隆 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 岩 本 修 自 君

局長補佐兼
議 会 係 長 夏 目 明 房 君

〔午前９時00分 開議〕

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

大型の台風18号は、９月16日の朝、豊橋市の付近に上陸し、日本列島を縦断し激しい雨を降らせ、河川の氾濫や竜巻と見られる突風による甚大な被害を各地にもたらしました。しかも、京都府、滋賀県、福井県に初めて適用した大雨特別警報が発表されるほど猛威を振るった台風でありました。被害者の心中を察するならば同情にたえません。お見舞い申し上げます。

反面、来る９月20日から22日にかけて、新南愛知カントリークラブ美浜コースで、日本女子プロゴルフ協会公認の第44回マンシングウェアレディース東海クラシック大会が、今回で7回目の開催を迎えようとしております。年々来場者数も増加しておられることです。天気予報によりますと３日間ともゴルフ日和ということ、非常に喜ぶとともに期待しております。この大会は全国に放映されており、美浜町を全国にアピールするビッグチャンスでもあります。本大会が主催者、選手を初め来場者の皆さんにも御満足いただき大成功に終了し、今後もまた美浜町内で継続して開催いただけるよう願っているものであります。全町民、おもてなしの心で皆さんを歓迎し、協力しようではありませんか。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、執行部から発言の申し出がありましたので、これを許可します。発言してください。

○教育長（山田道夫君）

本議会に先立ち、教育委員会から報告をさせていただきます。

新聞報道で御存じのことと思いますが、河和中学校で去る９月９日月曜日の朝６時10分ごろ職員が登校すると、正面玄関の前の駐車場に花を栽培しておりましたプランターが幾つか投げ捨てられ散乱しておりました。そこで、校舎を点検しますと、１階の保健室の窓ガラスが３枚、同じく１階の被服室の窓ガラスが１枚、２階の職員室の窓ガラスが４枚、いずれも投石により破損しておりました。そこで、警察に器物破損ということで被害届を出しました。前日の午後７時15分ごろに最終の職員が下校した際には異常はなかったということでもありますので、

夜間による犯行だと思われます。この件につきましては、当日の朝、全校集会で生徒に報告するとともに、保護者にもメール配信をして報告をいたしました。なお、半田市の乙川中学校でも同日の朝、ガラスが破損されるという事件があったようでありますけれども、関連はないであろうということを思われます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（磯部輝次君）

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

ただいまは失礼いたしました。それでは、諸般の報告をさせていただきます。

ラジオ受信機能つき戸別受信機についてでございますが、現在、購入希望者には25年度予算で早急に購入して販売を行いたいと考えておりましたが、愛知県からの補助金内示のおくれから購入事務ができない状態であり、購入をお待ちいただく状況でございました。8月になり、愛知県からようやく補助金額の内示がございましたので早速事務を進めた結果、来る25日に入札を行いまして納入業者を決定する運びとなりました。

本案件につきましては500台分を購入するもので、本契約の締結に当たりまして議会の議決が必要になりますので、来る10月18日の全員協議会の開催日にあわせて臨時議会を開催させていただきたいと考えております。開催につきまして格別の御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

諸般の報告につきましては、以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第39号 美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第1、議案第39号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る9月12日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと説明員として教育長を初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第39号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

議案第39号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部改正に関して、日本共産党を代表して反対の立場から討論します。

今回の条例改正の背景にあるのは、美浜町が抱える人口減少の問題でもあります。私たちも大変深刻な課題と認識しておりますけれども、この点を反映しているとはいえ、町長が日ごろから政治姿勢で訴えてきている住んでよかったと言えるまちづくり、この観点から見ても認めがたい対応策だと言わざるを得ません。

町当局からはいろんな機会に、人口減少の問題、特に若年層の動向などについて分析されて表明されています。この議会でもありました。結婚が遅いとか結婚しない人もふえていないか、あるいは美浜町での働く場所のこと、若い人たちの働き方や給与面などから、そういう現状から来る経済的な問題や社会的な面で美浜町から離れる状況が説明されました。この問題は美浜町だけでは解決できない課題もたくさんあるとは思いますが、しかし、今回の河和南保育所を閉鎖し河和北保育所に統合する提案は、関係する地域住民へのきめ細やかな住民サービス、保育サービスを提供する、そういう立場からは離れることとなります。この問題の現状追認の対応策の1つではありますけれども、若い世代を応援する次善の解決策としては機能しません。ただし、同時に検討された自由契約児童の保育料の見直しなど、これは積極的な施策として評価するものであります。議案質疑の中で全体で800万円ほどの経費節減となることが説明されましたが、私たちはその節減額よりも、地域住民への保育にかかわるサービス、若い世代の思いを応援することを優先すべきと考え、この議案に反対するものであります。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第39号、美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての採決に入りますが、本案は地方自治法第244条の2第2項並びに美浜町立保育所設置、管理及び保育の実施に関する条例第6条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、この場合は議長も表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員は14名であります。

それでは、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ただいまの出席議員は14名であります。その3分の2以上、10名以上でありました。挙手12名であります。所定の数以上でありますので、よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第40号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（磯部輝次君）

日程第2、議案第40号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

おはようございます。

それでは、早速報告に入りたいと思います。

総務産業常任委員会は、去る9月11日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その審査結果を御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第40号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

審査の過程において次のような質疑がありましたので御報告いたします。

土木費の用途地域変更策定業務委託料は地主が負担すべきではないかという問いに対しまして、都市計画法による用途変更は地方自治体の職務であるという答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第40号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）は、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第40号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は、各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第41号、平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第41号、平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第41号、平成25年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号 平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（磯部輝次君）

日程第4、認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてで当委員会に付託となりました部分は、審査、採決の結果、賛成多数により認定されました。

審査の過程において多くの質疑がありましたので、主なものを御報告いたします。

第5次総合計画に使った費用はどのぐらいかという問いに対して、業務委託料に295万円、審議会委員の報酬に61万7,000円執行したとの答弁がありました。

次に、決算全般で多くの委託料があるが減額要求はしないのかとの問いに対して、入札または見積もりで行っており、減額要求はしていないとの答弁がありました。

次に、家具転倒防止器具設置事業で設置実績が少ないではないかとの問いに対しまして、目標値はないが積極的な啓発を行い、さらなる普及を図りたいとの答弁がありました。

災害対策の備蓄資料について、備蓄期限はどれぐらいか、また、備蓄量はどのぐらいかとの問いに対しまして、備蓄期限は5年間で毎年補充している、また、備蓄量はおおむね七、八千食であると答弁がありました。

次に、古い消防ホースがあるが、消防ホースの管理はどこが行っているかとの問いに対しまして、町が購入したものを各区で管理していただいている、傷んだホースがあれば申し出ていただきたいとの答弁がありました。

次に、知多地区労働者福祉サービスセンター負担金とは何か、また、もっと普及を図ったらどうかとの問いに対しまして、通称わーくりい知多に対する負担金であり、知多地区の5市5町により、均等割25%、人口割25%、従業者割50%という内容で運営されている。美浜町では現在119事業所が加入しているが、従業員の福利厚生に資するため、もっと努力をしたいという答弁がありました。

次に、新規就農総合支援事業の青年就農給付金の詳しい内容はとの問いに対しまして、新しく農業を志す方に対する給付金で7名の方に対応した、1人年額150万円の給付で、夫婦の場合は225万円で5年間の給付となる制

度で、ブルーベリー、ナス、米、キュウリ等をつくられているとの答弁がありました。

次に、指定管理者制度になった食と健康の館の決算書は公開されないのかとの問いに、平成24年度から指定管理者制度になったもので、河和港観光センターや産業会館、公民館等、既に指定管理制度をとっている施設と同様の扱いとした、早急にお知らせするとの答弁がありました。

最後に、都市公園整備事業の土地購入費の内容はとの問いに、美浜町総合公園内の民地で、吉田池周辺の土地の購入費であり、面積は6,900平米だとの答弁がありました。

以上、主な質疑を報告しました。

なお、討論についてはありませんでした。

これで報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により認定することと決定しました。

なお、審査の過程において幾つか質問がありましたので御報告いたします。

民生費・衛生費事業の中で、事業の結果、不用額について説明してほしいという問いがあり、不用額が出ている事業全て担当から説明を受けました。担当から、おおむね予算を若干多目にとっているため、その分不用額が出ましたという答えでした。

また、学区健康づくりハイキングについての質問もあり、これは各学区で行っているハイキングです。それに対して報償金という形で、1学区につき5万円補助している。

また、健康推進事業とあるが、どんな方を対象にしているのかという問いに対し、健康づくり応援団活動をしているボランティアのサポーターの協力のもと、ウォーキングロードをやったり、介護の地域介護予防活動支援事業の中で健康推進を図っているという答えもありました。

また、在宅当番医制度について詳しく説明をという問いに対して、この制度は、夜間、祝祭日、年末年始に厚生病院の一室を借りて、そこを定点として開業医の先生方が診察を行っている事業であります。また、開業医院についても診察をしている。委託料は美浜医師会に当番医謝礼で先生方には支払っている。

また、病院群輪番制病院運営費負担金について詳しく説明をという問いに対し、郡内の5市5町の9つの病院が輪番制で知多地域の第2次救急医療を実施しているという答えがありました。

最後に、プールろ過ろ材取りかえ工事102万9,000円とは、詳しく述べてほしいという問いに対し、小、中、合わせて8校あり、毎年順番に修理をしている。また、全校プールの維持管理は幾らぐらいかとの問いに対し、24年度は550万円ほどかかりました。その半分330万円は水代金です。その他、先ほどのプールろ過ろ材取りかえ100万円ほど、そのほかにフェンスの修理などで350万円ほどかかったときもありました。一番多く使って1,000万円ぐらい、通常は600万から700万円ほどです。

という質疑がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。反対討論ですね。反対討論をお願いします。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

私は日本共産党議員団を代表して、認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論を行います。

民主党と自民党、公明党が密室談合で強行した消費税の増税、国会の中では多数で押し通し、法案そのものは通りましたが、現在、経済状況を見て、この秋にも判断することとなっております。安部政権は経済見通しを正確に見ずに、輸出企業や財界ばかり見て、早ければこの10月初旬にも閣議決定する構えであります。しかし、景気回復どころか、実態は不況がどんどん進んでいく状況で、国民所得は減り続けております。安部政権内部からも、増税しながら経済対策が必要だと、こう出てくるのは、今増税したら景気が悪くなることをみずから認めているようなものだと思います。しかも、引き上げて庶民から吸い上げる、8%になった場合、10%になった場合、消費税8兆円のうち3分の2の5兆円を大手ゼネコン関係にばらまくというものであります。お金の使い方に困るほど内部留保をため込んでいる大企業に減税しても、景気はよくなるどころか悪くなります。私たちは逆に、消費税の増税を断念することこそが最大の景気対策だと思っております。

美浜町の決算資料によりますと、この消費税、一般会計、特別会計、水道会計を合わせますと7,000万を超える金額となります。これが8%あるいは10%に引き上げられるならばさらに1.6倍、2倍になるわけですから、町の財政計画にとっても大変な打撃になるものと思われます。こういった中で、24年度の実績町の一般会計歳入歳出決算は、収入総額が74億8,603万円、歳出総額71億7,482万円、形式収支が3億1,120万円の黒字、単年度収支額も7,134万円の黒字、実質単年度収支額1億4,408万円の黒字となっております。このように平成24年度の決算が好調だったことは、収入の中でも地方交付税及び臨時財政対策債の増であり、その他は、1件だけは違いますが、ほとんど減収となっております。いわゆる、言葉は正しくありませんですけど外部頼みでありますので、大変心配されるところであります。

中でも、地価の下落に伴う固定資産税や都市計画税が減少していることは、町財政にとってもさることながら、町民の皆さんの生活のやりくりそのものが大変になっている、このことが明らかであります。町長からの決算概要報告によると、交付税などは国の施策により大きく変動する上、地価の下落、人口減少など、一朝一夕に解決できない問題も抱えている。常に現状の見直しと改善に努めるとありましたが、24年度の中では、これまで私たちが繰り返し指摘してきた、緊急性を要しない、そして、町民の意向に沿っているのかどうかと言われる万葉の森の公園整備などに2,530万円もつぎ込み、町民の要求とはかけ離れた事業でもある、あわせて、美浜町交流拠点事業などとあわせて無駄使いを続けているのではないかと指摘します。

歳入面で指摘しなければならない課題でございますけれども、1億3,897万円、こういった町税の収入未済額があります。ぜひこれは、回収に当たっては住民の実態をよくお聞きしながら滞納者お一人お一人に当たっても

raitai to kotosu no mono de arimasu. shugi no naka de mo shiji saremashita ga, aizhou-ken chitosei chihou shuin seisei kikan ni yuukete itteki no koushou no seika ga atta, kou shoumei saremashita keredomo, shumin no sobe ni yori tsuite taishou suru, kou iu koto o suru naraba, itsumade mo shuin seisei kikan ni iken suru taishou o kaete, mihami-chou no jikou de, shimin no jikou de kaisoku suru koto o zeibi motetai to omoimasu. kono kankwa wa, mihami-chou de wa shimon no naka de kutaiteki ni kakuji mitai na koto wa tsukande inai you de gozaimashita keredomo, hoka no shichou de kankwa ga akiraka ni sareteiru you ni, tatoe shuin seisei de attemo, nanka no seikashou made toriageru you na kyuin na shiashi na eido, motto kenshi iu kata o suru naraba, minkan no ginkakasei no toridoya goki no seisei kikan no taishou wa, shumin no jitsutai o mizu ni shuuji dake ni kodawatteiru no de wa nai ka to iwa gazu o totemasen.

もう一点、都市計画税についてでありますけれども、以前から指摘しているように、充当する事業が大きく減少する中、基金に残してため込んでおりますけれども、そうではなくて、負担している市街化区域の方々に率直に声をかけて、住民負担を軽減する形で利率の見直しを真剣に検討していただきたいと思ひます。

次に、歳出についてであります。

2 款の総務費、総務管理費の中、職員の配置についての資料がありました。24年度に2名の削減となっておりますけれども、臨時職員、パート職員との関係が詳しく分析されていなくて、これが単純に経費削減となっているのか、総務産業常任委員会の中でも議論がありました。質問の中で、次回は主要施策の成果・実績報告書の中に、臨時職員、パート職員の実態も載せるようにしたい、こう約束をされました。町の職員だけでなく、私たち議員も含めて、正規職員を補佐しながら懸命に勤務に専念しているこれらの臨時職員やパート職員の皆さんの大きな力で町が支えられている、このことを認識しなければならないと思ひます。そして、待遇改善については、途中の職員採用のときにパート職員の中から申し込みする人もいるということでしたけれども、いわゆる正規職員に格上げすることも含めて見直しを求めたいと思ひます。

もう一点、総務管理費の中では企画費の中にリニア中央新幹線建設促進期成同盟負担金というのが計上されていました。民間企業の事業でもありますし、既に皆さんも御承知のように、もう建設の一定の方向が示されました。自治体が負担金を注ぎ込まなくても、私たち、基本的には、これ全面的な賛成とは言えませんが、これは進んでいくものではないかなと思ひております。いつまでもだらだらと負担を続けることはとんでもない話だと指摘しておきます。

3 款の民生費でございます。

超高齢化社会に入り、これから高齢者支援が重要な課題となります。そういった中、高齢者の生きがい、楽しみの1つでありました保養施設の利用券、2枚に減らされたまま改善されておられません。むしろ、その上に、対象者の年齢も70歳にこれから引き上げられる制度となり、縮小されます。敬老会も各区に分散して実施するようになっておりますけれども、18区全体がお年寄りの方々を優しくねぎらうような行事になっているのでしょうか。野間学区では昨年は実施されなかったようにもお聞きしました。また、敬老金の配付についても対象年齢がどんどん上がって、対象者を絞っているような方向になっております。町として、長生きをしていただいている高齢者の皆さんに対して今までの感謝の気持ちを表す行事として、どんどんこういったものを縮小することは残念でなりません。

行政として今やることは、公園の遊歩道建設や整備よりも、弱者救済、こういったことではないでしょうか。これからは、高齢者の皆さんや、あるいは収入が200万円前後あるいはそれ以下の厳しい生活を余儀なくされる方がどんどんふえております。こういった町民の方々の生活援助として、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等に他の市町村のように一般会計からも繰り入れて町民負担を軽くするような事業が必要だと考えます。

児童福祉の分野では、懸案でありました放課後児童クラブが、年度途中ではありましたが河和小学校内に開設

されました。引き続き西部地区にも展開されますので、この事業については高く評価したいと思います。私たちもぜひ利用者を広げることに英知を注ぎたいと思います。

病後児保育についてでございます。たびたび一般質問や質疑でも取り上げてもらいましたけれども、知多厚生病院の診療棟が新築となった暁には、もちろん今完成しておりますけれども、町と病院で実施を検討するはずでしたが、いまだに実現しておりません。ぜひ町として、病院側に強く交渉を持っていただきたいと思います。

福祉医療費のことでございますけれども、後期高齢者医療制度は、苛酷な保険料取り立てと、給付を切り捨てる、まさに高齢者いじめの制度であり、私たちは何としても認めることはできません。国の制度といいながらも、高齢の方々だけではなくて支える側の医療の関係者からも多くの問題点が指摘されております。高齢者の方々が安心して医療を受けられる環境を整備すべきであります。そのために、自治体からも大きな声を上げていくことが求められます。

8 款の土木費の中でございます。

都市計画事業の中での公園管理費、遊歩道公園基本計画については、前段でも触れさせていただきました。当初予算の中に入っていますから指摘されるようなことはないと言われるかもしれませんが、これまで総合公園の整備ということで一くくりで進められて、町民には事業概要の説明のない段階から都市計画税が投入されて、地域住民に還元されない、また、離れたところから無駄使いの事業ではないかと、こういうふうに心配されております。24年度から26年度にわたって行われるこの事業は、事業の内容そのものが、都市計画税を負担している、いわゆる市街化区域の皆さんの町民の側を向いているのかどうか、このまま進めていいのか、大きな問題だと受けとめております。町長がいつも言っております身の丈に合った事業なのか。私たちは、到底成り立ち得ない、こう指摘したいと思います。

また、交流拠点事業についても同じような進め方をしております。その中で、県の施設内でのドッグランの施設管理支援なども、町民の皆さんの意見を真剣に受けとめているのか、甚だ疑問であります。

美浜町公共下水道事業調査検討業務委託事業というのがありました。24年度に入ってから具体的な目的など町民には説明のないまま一部関係者でこれが進められて、先日唐突に研究成果なるものが発表されたようで、議員にも一部だけ説明がありました。そして、きのう、けさの新聞にありますように、町のほうも記者会見をされたようであります。これまで、つい最近の22年度の段階でも、合併浄化槽方式でなければ財政面から美浜町での公共下水道事業は困難だ、こう町の方針となっておりました。この町の基本方針を変更されたのか。そして、町民にそのことを提示して、中身を提示して判断を仰いできたのか。また、議会に了承を求める、今後のことだと思いますけれども、議会としては唐突に説明を受けたような形であります。このように根本的なところから議論をされなければならないと思っております。私たちはこの事業は今後の大きな課題と思っておりますので、いわゆる検討段階、あるいは研究段階のうちから、住民説明会など、このことを今どのように思っているのか、説明はありませんでしたけれども、私たちは、住民こそが主人公だ、こういう立場から、住民説明のあり方なんかも含めてこれらの問題を指摘しておきたいと思います。

もう一点、総務産業常任委員会の中での議論の中でも指摘しましたがけれども、今、都市計画税の事業の中の区画整理事業というのが4カ所あります。この中で、中身はそれぞれあると思いますけれども、この区画整理事業の解散を含む見直しというのを、ぜひ地元の関係者とよく分析しながら、都市計画税の負担軽減、ぜひ外してほしいというところもあったというふうに聞いております、見直すことを求めたいと思います。

10 款の教育費の中で、最後になりますけれども、私立高等学校授業料補助金、これは昨年度も指摘しましたけ

れども、いまだに改善されておられません。1人8,000円ではなくて、少なくともそれまでの1人1万円に増額することを要求しておきます。ほかの幾つかの自治体ではむしろ増額をして、1万円を1万2,000円とか、そういう形で見直しをしております。長引く不況の中で、子供たちにもこの経済的な負担が悪影響を及ぼしているものと思います。

以上、少し長くなりましたけれども、評価する点、あるいは指摘、改善するところを述べさせていただきました。一部の前進した施策はあるにしても、全体として本決算が町民の求めている施策にはまだ不十分なものがあり、町民の声に真摯に答えていない面がある。そういうことから認めることはできません。

以上、日本共産党議員団、地方自治の原点に立ち返り、また、町民の声を代弁して反対討論といたします。

以上であります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。4番 千賀荘之助君。

○4番（千賀荘之助君）

賛成の立場で討論をさせていただきます。貴重な時間を拝借いたします。

決算につきまして、現実として13兆云々の国の地方交付税があつて、24年度の美浜町の行政が完遂されております。その中であつて、職員の方々は年間、大ざっぱな言い方ではございますが、100万円からの減額の給料で辛抱し、町長の指揮のもと精いっぱい、美浜町が少しでもよくなるように働いていただいていることにまずもって感謝をいたしておきます。

いずれにいたしましても、政党間の問題を町政に持ち込んで都合のいいことだけ言うのなら簡単でございます。だが、現実には厳しいのでございます。それ以上に、町長も何回となく国へ陳情に上がり、いろんな面で美浜町民の幸せを願い、また、美浜町の将来を願い精いっぱい努力をさせていただいておるものと、よく拝見いたしております。そういったことにつきまして、私はこの24年度決算、非常に均衡のとれた決算になったと、そのような認識を持っております。

ただ、1点、指摘をいたしておきます。いわゆるインフラ整備、そういった中で、美浜町は、いわゆる農業面で非常に広大な土地を有しております。それに対し、そういった農業土木を、いわゆる土木課と統一したということにつきましては、非常に農民の方々も困惑をし、また、多分職員の方々も、かなりまだいろんな面で問題が残っているような気がいたします。その辺をもう一度、町長、しっかり検討していただきまして対応していただきたい。

それだけを注文をつけまして、私は、総合的には100点満点だと、町長、よく頑張ったと、そういったことを最後の言葉として賛成討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。反対のほうですね。石田君、どうぞ。

○3番（石田秀夫君）

平成24年度美浜町一般会計決算の中で、弁護士報酬金、控訴着手金ということがございます。私は予算でも反対させていただきました。これを認めるわけにはまいりません。ですので、賛成、承認しかねます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。賛成討論ですか。丸田君。

○11番（丸田博雅君）

認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から、親和会を代表いたしまして討論をいたします。

平成24年度一般会計の決算は、平成23年度と比べ大幅に好転いたしました。平成23年度は単年度収支、実質単年度収支ともに赤字であったものが全て黒字に転換し、90.5まで悪化した経常収支比率も83.0と改善されました。好転の要因はもちろん、これまで推し進められてきた行政改革による人件費の抑制、実施事業の見直し、新規起債発行の抑制による起債残高の減ということが挙げられますが、町長の決算概要の説明にもあったように、その最も大きな要因は地方交付税及び臨時財政対策債の増によるものであります。

町の主要な財源である町税は、法人税収の回復が見られるものの、地価の下落に伴う固定資産税、都市計画税の減が続いています。また、その他の自主財源費目においてもその多くが減少しており、結果として地方交付税を初めとする依存財源の比率が高まっていることから、町の財政はむしろ、より不安定になったとも言えるのではないのでしょうか。

昨年度途中に実施された衆議院議員総選挙において民主党から自民党に政権交代し、いわゆるアベノミクス効果による景気の好転が期待されていますが、かつて自由民主党が行った三位一体改革によって大幅に削られた地方交付税を復活させたのは民主党であり、政権交代がなされた今、地方交付税が再び削減されない保証はありません。

山下町長のもと、国の制度を最大限活用した庁舎の電源確保対策、河和中学校柔剣道場兼木工金工教室の建設、平成25年度には繰り越しとなりましたが小・中学校のトイレ改修、さらに、町を活性化するために単独事業として実施したプレミアム商品券発行事業、防災専門官の設置、河和小学校学童保育の開始など、平成24年度に実施した事業どれを見ても今なすべきことを着実に実施しており、大いに評価するところであります。

健全化に係る指標もこれまで以上によくなっており、数値を見る限り美浜町の将来に何の不安もないように見受けられますが、しかし、国の施策により大きく変動する地方交付税を初めとする依存財源に頼った財政運営の危うさを心配するのは私だけではないと思います。町当局には、町の置かれた状況を十分認識し、国の動向を的確に捉えた長期的な財源見通しに基づく財政運営に今後も務めていただくことを期待して私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

では、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

では、これをもって討論を終わります。

これより認定第1号、平成24年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手多数であります。よって、本案は、各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 5 認定第 2 号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第 4 号 平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで 3 件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第 5、認定第 2 号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第 4 号、平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

以上 3 件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

日程第 5、認定議案第 2 号、平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第 4 号、平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの審査、採決の結果、3 議案とも全員賛成により認定することに決しました。

なお、審査の過程において、3 議案とも質疑はありませんでした。

また、討論もありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第 2 号について、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第 2 号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は、常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第 3 号について、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。反対討論ですか。どうぞ、6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

認定第3号、平成24年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論します。私は文教厚生常任委員長ですが、町民に選ばれた1人の議員としてこの制度を認めるわけにはいかないと考え、反対に立ちます。

後期高齢者、若い人の中にはわからない人もいます。高齢者も75歳になると、一般の保険、多くは国民健康保険ですが、国民健康保険から切り離され、後期高齢者医療となるわけです。国はそこへ差別医療を導入しました。差別じゃないというのなら、みんなと一緒に国保のままでよかったはずです。また、広域化され、組合議員数も極端に減らされ、住民の声が全くというほど届かなくなりました。この制度をうば捨て山と称した国会議員がいましたが、まさにそのとおりであります。

夫婦で健在だと喜ばしいことなのに、1人ずつ保険料を払わなくてはならず、大変割高のものです。先日も御夫婦で健在の御主人が、ようけ払ってきたよ、年をとると年金は税金やこうした保険料を払うためにあるようなもの、食事はつましくしてもこれだけは払わなならんと言われました。国民年金の全国平均は一月4万9,000円と大変少なく、この保険料が大きな負担になっていることは言うまでもありません。

この制度は高齢者の医療費抑制が目的であり、長寿を喜ぶ制度ではありません。私たち日本共産党は、後期高齢者医療制度は撤廃して、お年寄りが安心して医者にかかって、そして安心して老後を暮していける制度を時間をかけてつくるべきだと訴えています。

長野県の実村を視察しました。実村では現在も、65歳以上のお年寄り医療費は無料です。お年寄りも元気に働いています。私たちもそんな村を目指して頑張っていきたいと考えています。

以上で終わります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第3号、平成24年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手多数であります。よって、本案は、常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。6番 鈴木君。反対答弁でいいですか。どうぞ。

○6番（鈴木美代子君）

私は文教厚生常任委員長でありながら、もう一度反対の立場に立ちます。認定第4号、平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論いたします。

先日84歳のおじいさんが、もうくたびれた、もう死んじやいたいと訴えてきました。85歳の連れ合いのおばあさんを1人で介護しているそうです。認知症で今では寝たきりのおばあちゃんを施設に入れさせてくれないかと切実に訴えてきました。私は、気持ちはよくわかるよ、私も母の介護をしてきたからね、でもね、施設に入るには順番があつてね、なかなか番が回ってこないんだわ、悲しいけどこう答えるしか、今の現状はどうすることもできません。

真面目に保険料を払ってきても、いざ自分が介護保険を利用しようと思ったとき、認定されなければ利用することもできません。保険とっているがこれでは詐欺じゃないかと私に詰め寄ってきた人もいます。

現在の基本の保険料は4,500円。この保険料も、13年前、2000年のとき、スタートしたときは2,500円でしたから、2倍近くに値上げされました。

スタートしたときの基本的な考え方は、介護は家族単位ではなく社会的に、つまり介護の社会化でした。ところが、現在の状況はどうでしょうか。老老介護で悲惨な事件もまだまだ起きています。施設に入りたくても100人待ち、200人待ちでなかなか入れません。

私は、美浜町独自の介護保険料利用料の減免制度の実施をたびたび要求してまいりました。県内54市町村で、24年の自治体キャラバンの調査では、保険料の低所得者減免の実施自治体は31、57.4%が独自でやっています。また、利用料は22町村で40.7%が独自で減免制度をやっています。

介護保険は、超高齢化社会の中で利用がふえ続け、国と市町村の負担がふえない限りは保険料の引き上がる仕組みになっております。どうしても国や自治体の援助が必要です。これ以上の保険料、利用料の負担は、年金の少ない高齢者の生活を脅かす結果となっています。ところが、政府は今回の改革で、要支援者や介護1、介護2の人を対象外とするような、切り捨てる動きがあります。

誰もが年をとります。長寿を喜ぶ社会にして、高齢者が笑って暮らしていけるように、町には頑張っていただきたいと求めまして討論を終わります。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほか、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第4号、平成24年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、本案は、常任委員長の報告のとおり認定されました。

まだちょっと早いんですが、ここで休憩いたします。再開は10時半、30分からいたします。

〔午前10時10分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 認定第 5 号 平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第 7 号 平成24年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで 3 件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第 6、認定第 5 号、平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第 7 号、平成24年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

以上 3 件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長報告、願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております認定第 5 号、平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第 6 号、平成24年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第 7 号、平成24年度美浜町水道事業会計決算認定についての以上 3 件の議案については、順次、審査、採決の結果、3 議案とも全員賛成により認定されました。

なお、認定第 6 号の審査において、小野浦地区における農業集落排水の一般的な家庭の平均的な使用料は幾らぐらいかとの問いに、2 カ月で3,000円から4,000円ぐらいだとの答弁がありました。他の 2 議案に対する質疑はありませんでした。

また、3 議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第 5 号について、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号、平成24年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号、平成24年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号、平成24年度美浜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は、常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 7 発議第 5 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
について

○議長（磯部輝次君）

日程第 7、発議第 5 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第 5 号、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決します。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第 8 発議第 6 号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第 8、発議第 6 号、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第 6 号、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを採決します。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第 9 発議第 7 号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第 9、発議第 7 号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第7号、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを採決します。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第10 請願第1号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願

○議長（磯部輝次君）

日程第10、請願第1号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました請願第1号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願については、審査、採決の結果、賛成多数により採択することと決定しました。

なお、審査の過程において、現在、町内に対象者の私立高校生は何人いるのかとの問いに対し、24年度は63人、1人不十分にもらった人がいるんですけども63人との答弁がありました。

また、請願代表者から助成の増額を求める意見もありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより請願第1号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は採択であります。本案は、常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は採択されました。

日程第11 議員派遣の件について

○議長（磯部輝次君）

日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙のとおりお手元に配付いたしました。

お諮りいたします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

日程第12 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（磯部輝次君）

日程第12、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りいたします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終わりました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

それでは、第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に上程させていただきました同意第3号、美浜町教育委員会委員の任命についてを初め12議案につきましては、いずれも議会におきまして慎重審議を重ねていただき、全議案お認めいただきましたことを、心より御礼申し上げます。

25年度もほぼ半分が経過いたしました。その間におけます土地区画整理事業への支援問題につきましては、皆様方の御理解をいただき、無事解決の道筋をつけることができました。

今後におきましても、町の進むべき方向を左右する重要な事項につきましては、議員の皆様方に御相談申し上げ

げるとともに、貴重な御意見をいただいてまいりたいと考えております。

残りの期間につきましては、決算認定での皆様からの御意見を踏まえまして精力的に事業に取り組み、適正な予算執行に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、先週末に襲来いたしました台風18号による被害につきましては、甚大な被害を受けた市町村も多くありましたが、本町におきましては幸いなことに倒木被害が若干発生したのみで、大きな被害もなく安堵いたしております。

まだまだ台風シーズンはこれからでございますので、今後とも住民の財産と生命を守るため災害に備えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

残暑厳しい季節ではありますが、議員の皆様におかれましては十分お体を御自愛いただきますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

これにて平成25年第3回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時46分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月18日

美浜町議会

議長 磯部 輝次

議員 野田 増男

議員 山本 和久